

大垣市第四次地域福祉計画

平成 31 年度～平成 35 年度

創り出そう一人ひとりが
“暮らし続けたいぬくもりの^{まち}大垣”
(地域共生社会の実現)



平成 31 年 3 月
大 垣 市

はじめに

近年、少子高齢化や核家族化の進展、個人の価値観や生活様式の多様化などにより、家庭や地域でお互いを支え合う機能の低下が進んでいます。また、制度や分野をまたがる複合的な課題、制度の狭間にある課題など、地域の課題は多様化・複雑化の様相を深めています。

このような中、国では、ニッポン一億総活躍プランの閣議決定をはじめ、障害者差別解消法が施行される等、社会環境に合わせ福祉施策は大きく変化しています。また、地震、豪雨等の自然災害の発生により、地域の絆や地域力強化がますます重要となってきました。



本市では、平成16年に「大垣市地域福祉計画」を策定し、以降第二次、第三次と改編を行いながら、関係団体・関係機関、大垣市社会福祉協議会と協働・連携し、地域福祉の推進に努めてまいりました。しかしながら、本年度で、第三次地域福祉計画が終了することから、大垣市未来ビジョン及び関連計画と整合を図りながら、地域福祉を取り巻く変化や現状を踏まえ、地域福祉をさらに推進するため、「大垣市第四次地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画の施策展開につきましては、地域住民一人ひとりの地域福祉に対する意識の醸成や地域活動への参加意識の啓発と普及を図っていくことのほか、地区社会福祉推進協議会をはじめとする地域の各団体、ボランティア、事業者などとの協働により、支え合う仕組みをさらに充実させることが重要になっています。

今後、地域課題の解決力の強化が図られるよう、各種施策や取組を着実に進め、市民の皆様が地域の中で幸せに暮らしていける社会づくりに取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言を賜りました大垣市地域福祉計画策定・評価委員会、地区社会福祉推進協議会の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリック・コメント手続きにご協力いただきました多くの市民の皆様、関係各位に心から感謝申し上げます。

平成31年3月

大垣市長 小川 敏

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	4
3 計画期間	12
4 計画の策定体制	13
5 市民ニーズの把握	15
第 2 章 地域福祉を取り巻く現状	44
1 統計データ等からみる本市の現状	44
第 3 章 計画の基本的な考え方	57
1 計画の基本理念	57
2 計画の基本目標	59
3 計画の愛称	59
4 重点目標・推進目標・基本施策	59
5 施策体系図	60
6 圏域の考え方	61

第4章 施策の展開..... 62

- 重点目標1 人と人がささえ合うぬくもりの大垣^{まち}づくり..... 62
- 重点目標2 だれもが安心してサービスを利用できる大垣^{まち}づくり..... 73
- 重点目標3 だれにもやさしい人と社会の大垣^{まち}づくり..... 81

第5章 計画の推進体制..... 88

- 1 計画の推進体制..... 88

資料編..... 89

- 1 大垣市地域福祉計画策定・評価委員会..... 89
- 2 大垣市地域福祉計画推進委員会..... 92
- 3 大垣市第四次地域福祉計画の策定経過..... 95
- 4 用語解説..... 96

※元号「平成」の表記について

元号表記は「平成」となっていますが、平成31年5月以降は新元号に読み替えることとします。

※「障がい」の表記について

「障害」と「障がい」の表記については、法律等に規定されている用語や固有名詞等を使用する場合は「障害」を用い、そうでない場合は「障がい」を用いています。



計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、平成16年3月に大垣市第一次地域福祉計画を策定し、以降5年ごとに改編しながら地域福祉を推進しており、「第三次計画」においては、市民が主体となり、共生・協働の考え方のもと、一人ひとりが自己実現できるまちづくりを目指して、地域住民のほか、大垣市社会福祉協議会など関係機関と連携を図りながら、様々な施策を展開してまいりました。

しかしながら、本格的な人口減少社会が到来してきたことや、ひとり暮らし世帯が増加するなど、社会構造の変化とともに地域のつながりが希薄化しており、家庭や地域における扶助機能が低下し、介護や子育てに関する問題、生活困窮やひきこもりの問題が顕著化してきました。また、福祉制度の狭間でサービスにつながらない人が増加している状況となっています。

そのような中、国においては、様々な分野の課題が絡み合って複雑化している現状を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をとともに創っていく地域共生社会の実現を目指しています。

法改正等においては、社会福祉法の一部が改正され、地域福祉計画策定に際しては、「福祉の各分野において共通して取り組むべき事項」を記載するとともに、包括的な支援体制の整備に係る事項についても盛り込むことが求められています。これらを踏まえ、国は、市町村地域福祉計画策定ガイドラインを示し、地域福祉の推進においては、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことが求められています。

このため、大垣市では、大垣市第三次地域福祉計画において、地域福祉の推進を図ってきましたが、社会情勢等の変化や、本市における地域福祉を取り巻く現状等を踏まえ、平成31年度から平成35年度までの5か年計画として、大垣市第四次地域福祉計画を策定しました。

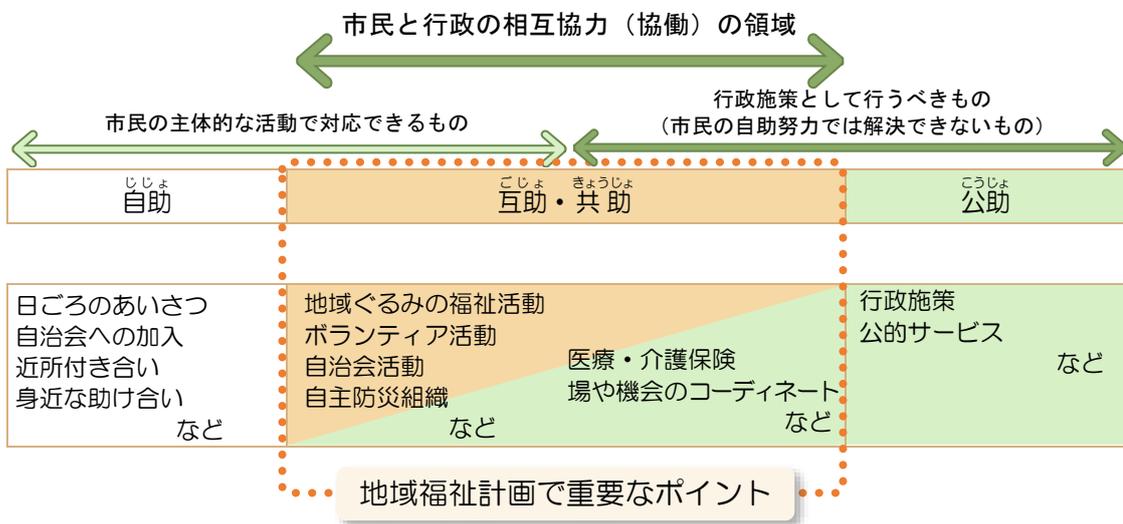
	国の地域福祉に関する状況
平成 12 年	○社会福祉法の改正により、地域福祉計画の策定が努力義務と位置づけられる
平成 25 年	○社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書 ○健康日本21（第2次）計画策定 ○社会保障制度改革国民会議報告書 ○障害者自立支援法にかわる障害者総合支援法の施行 ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行
平成 26 年	○厚労省通知「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」 ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律改正 ○子ども・子育て関連3法成立
平成 27 年	○介護保険法改正 ○生活困窮者自立支援法施行 ○厚生労働省通知「社会福祉法人の『地域における公益的な取組』について」
平成 28 年	○「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定 ○「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置 ○「障害者差別解消法」施行 ○「発達障害者支援法」改正（平成17年施行） ○地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)設置→12月に「中間とりまとめ」を公表
平成 29 年	○「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」公布 ○地域力強化検討会（9月に「最終とりまとめ」を公表）

【地域福祉計画における「自助」「互助・共助」「公助」の関係】

＜自助＞
 自分の意思と行動や家族の支え合いによって、自発的・自主的に生活課題を解決していくことを「自助」と言います。すべての課題を自助で解決することはできませんが、自助努力で解決し難い問題について、自らの判断により、隣近所や地域、行政に相談していくことも自助と言えます。
 また、いざ何かあった場合に、気軽に相談することができるように、日ごろから、地域の一員として積極的に地域福祉活動に参画していくことにより、近隣、地域とのつながりを作っていくことも大切です。

＜互助・共助＞
 個人や家族だけでなく、近隣の住民同士や市民団体同士で課題解決を図ることを、「互助・共助」と言います。地域における身近な関係は、隣近所の関係です。日ごろの近所づきあいの中で、それとなく支援が必要な人の見守りをしたり、話し相手になったり、ちょっとした手助けをしたり、時には助けられたりすることを「互助・共助」と言います。
 地域においては特定課題の解決のために様々な団体による活動が行われていますが、地域福祉推進にあっては地域に属する誰もが、その担い手であると同時に受け手であることから、それぞれの責任と役割を認識するとともに、共に連携・連動していくことも大切です、また、住んでいる地域という地理的な条件に限定されない趣味や、サークル活動などの自己実現のための活動によるつながりは「互助・共助」となります。
 このほか、社会保険のような制度化された相互扶助は「共助」と言います。

＜公助＞
 行政が提供する公的サービスや行政が行うべき支援を「公助」と言います。法律や各種制度に基づくサービス提供も公助ですが、自助、互助・共助のみでは、解決することが難しい生活課題に対応するための支援や地域福祉推進の基盤づくりを行うことも「公助」となります。
 公助は、行政がその責任と役割を担うこととなりますが、住民が抱える複雑多様化する生活課題すべてに対応することは困難なため、自助、互助・共助と連携を行いながら、支援を行いつつ、「自助」、「互助・共助」で解決できることに対しては、可能な限り地域が主体となって解決するという意識をもつことが大切です。



2 計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、本市の地域福祉を推進するため、市民、関係機関、福祉サービス事業者と行政が一体となり、第四次地域福祉計画を策定いたしました。

(2) 地域福祉計画に盛り込む事項

地域福祉計画の策定においては、次の5つの事項についてその趣旨を踏まえ具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を計画に盛り込むことが求められています。

社会福祉法（2018（平成30）年4月1日施行）の抜粋

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(3) 大垣市未来ビジョンとの関係

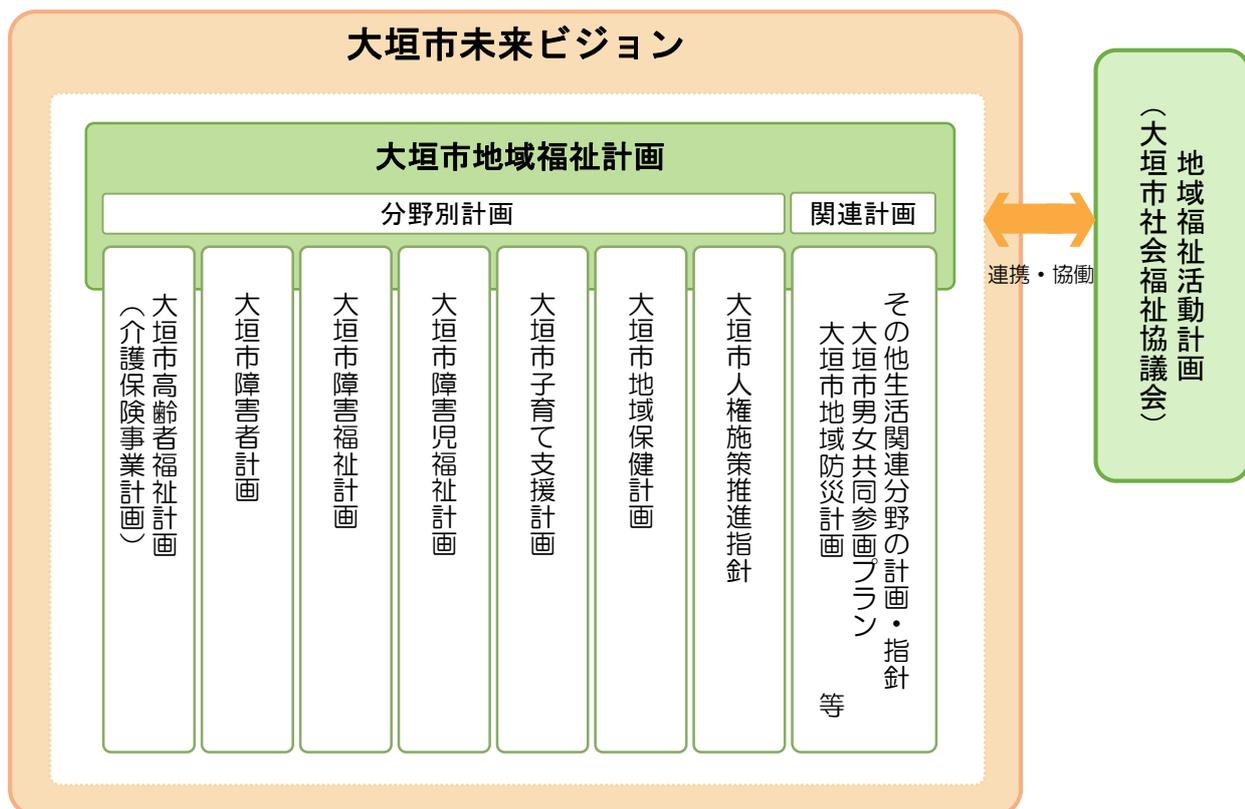
本計画は、大垣市未来ビジョンの個別計画として位置づけられており、本市の未来都市像「みんなで創る 希望あふれる産業文化都市」を実現するため、地区社会福祉推進協議会による地域の見守り活動や支えあい活動等を支援するとともに、民生委員・児童委員や福祉推進委員、地域福祉ボランティアの活動支援や、要保護女性等への支援の充実を図ります。

また、総合福祉会館、中川ふれあいセンターなどの福祉施設の利用促進を図るとともに、地域の活動拠点となる地域集会所等での支えあいを推進する施設の充実を図り、「地域福祉の推進や福祉施設の充実により、地域の住民がお互いに助けあい支えあえるまち」を目指し、施策を推進しています。

(4) 分野別計画・関連計画との関係

本計画は、地域福祉を推進する観点から、高齢者、障がい者、児童（子育て支援）等の分野別計画を内包した総合的な計画とします。

防犯や防災、まちづくりや男女共同参画など、地域福祉の推進において関連がある分野との連携も図ります。



【参考】分野別計画（保健・福祉）における取り組み

○ 大垣市高齢者福祉計画（第7期介護保険事業計画）（抜粋）

地域福祉に関わる主な課題・論点

- 高齢期を迎えても誰もが、健康でいきいきとした暮らしが持続できるようにすることが大切です。また、要介護や要支援状態になったとしても、住み慣れた地域で持続的に生活を送ることができるようにしていくことが重要です。
- 高齢者が要介護・要支援状態にならないよう、日常生活の中で自ら介護予防に取り組み、継続できるよう支援する仕組みを構築することが重要です。
- 要支援者等が増加傾向にある中、従前の介護予防訪問介護と介護予防通所介護に相当するサービス以外の多様なサービスの普及を図る必要があります。
- ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯は、今後も増加し続けることが予測され、こうした高齢者を支えていくためには、行政の支援だけでなく、地域で支え合う仕組みづくりが必要です。
- 認知症高齢者が増加する中、認知症の人への支援については、その判断能力に応じて、必要な介護や生活支援サービスを受けながら、日常生活を過ごすことが重要です。
- 市民が多様な生活支援サービスを利用でき、高齢者も生活支援の担い手として社会参加できるような生活支援体制の整備を進めることが必要です。

基本理念：水と緑のあふれる「高齢者にやさしいまち大垣」

基本施策1 健やかで生きがいのある生活の実現

1. 一般介護予防事業の推進
2. 介護予防・生活支援サービスの充実
3. 社会参加の促進
4. 敬老祝賀事業の実施

基本施策2 自立した安全・安心な生活の支援

1. 在宅福祉サービスの充実
2. 居住する場の確保

基本施策3 包括的な支援体制の充実

1. 在宅医療・介護連携の推進
2. 認知症施策の推進
3. 生活支援体制の整備
4. 地域包括支援センターの強化
5. 介護サービスの質の確保及び向上
6. 地域共生社会の実現

○ 大垣市第三次障害者計画（抜粋）

地域福祉に関わる主な課題・論点

- 今後家族に依存した支援が難しくなることから、生活介護、短期入所、日中一時支援など、必要な福祉サービスを適切に利用できる環境づくりや、NPO法人やボランティアグループなどを活かした市民協働による支援体制づくりが求められます。
- 障がい特性や障がいのある人への理解を促進しつつ、災害時の避難所などにおける障がいのある人への適切な配慮について市民意識の醸成を図り、ボランティアの確保に努める必要があります。
- 不安や悩みを抱える障がい者やその家族が、必要なときに身近な地域で気軽に相談を受けられるように制度の周知を図ることが求められます。
- 子どもから大人まですべての人が、人権の大切さや障がいのある人への理解を深めるため、家庭・地域など身近な場で人権や福祉について学ぶ機会が必要です。
- 「成年後見制度」は、障がいのある人の、特に「親亡き後」の身上監護や財産管理の問題解決に有効ですが、まだ制度を理解されていない現状です。制度の周知・啓発活動を継続して実施する必要があります。
- 社会参加促進の観点からも、外出時の支援体制（サービス）の確保を図るとともに、階段や道路、歩道など、生活環境のバリアフリー化をさらに推進する必要があります。

基本理念：障がいのある人もない人も互いの個性を尊重し、共に安心して暮らせる、市民協働による自立支援社会づくり

施策目標1 自立した暮らしの支援

1. よりきめ細やかな相談支援体制の充実
2. 地域での自立に向けた生活支援サービスの充実
3. 日常の暮らしの場としての多様な住まいの確保

施策目標2 日中活動の場の充実

1. ニーズに応じた障がい児支援の拡充
2. 雇用環境の整備
3. 自己実現に向けたきめ細やかな就労支援
4. 自立を支える多様な活動の場の充実

施策目標3 社会参加の促進

1. コミュニケーション等サービスの充実
2. 社会生活力の向上に向けた社会参加への支援
3. 保健・医療・福祉の連携
4. スポーツ・芸術文化活動の推進

施策目標4 バリアフリー社会の実現

1. バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり
2. 合理的配慮と情報提供の充実
3. 障がいを理由とする差別の解消と権利擁護の推進
4. 相互理解と交流を通じたこころのバリアフリー

施策目標5 安心できるまちづくりの推進

1. 災害等の緊急時における安全・安心の確立
2. 地域ぐるみで取り組む福祉の推進
3. 福祉人材・ボランティアの養成と確保

○ 大垣市第二次子育て支援計画（抜粋）

地域福祉に関わる主な課題・論点

- 環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援していく必要があります。
- 子育ては、家庭はもちろん、行政、企業、地域などが協力して取り組むべき課題であるという認識を共有し、それぞれが、あるいは連携して次世代育成支援を進めていく必要があります。
- 働きながら子育てしている家庭への支援だけでなく、保育園や幼稚園等に入園する前の子どもを育てている家庭が安心して子育てができるよう、子育て相談や子育てサロンの充実、子育てグループの育成などを進め、すべての子育て家庭への支援をしていく必要があります。
- 身近な地域でのきめ細かな、独自性のある活動が今後さらに求められるため、関係団体と協力して、人材の育成や活動支援を行って、地域福祉を推進していく必要があります。
- 相談・苦情に応じる体制の整備を進め、情報提供を行い、関係機関等と連携し、すべての子育て世帯に、よりきめ細かいサービスの提供を行っていく必要があります。
- 少子高齢化、核家族化等の社会構造の変化や働く女性の増加等子育て家庭の環境が大きく変化しており、利用者の視点に立った利用しやすい子育て支援サービスの充実を図る必要があります。

基本理念：子どもが健やかに育ち 安心して子育てができるまち

基本目標Ⅰ 子どもたちの笑顔あふれるまちづくり

- 1 乳幼児期の保育・教育の充実
- 2 学校教育の充実
- 3 多様な学び・活動の場の整備・充実

基本目標Ⅱ 子育ての幸せ感じるまちづくり

- 1 子育て不安の解消（相談・情報提供・仲間づくり）
- 2 子育て家庭への経済的支援の充実
- 3 子育て支援サービスの充実と社会参加の促進
- 4 特に支援を必要とする家庭への支援

基本目標Ⅲ 健やかに親子が暮らすまちづくり

- 1 小児医療等の充実
- 2 母子保健サービス等の充実
- 3 障がいのある子どもの療育の充実
- 4 食育の推進

基本目標Ⅳ 子育てをみんなで支えるまちづくり

- 1 地域ぐるみの子育ち・子育て支援の促進
- 2 子育てと仕事が両立できる環境づくり
- 3 少子化対策推進のための親育てと家庭教育
- 4 みんなで子育ての意識啓発

○ 大垣市第二次地域保健計画（抜粋）

地域福祉に関わる主な課題・論点

- 地域保健活動を推進するためには、保健専門職が、地域で活動する様々な団体等が実施する活動に参加・参画することや、地域保健活動の関連団体等の連携を促進し、ネットワークの基盤づくりが重要です。
- 地域保健活動の充実を図るため、保健・医療・福祉などの各分野が連携して健康づくりに関わる人材の育成と資質の向上に向けた取り組みが必要です。
- 市民の多様で効果的な健康づくりを推進するため、個人、家庭、地域、各種団体、市の連携・協働が必要です
- 妊娠・出産・育児期の親子の健康を守る各種保健サービスの充実や情報提供等を通じて、安心して妊娠・出産・育児ができる環境づくりが必要です。また、個別の支援が必要な親子については、早期から、途切れのない支援を推進するため、各関係機関との連携が必要です。
- 健康寿命の延伸に向けて、高齢者の健康づくりに一人ひとりが介護予防に主体的に取り組めるよう、様々な活動を各関係機関と連携しながら推進することが必要です。
- 大規模災害等への備えや、救急用品の備蓄や、災害時保健活動マニュアルを充実させることが必要です。

基本理念：みんなで創ろう 健やかで いきいきと暮らせるまち

基本目標Ⅰ 地域保健活動の推進

1. 市民・地域団体等との協働活動の推進
2. 健康課題を持つ個人への支援
3. 人材育成と資質の向上

基本目標Ⅱ 健康づくり活動の推進

1. 親子の健康づくり
2. 健康な生活習慣への支援
3. 高齢者の健康づくり

基本目標Ⅲ 安心できる保健医療体制の充実

1. 感染症の予防促進
2. 医療体制の充実
3. 災害時の保健活動

○大垣市人権施策推進指針（第二次改訂版）（抜粋）

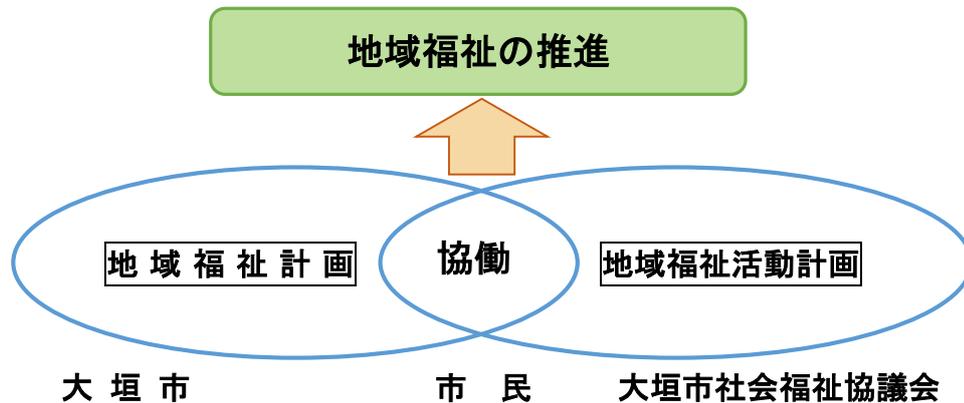
地域福祉に関わる主な課題・論点

- 学校教育や社会教育を通じて、学校・家庭・地域社会において、良好な人間関係を構築し、社会での規範意識の向上を図るよう、発達段階に応じた人権教育を効果的に進めていく必要があります。
- 市民一人ひとりが、人権問題を自分のこととしてとらえ、日常生活の中で、人権尊重の理念、人権感覚を育てていくための人権啓発を効果的に行っていく必要があります。
- 市民一人ひとりが抱える悩みや問題について、身近で気軽にいつでも相談ができるよう支援体制の整備を図ることや相談窓口・利用方法などについて、市民への周知を図ることが必要です。
- 子どもの権利が擁護され、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすための環境づくりに向けて、家庭や学校・地域が連携した取り組みが必要とされています。
- 生きがいづくりや積極的な社会参加に向けた取り組みを進めるなど、高齢者が地域社会の中で役割を確保し、自立できるよう支援していくことが重要です。
- 障がいのある人もない人も、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるよう、障がいの理解に向けた取り組みや障がいのある人が働ける環境づくり、生活支援体制の整備、福祉サービスの充実などを進めていく必要があります。
- 国籍や文化、生活習慣などの違いに関わらず、地域に住む人は誰もが市民であり、互いに尊重しあえる意識を育てていくことができる環境をつくり、多様性を活かした多文化共生の地域づくりを進める必要があります。

基本理念：市民一人ひとりが人権感覚を高め、お互いを認め合う人権尊重のまちづくり

- 1 人権施策がめざす基本的な方向
 - (1) 人権感覚の醸成
 - (2) 一人ひとりの人権が尊重されるまちづくり
 - (3) 多様な価値観や個性が尊重され、ともに支え合えるまちづくり
 - (4) 市民等との協働によるまちづくり
- 2 人権教育・啓発の推進
 - (1) 人権教育の推進
 - (2) 人権啓発の推進
 - (3) 人権に関わりの深い分野の業務に従事する者に対する教育・啓発
- 3 人権擁護の推進
 - (1) 人権擁護の推進

(5) 地域福祉活動計画との関係



福祉は「誰もが幸せに暮らすことができること」ですが、それを住み慣れた地域で実現するためには、法や制度で救う社会保障だけでなく、地域で暮らす人たち同士で支え合うことが欠かせません。官・民の専門職による制度サービスと、住民一人ひとりが主体となって行う多様な助けあいの活動をつなぐことも、地域福祉の役割であり、地域の福祉力を強化・活性化するためには、住民一人ひとりが「困っている人がいたら手助けしよう」「地域で支え合おう」という意識を持ち、行動することが大切です。

そのため、地域住民だけでなく、様々な活動をしている市民団体や地域組織、企業、行政などが、それぞれの役割をもって当事者として参加し、協働しながら、すべての人が人に役立つ喜びを大切に社会を構築していく「地域福祉」を推進することが必要です。

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、同法第4条には「地域住民等は、相互に協力して、地域福祉の推進に努めなければならない」と規定されていることから、本市の地域福祉を推進するため、市民、関係機関、福祉サービス事業者と行政が一体となり、策定する計画です。

地域福祉活動計画とは、地域福祉の推進を目指して、社会福祉協議会が中心となり、民生委員・児童委員等の地域福祉活動者や福祉・医療施設の専門職等が相互に協力して策定する民間団体による福祉活動の自主的・自発的な行動計画です。

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げるなか、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携しながら、地域福祉を進展させていくものであり、この二つの計画は「地域福祉の両輪」として、相互に連携を図りながら策定を推進します。

3 計画期間

計画の期間は、平成31年度から平成35年度までの5年間とします。

今後の社会情勢等の変化や分野別計画・関連計画との整合を考慮して、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
総合計画	第五次総合計画 後期基本計画 平成25年度～			大垣市未来ビジョン (第1期基本計画)					
地域福祉計画	大垣市第三次地域福祉計画 平成26年度～				大垣市第四次地域福祉計画				
高齢者福祉計画 介護保険事業計画	大垣市高齢者 福祉計画(第6期 介護保険事業計画)			大垣市高齢者 福祉計画(第7期 介護保険事業計画)			大垣市高齢者 福祉計画(第8期 介護保険事業計画)		
障害者計画	大垣市第二次 障害者計画 平成24年～		大垣市第三次障害者計画				大垣市第四次 障害者計画 ～平成38年		
障害福祉計画	大垣市第4期障害 福祉計画			大垣市第5期障害 福祉計画			大垣市第6期障害 福祉計画		
障害児福祉計画				大垣市第1期障害児 福祉計画			大垣市第2期障害児 福祉計画		
子ども・子育て 支援事業計画	大垣市第二次子育て支援計画					大垣市第三次子育て支援計画 ～平成36年度			
地域保健計画	第一次計画 平成23年～	大垣市第二次地域保健計画					大垣市第三次 地域保健計画		
人権施策 推進指針	大垣市人権施策推進指針 (改定版)平成25年度～				大垣市人権施策推進指針 (第二次改定版)				

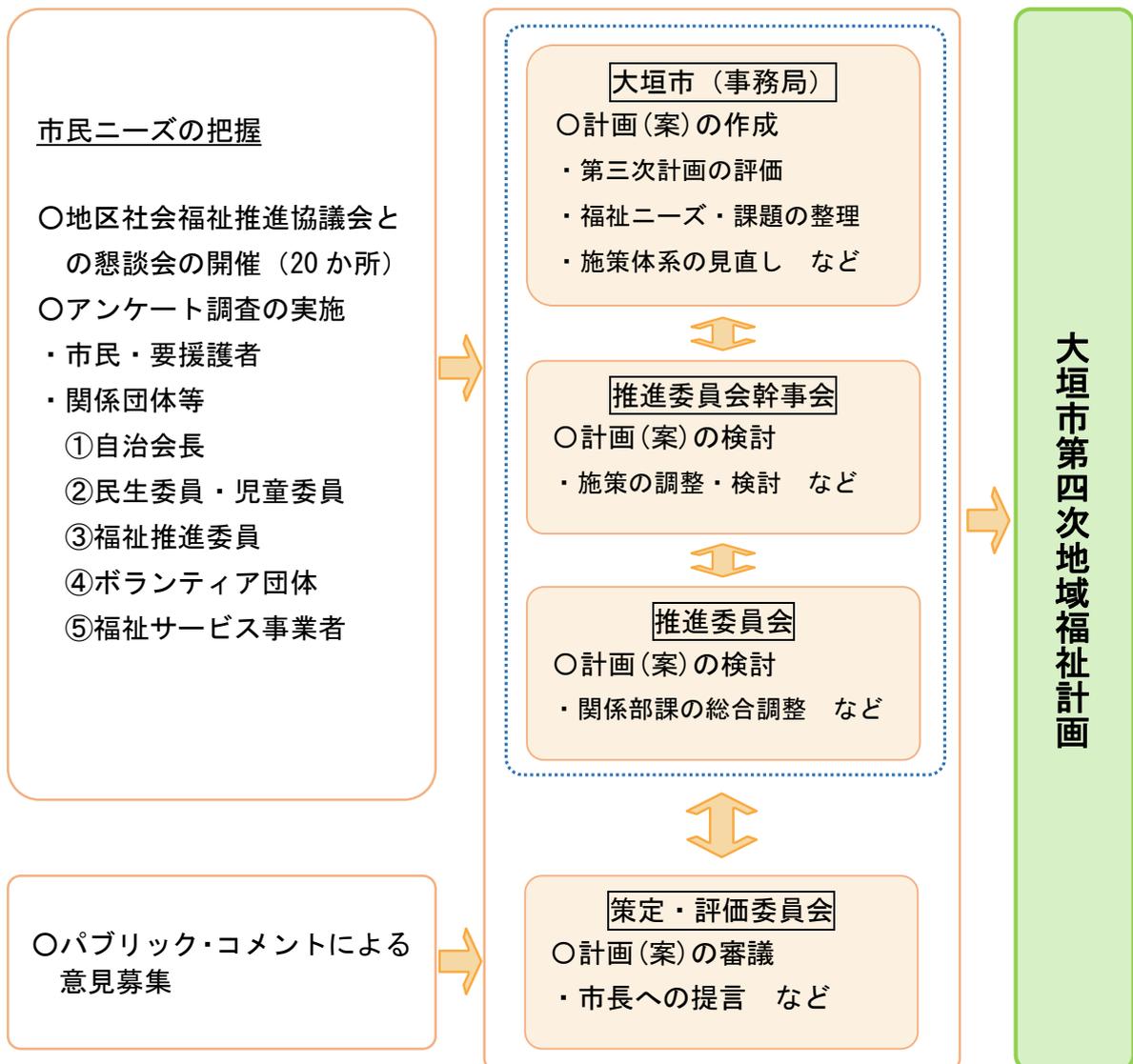
4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市内20か所で地区社会福祉推進協議会との懇談会を開催するとともに、アンケート調査を通じて広く市民の意見を伺いました。

また、本計画を策定するには、市の全庁的な取り組みが必要であることから、庁内に「大垣市地域福祉計画推進委員会」及び「大垣市地域福祉計画推進委員会幹事会」を設置し、計画案を検討しました。

さらに、検討した計画案を、学識経験のある者、社会福祉を目的とする事業を営業者、社会福祉に関する活動を行う者、公募市民など22名の委員による「大垣市地域福祉計画策定・評価委員会」において審議し、その成案を市長に提言しました。

計画策定の流れ





《大垣市地域福祉計画策定・評価委員会》

大垣市 第四回市民公開説明会

ホーム 暮らし・手続き 子育て・教育 健康・福祉 観光・文化 事業者向け 市政

ホーム 市政 計画・施策 大垣市地域福祉計画

大垣市第四次地域福祉計画（案）に対する意見募集のお知らせ

[2018年12月17日]

趣旨
本市では、社会福祉法第107条に規定される「市町村地域福祉計画」について、平成16年3月に大垣市第一次地域福祉計画を策定後、5年ごとに見直し、現在、第三次地域福祉計画において、地域福祉を推進しております。この第三次地域福祉計画が平成30年度末で終了することから、社会情勢の変化や、本市における地域福祉を取り巻く状況等を踏まえ、平成31年度からの5年間を計画期間とする大垣市第四次地域福祉計画（案案）を取りまとめました。つきましては、多くの市民や関係者の皆さまのご意見をいただき、より良い計画づくりの参考とさせていただきます。次のおりパブリック・コメントを実施します。

政策等の名称
大垣市第四次地域福祉計画（案案）

政策等の内容
大垣市第四次地域福祉計画（案案）の概要

大垣市第四次地域福祉計画（案案）（概要）（ファイル名：gaiyou.pdf、サイズ：97.22KB）

PDFファイルの閲覧には Adobe Reader が必要です。尚ソフトがインストールされていない場合には、Adobe 社のサイトから Adobe Reader をダウンロード（無償）してください。

大垣市第四次地域福祉計画（案案）

大垣市第四次地域福祉計画（案案）（ファイル名：span.pdf、サイズ：1,80MB）

PDFファイルの閲覧には Adobe Reader が必要です。尚ソフトがインストールされていない場合には、Adobe 社のサイトから Adobe Reader をダウンロード（無償）してください。

意見の募集期間
平成30年12月17日（月）～平成31年1月16日（水）

意見の提出
ご意見について、轉送する方は[こちら](#)から、提案・意見を提出する方は[こちら](#)から

その他の資料の閲覧場所
社会福祉課、市政情報コーナー、上石津・豊保地域事務所、サービスセンター、地区センター、総合福祉会館、甲川ふれあいセンター、老人福祉センター、上石津老人福祉センター、豊保老人福祉センター、かたらいプラザ、キッズピア大垣子育て支援センター、南郷子育て支援センター、保健センター、青年の駅、ハートリンク大垣

《パブリック・コメント（市ホームページ）》

5 市民ニーズの把握

(1) 地区社会福祉推進協議会との懇談会の開催

平成29年7月から平成30年3月にかけて、市内20か所で地区社会福祉推進協議会との懇談会を開催しました。自治会長、民生委員・児童委員、福祉推進委員など幅広い分野にわたり、1,282人が参加して活発な意見が交わされました。

① 懇談会の開催状況

地区	日程	会場	参加人数
興文	平成30年 2月13日(火)	総合福祉会館	90
東	平成29年 7月21日(金)	東地区センター	49
西	平成29年12月 2日(土)	西地区センター	100
南	平成30年 2月22日(木)	南地区センター	63
北	平成29年12月 8日(金)	北地区センター	106
日新	平成30年 2月10日(土)	日新地区センター	40
安井	平成30年 2月25日(日)	安井地区センター	60
宇留生	平成30年 2月18日(日)	宇留生地区センター	78
静里	平成29年12月12日(火)	西部研修センター	52
綾里	平成30年 3月13日(火)	綾里地区センター	45
江東	平成30年 1月27日(土)	江東地区センター	58
川並	平成30年 2月 9日(金)	川並地区センター	31
中川	平成29年10月 7日(土)	中川ふれあいセンター	89
和合	平成30年 2月 3日(土)	和合地区センター	36
三城	平成30年 1月20日(土)	三城地区センター	97
荒崎	平成30年 2月 9日(金)	荒崎地区センター	40
赤坂	平成30年 2月 8日(木)	赤坂地区センター	68
青墓	平成30年 2月16日(金)	青墓地区センター	76
上石津	平成30年 2月16日(金)	上石津農村環境改善センター	61
墨俣	平成30年 2月 8日(木)	さくら会館分館(墨俣地域事務所内)	43
合計			1,282

② 懇談会の実施方法

懇談会は、「支え合いの4つの窓」と題し、「身近な地域の支え合いで困っていること」「私や家族にできること」「地域（自治会や小学校区）にできること」「地域で支え合いながら暮らしていくためには」の4つのテーマについて、グループワーク形式で行い、地域の課題や今後の方策について、話し合いを行いました。その意見を11のカテゴリーに分けて集約しました。



《地区社会福祉推進協議会との懇談会》

(2) 懇談会において出された意見（カテゴリー別）

① 近所付き合い・交流

テーマ	主な意見
1. 身近な地域の 支え合いで困 っていること	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の交流や近所付き合いが少ない ○地域の行事に参加する人が少ない ○アパート住民とは付き合いが少ない
2. 私や家族にで きること	<ul style="list-style-type: none"> ○近所で困っている人に対する手助け ○積極的に近所の方に声をかけ交流する ○近所の人とのコミュニケーションづくり
3. 地域（自治会 や小学校区） にできること	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども会の組織活動を強化し、世代間の交流 ○あいさつやコミュニケーションを積極的に行う ○近所付き合いや地域住民の交流を促進する
4. 地域で支え合 いながら暮ら していくため には	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども会、自治会、各種会合で情報を交換する ○自治会活動への積極的な参加 ○老人会の活性化

② 自治会・地域活動

テーマ	主な意見
1. 身近な地域の 支え合いで困 っていること	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会等の役員のなり手が少ない ○行事に参加する人が少なく、参加する人が同じ人ばかり ○自治会未加入世帯があり、アパートの人も自治会に加入してほしい
2. 私や家族にで きること	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア活動への参加 ○行事に参加し、交流をもつこと ○地域活動への参加
3. 地域（自治会 や小学校区） にできること	<ul style="list-style-type: none"> ○住民同士が積極的にあいさつ・声かけをする ○困っている人を見つけたらすぐ声をかける ○若い人も高齢者も共に交流する ○日常から近所付き合いが多くなるよう集会所を町内ごとにつくる ○地区や班にこだわらず、知り合い、隣近所の人同士に気楽に声かけをする
4. 地域で支え合 いながら暮ら していくため には	<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動に参加するよう、周知する ○各自治会で訪問する ○地域や町の行事など声かけあってつながりを築いていく ○困ったときに相談できる場所をつくる

③ ふれあい・いきいきサロン

テーマ	主な意見
1. 身近な地域の 支え合いで困 っていること	○地域の行事、ふれあい・いきいきサロンの参加者が少ない ○老人会、ふれあい・いきいきサロンの参加者が固定化している
2. 私や家族にで きること	○ふれあい・いきいきサロン行事などに積極的に参加する ○ふれあい・いきいきサロン活動での声かけ運動 ○ふれあい・いきいきサロンの開催
3. 地域（自治会 や小学校区） にできること	○ふれあい・いきいきサロンなど、地域活動への集いの場へ声かけ ○ふれあい・いきいきサロン等での集まりの中で、住民交流が行われている
4. 地域で支え合 いながら暮ら していくため には	○ふれあい・いきいきサロンに参加する ○ふれあい・いきいきサロンを利用し、地域の仲間づくりを進める

④ 見守り

テーマ	主な意見
1. 身近な地域の 支え合いで困 っていること	○支援を必要とする人がどこに住んでいるのか分からない ○支援を遠慮される傾向にある ○プライバシーへの配慮と、どの程度まで支援すべきかのバランス
2. 私や家族にで きること	○安否確認の声かけ ○電気がついているか、新聞受けに新聞や郵便物がたまっていないかなど気にかける ○散歩している人にあいさつや声かけをする ○困った人の相談相手や話し相手になる ○登下校時の見守り
3. 地域（自治会 や小学校区） にできること	○高齢者世帯の見守りと声かけ ○登下校時の子どもの見守り ○見守りパトロールを地域で行う ○要配慮者に対して必ず見守りの人が付くようにする
4. 地域で支え合 いながら暮ら していくため には	○見守り活動を強化する ○地域の人と見守り活動に協力する ○支援センターを利用する ○介護等で支援を必要としている人の情報を共有する ○あんしん見守りネットワーク事業を推進する

⑤ 安全・安心

テーマ	主な意見
1. 身近な地域の 支え合いで困 っていること	○高齢女性が、道路の横断歩道でないところを杖をついて歩いて危ない
2. 私や家族にで きること	○道路が悪くなった所、公の施設で改良していただきたい点は、市の担当の方に連絡する
3. 地域（自治会 や小学校区） にできること	○交通安全促進等は、交通安全協力委員の方たちが一生懸命活動してみえて大変良い ○小学生等の交通安全の見守り時に声をかけてあげる
4. 地域で支え合 いながら暮ら していくため には	○安心、安全な地域づくりを推進する ○安心して住み続けるために支え合う

⑥ 災害

テーマ	主な意見
1. 身近な地域の 支え合いで困 っていること	○災害時に自力で避難することが難しい人が多い ○防災無線が聞き取れない ○災害時（地震等）の避難訓練に参加してほしい（特に要援護者（要配慮者））
2. 私や家族にで きること	○災害時の安否確認 ○地域の避難訓練に参加する ○声かけ、周辺の人に伝える ○近所の人との情報交換 ○避難場所へ行く
3. 地域（自治会 や小学校区） にできること	○災害時の役割分担を決めて情報を共有する ○防災訓練、災害が起きたときに必要な資器材の準備、購入 ○防災広報の徹底による現状把握
4. 地域で支え合 いながら暮ら していくため には	○避難場所を確認する ○防災体制を確立するよう、推進する ○災害時の役割分担を決める

⑦ 生活環境

テーマ	主な意見
1. 身近な地域の 支え合いで困 っていること	<ul style="list-style-type: none"> ○ゴミ出しのマナーが悪い人が多い ○ペットのふんの後始末 ○各自の当番（ゴミ当番）や清掃、廃品回収に不参加の人が多い
2. 私や家族にで きること	<ul style="list-style-type: none"> ○ゴミの分別や廃品回収のお手伝いをする ○町内の掃除や一人暮らし高齢者の電球の交換 ○ボランティア活動、買い物、家事
3. 地域（自治会 や小学校区） にできること	<ul style="list-style-type: none"> ○情報交換、情報を共有する ○要援護者（要配慮者）の情報の共有 ○家の中の電球の取り替え、ゴミ出し、買い物
4. 地域で支え合 いながら暮ら していくため には	<ul style="list-style-type: none"> ○情報を発信する ○情報を共有する ○ゴミの分別を協力する

⑧ 個人情報の把握・共有

テーマ	主な意見
1. 身近な地域の 支え合いで困 っていること	<ul style="list-style-type: none"> ○アパートの入居者の確認ができない ○個人情報保護が厳しく、詳しい話ができない
2. 私や家族にで きること	<ul style="list-style-type: none"> ○一人暮らし高齢者の生活にプライバシーの観点から深入りしにくい
3. 地域（自治会 や小学校区） にできること	<ul style="list-style-type: none"> ○地域で支え合うために、要援護者（要配慮者）の情報が必要であるが、個人情報の観点から対応が難しいこともある
4. 地域で支え合 いながら暮ら していくため には	<ul style="list-style-type: none"> ○近隣住民との情報を共有する ○マンション・アパート住民の情報を共有する

⑨ 少子化(子ども)

テーマ	主な意見
1. 身近な地域の 支え合いで困 っていること	<ul style="list-style-type: none"> ○行事に若い人の参加が少ない ○若い人が少ない ○子ども会の活動が少ない
2. 私や家族にで きること	<ul style="list-style-type: none"> ○あいさつをして、子どもや高齢者の健康を確認する ○子どもの登下校に付き添う
3. 地域（自治会 や小学校区） にできること	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちと高齢者が顔を合わせる機会を増やす
4. 地域で支え合 いながら暮ら していくため には	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちに話しかけをして、安全を確認する

⑩ 高齢化(高齢者)

テーマ	主な意見
1. 身近な地域の 支え合いで困 っていること	○高齢化している ○地区全体が高齢化になって支えが難しい ○一人暮らし高齢者の生活状況の実態が分からない
2. 私や家族にで きること	○散歩や病院などへの付き添い、薬の受け取り ○一人暮らし高齢者の方への声かけ
3. 地域(自治会 や小学校区) にできること	○高齢者や子どもなど、どこに住んでいるのかを把握して、緊急時など には救助できるようにしておく
4. 地域で支え合 いながら暮ら していくため には	○高齢者、一人暮らしの方等の情報は共有する ○高齢者に話しかけをして、安否確認、体調をみる ○高齢者の方に対して、声をかけて話を聞く

⑪ 家族構成

テーマ	主な意見
1. 身近な地域の 支え合いで困 っていること	○一人暮らしの方が多く、生活状況が分からない ○一人暮らし高齢者に対する関わり方 ○一人暮らしの方は、閉じこもりになりがちである
2. 私や家族にで きること	○家族構成によって、役割を免除している ○一人暮らし高齢者の訪問
3. 地域(自治会 や小学校区) にできること	○一人暮らし高齢者へのお手紙配り(はがき)
4. 地域で支え合 いながら暮ら していくため には	○一人暮らし高齢者訪問、相談相手等(困った時に連絡できる人材の紹介)



(3) アンケート調査の実施

本調査は、「大垣市第四次地域福祉計画」を策定するにあたり、市民の意見を伺い、基礎資料を得ることを目的として実施したものです。

① 調査対象

18歳以上の市民：大垣市在住の18歳以上から2,500人を無作為抽出

自治会長：市内の自治会長

民生委員・児童委員：民生委員・児童委員から100人を無作為抽出

福祉推進委員：福祉推進委員から100人を無作為抽出

ボランティア団体：大垣市ボランティア連絡協議会に登録されているボランティア団体

福祉サービス事業者：市内で福祉・医療・介護等の福祉サービス業務を提供している事業所

要援護者：災害時要援護者台帳に登録された、20歳以上の人から200人を無作為抽出

② 調査期間

平成29年11月7日から平成29年12月30日

③ 調査方法

郵送による配布・回収

④ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
18歳以上の市民	2,500通	1,064通	42.6%
自治会長	495通	447通	90.3%
民生委員・児童委員	100通	91通	91.0%
福祉推進委員	100通	85通	85.0%
ボランティア団体	151通	120通	79.5%
福祉サービス事業者	237通	165通	69.6%
要援護者	200通	126通	63.0%

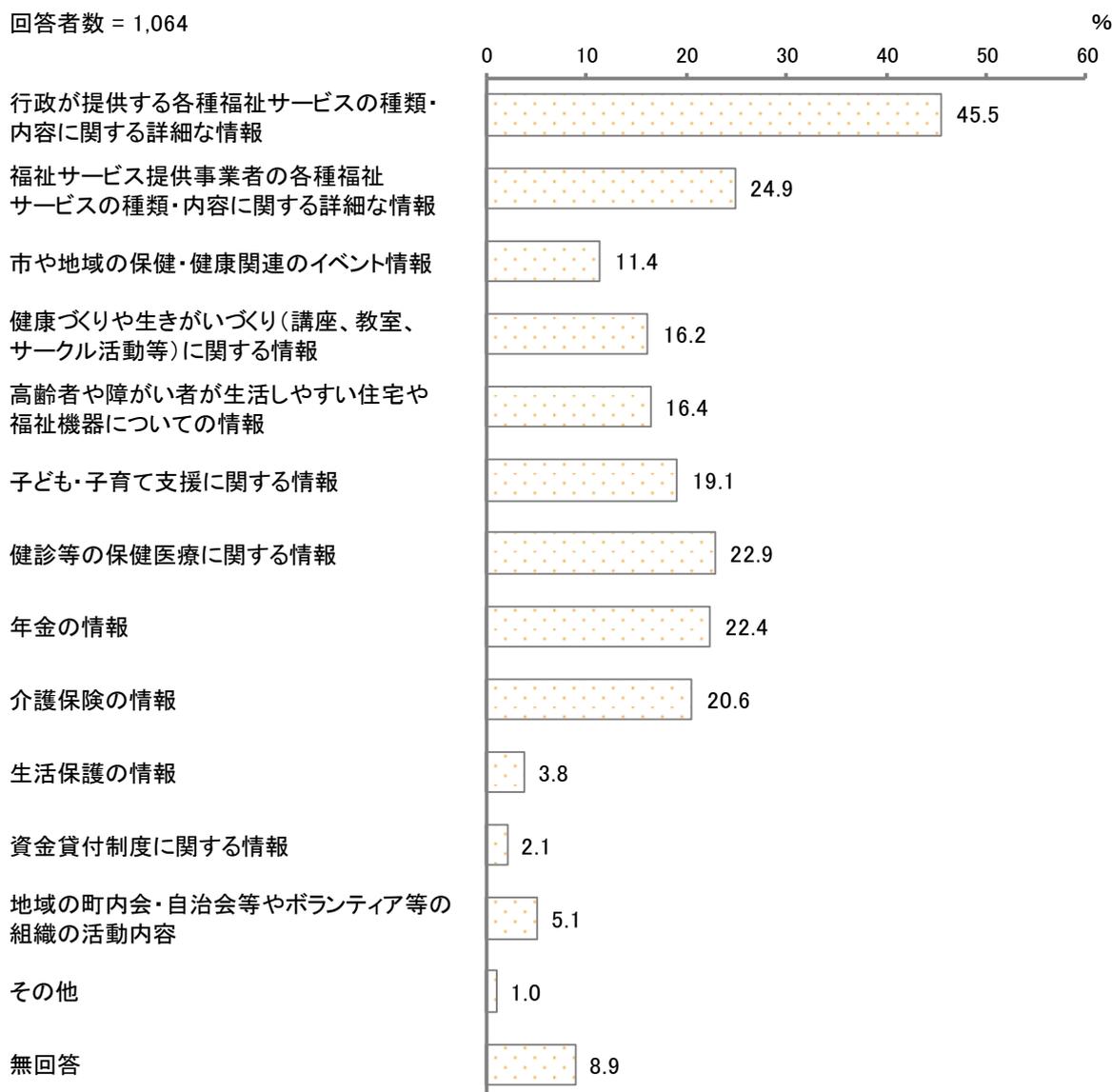
(4) アンケート調査の結果

① 福祉サービスに関して求める情報について

18歳以上の市民調査では、「行政が提供する各種福祉サービスの種類・内容に関する詳細な情報」の割合が45.5%と最も高くなっています。

福祉サービスに関して求める情報について（市民）

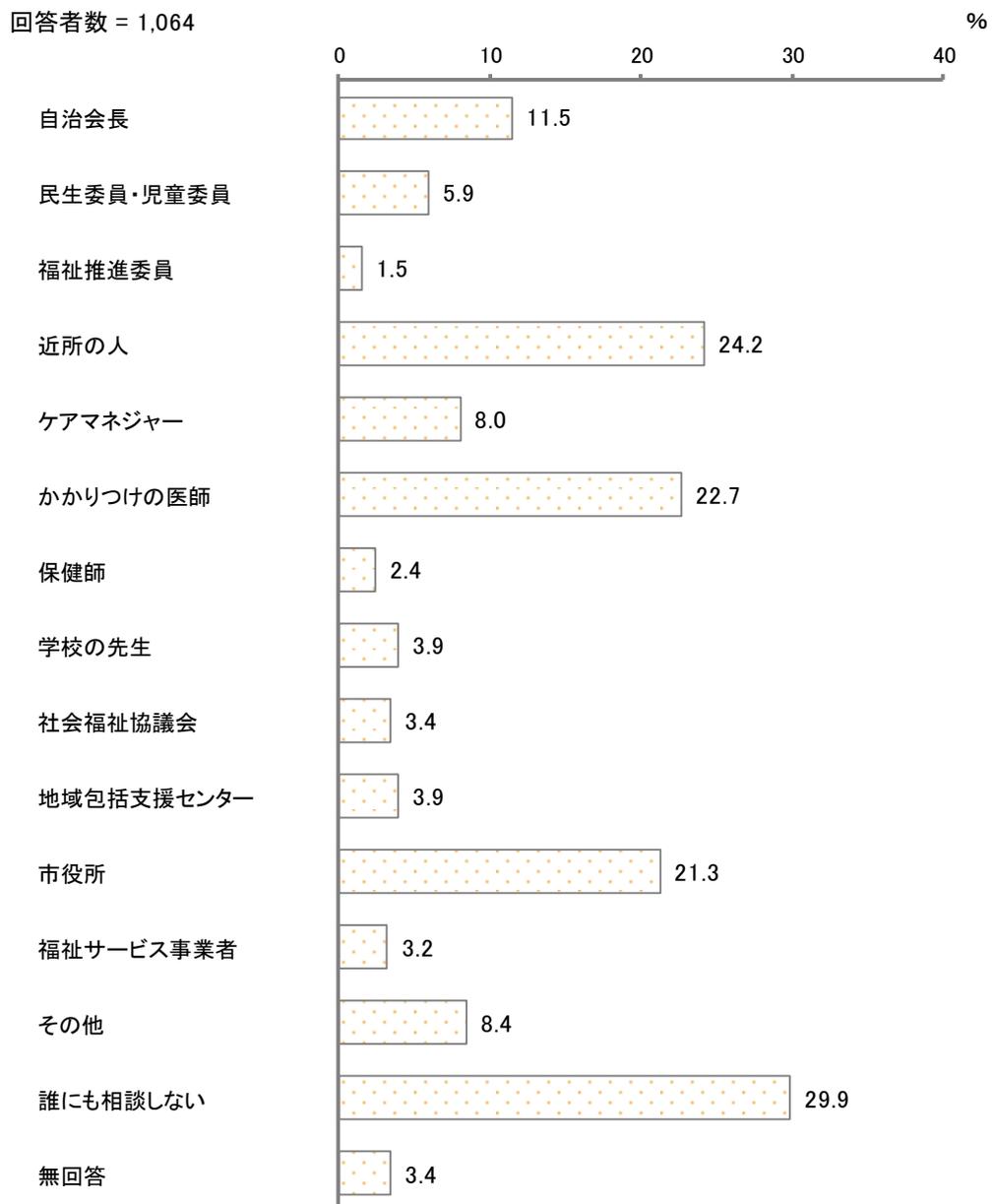
回答者数 = 1,064



② 家族や友人以外での相談相手について

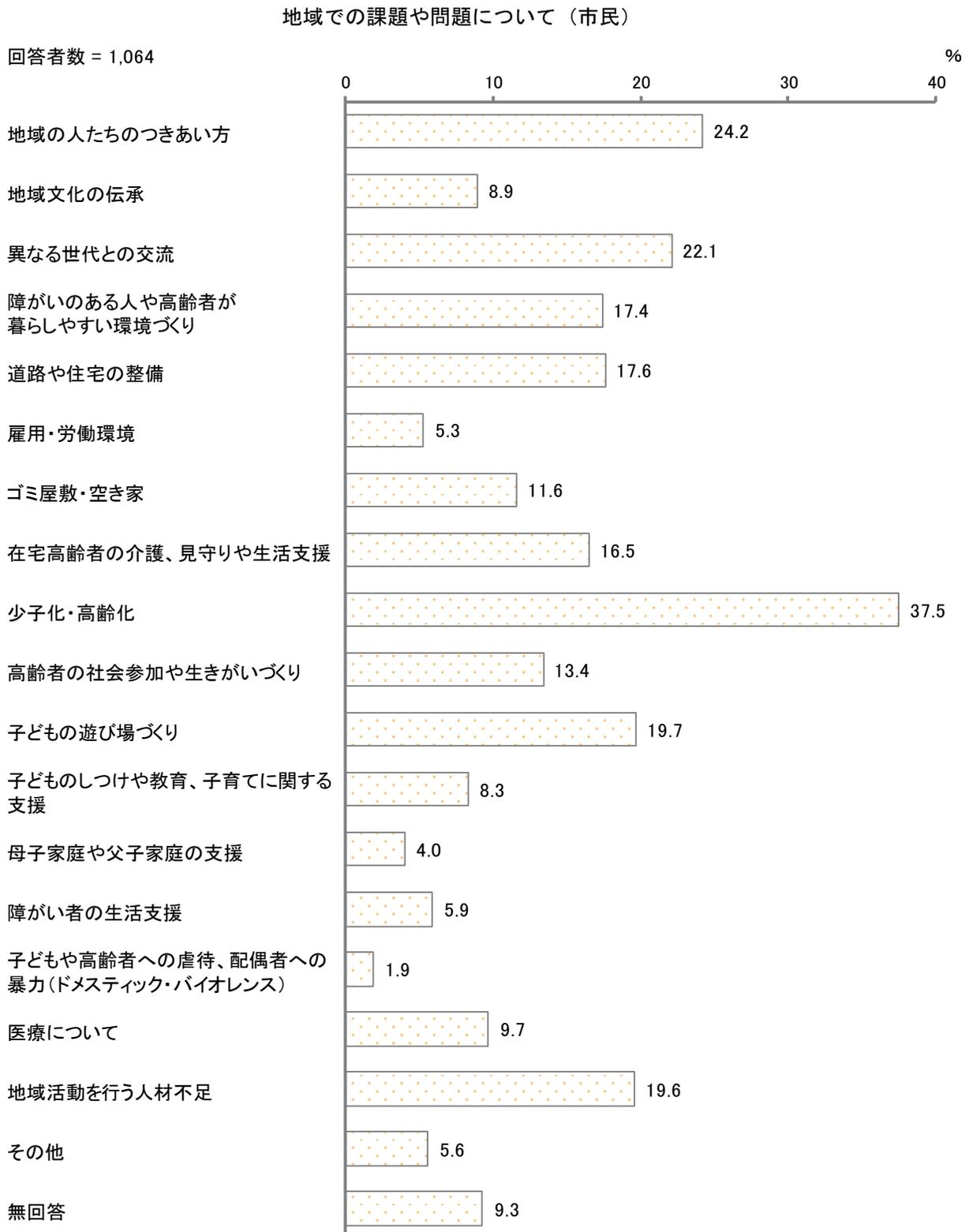
18歳以上の市民調査では、「誰にも相談しない」の割合が29.9%と最も高くなっています。

家族や友人以外での相談相手について（市民）



③ 地域での課題や問題について

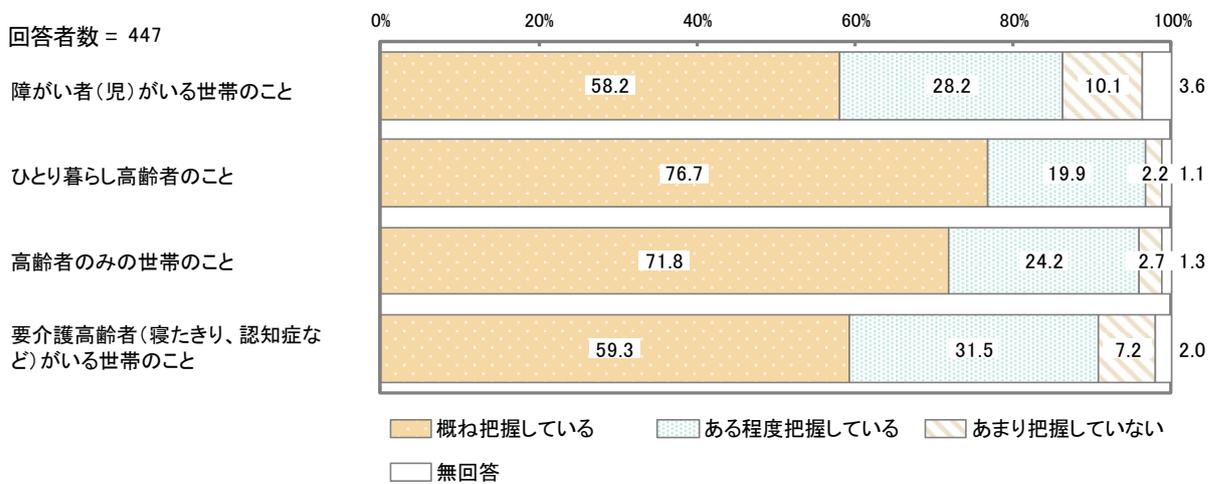
18歳以上の市民調査では、「少子化・高齢化」の割合が37.5%と最も高くなっています。



④ 要援護者の把握状況について

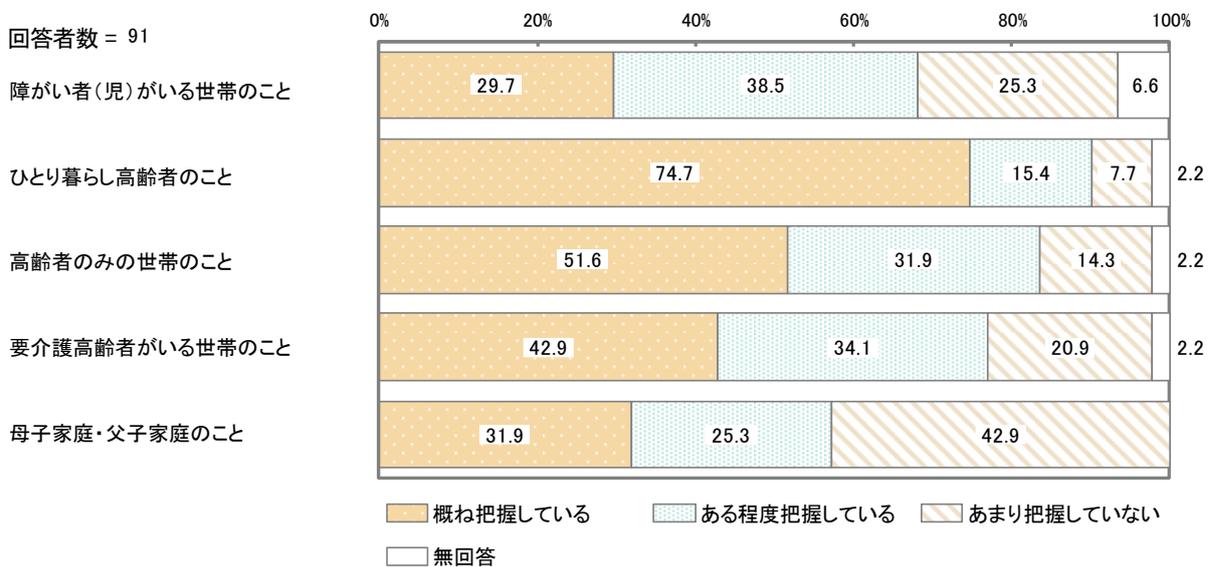
自治会長調査では、ひとり暮らし高齢者のことで「概ね把握している」の割合が高くなっています。また、障がい者（児）がいる世帯のことで、要介護高齢者（寝たきり、認知症など）がいる世帯のことで「ある程度把握している」の割合が高くなっています。

要援護者の把握状況について（自治会長）



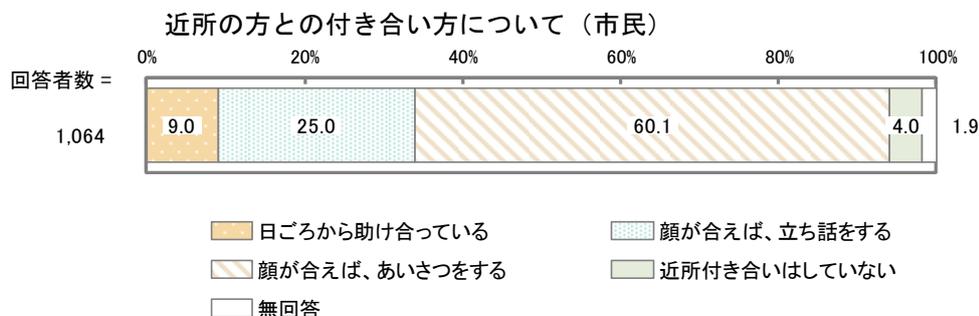
民生委員・児童委員調査では、ひとり暮らし高齢者のことで「概ね把握している」の割合が高くなっています。また、母子家庭・父子家庭のことで「あまり把握していない」の割合が高くなっています。

要援護者の把握状況について（民生委員・児童委員）

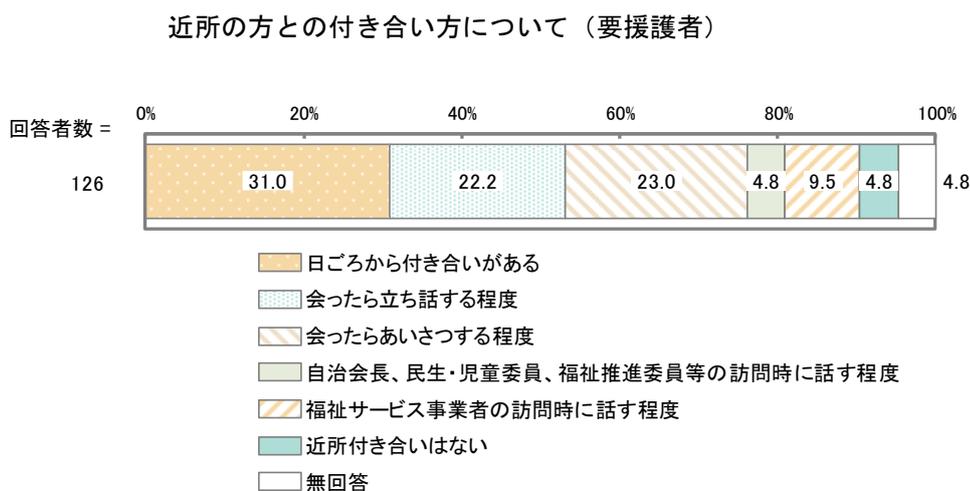


⑤ 近所の方との付き合い方について

18歳以上の市民調査では、「顔が合えば、あいさつをする」の割合が60.1%と最も高くなっています。

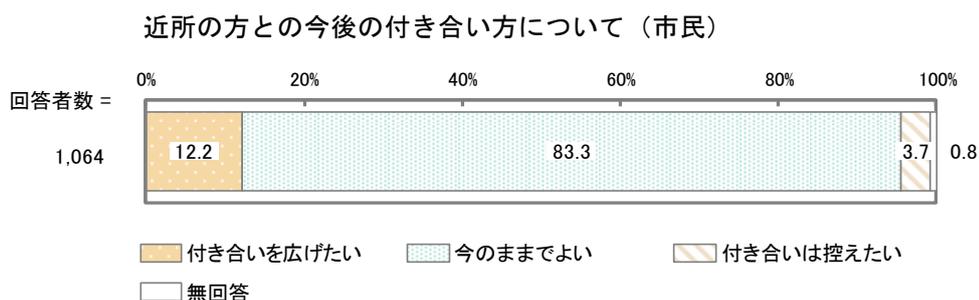


要援護者調査では、「日ごろから付き合いがある」の割合が31.0%と最も高くなっています。



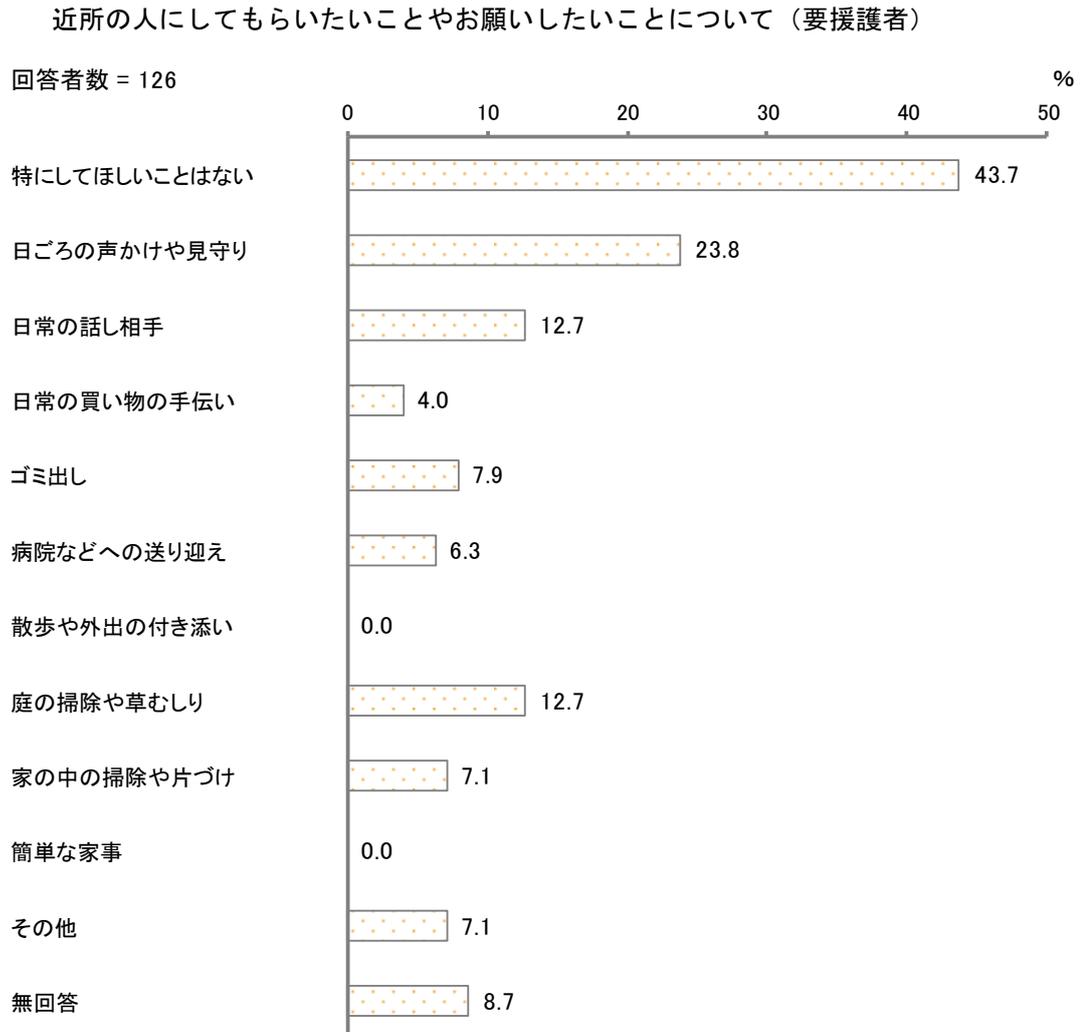
⑥ 近所の方との今後の付き合い方について

18歳以上の市民調査では、「今のままでよい」の割合が83.3%と最も高くなっています。



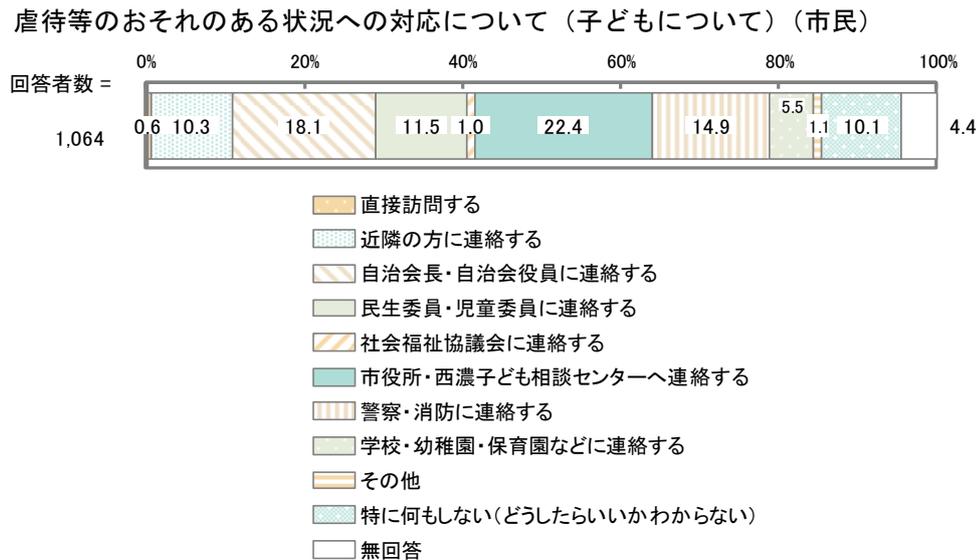
⑦ 近所の人にしてもらいたいことやお願いしたいことについて

要援護者調査では、「特にしてほしいことはない」の割合が43.7%と最も高く、次いで「日ごろの声かけや見守り」の割合が23.8%となっています。



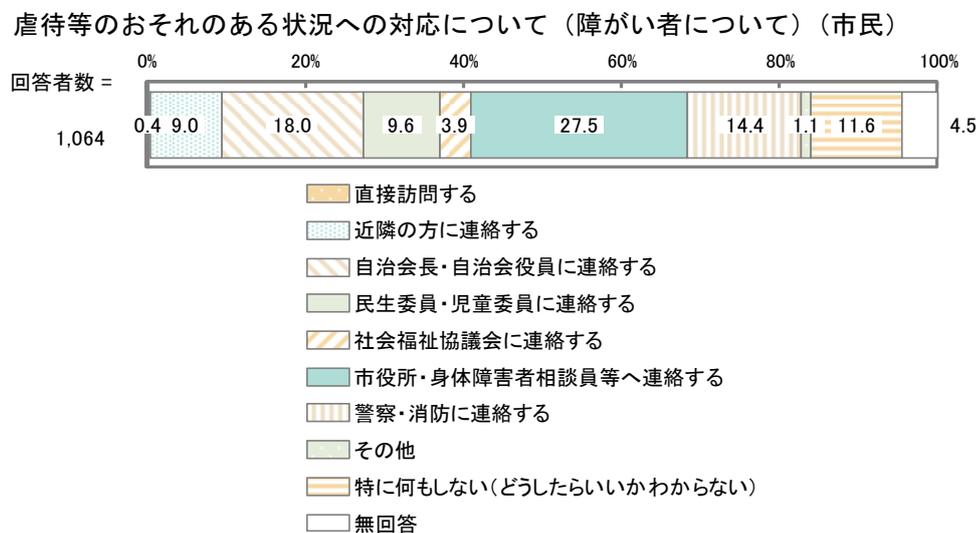
⑧ 虐待等のおそれのある状況への対応について（子どもについて）

18歳以上の市民調査では、「市役所・西濃子ども相談センターへ連絡する」の割合が22.4%と最も高く、次いで「自治会長・自治会役員に連絡する」の割合が18.1%となっています。



⑨ 虐待等のおそれのある状況への対応について（障がい者について）

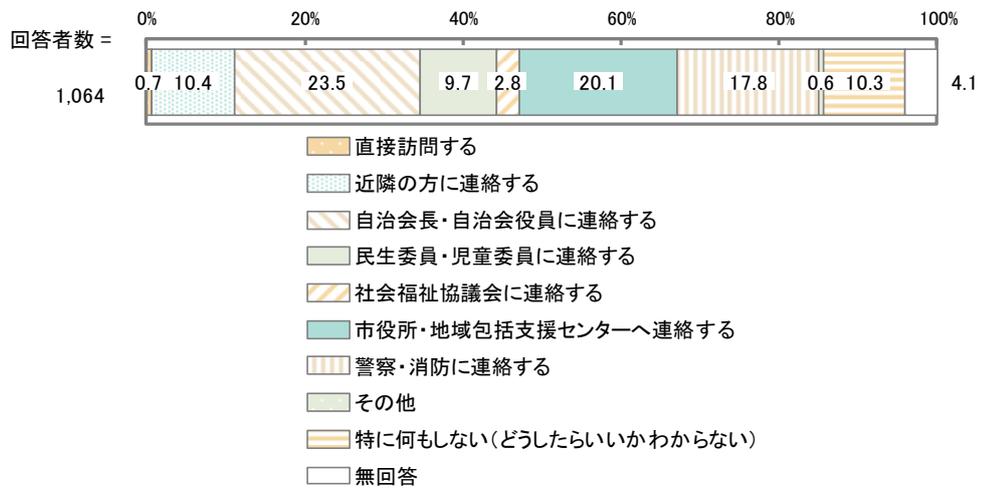
18歳以上の市民調査では、「市役所・身体障害者相談員等へ連絡する」の割合が27.5%と最も高く、次いで「自治会長・自治会役員に連絡する」の割合が18.0%となっています。



⑩ 虐待等のおそれのある状況への対応について（高齢者について）

18歳以上の市民調査では、「自治会長・自治会役員に連絡する」の割合が23.5%と最も高く、次いで「市役所・地域包括支援センターへ連絡する」の割合が20.1%となっています。

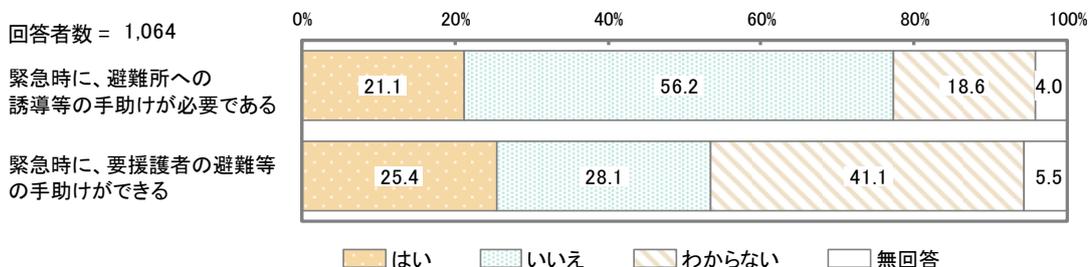
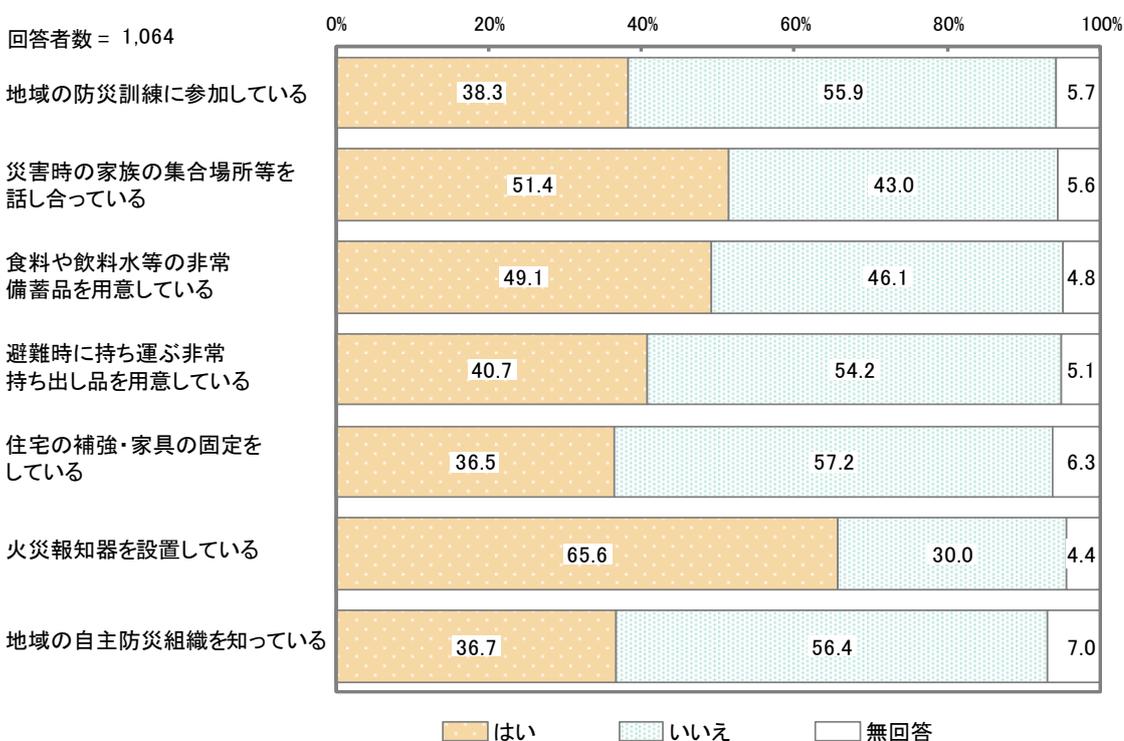
虐待等のおそれのある状況への対応について（高齢者について）（市民）



⑪ 防災対策、災害時の考えについて

18歳以上の市民調査では、「火災報知器を設置している」で「はい」の割合が高くなっています。また、「避難時に持ち運ぶ非常持ち出し品を用意している」、「住宅の補強・家具の固定をしている」、「地域の自主防災組織を知っている」で「いいえ」の割合が高くなっています。

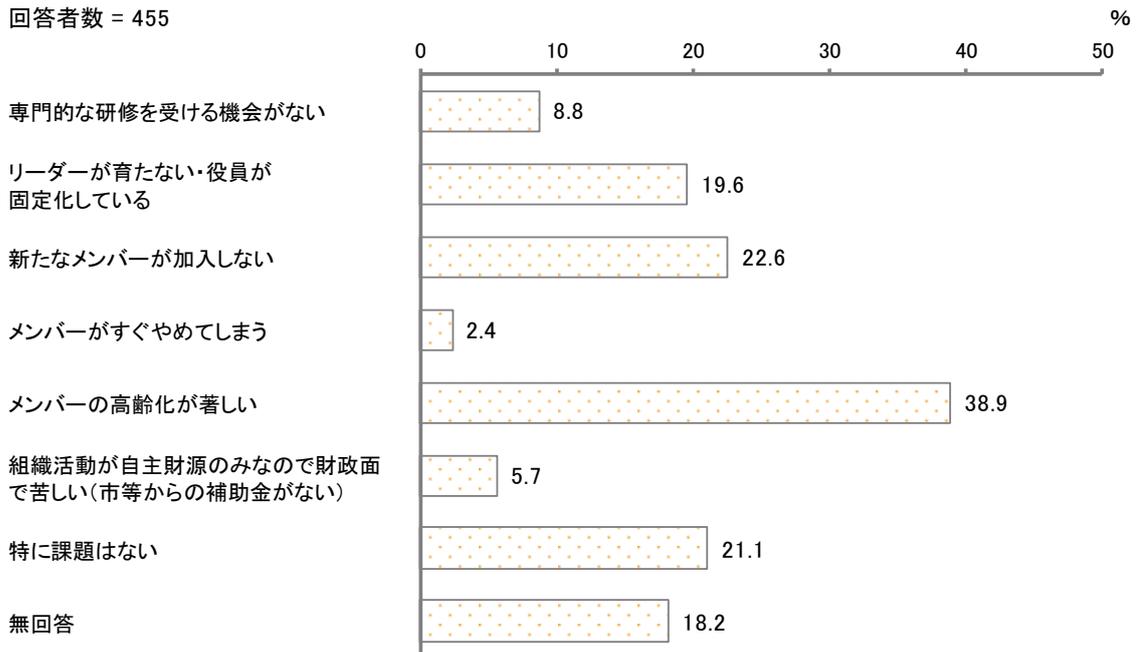
防災対策、災害時の考えについて（市民）



⑫ 支援活動にあたっての問題点について

18歳以上の市民調査では、「メンバーの高齢化が著しい」の割合が38.9%と最も高く、次いで「新たなメンバーが加入しない」の割合が22.6%となっています。

支援活動にあたっての問題点について（市民）

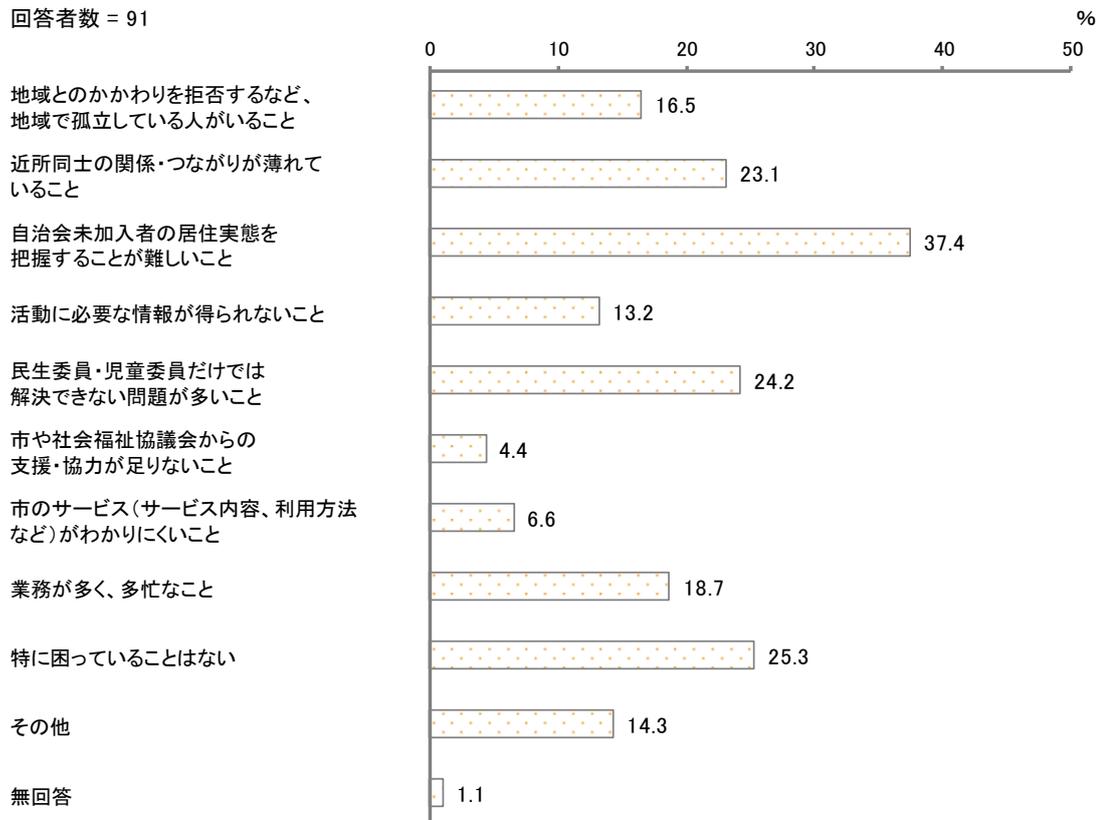


⑬ 地域福祉の活動をする上で、困っていることについて

民生委員・児童委員調査では、「自治会未加入者の居住実態を把握することが難しいこと」の割合が37.4%と最も高く、次いで「特に困っていることはない」の割合が25.3%となっています。

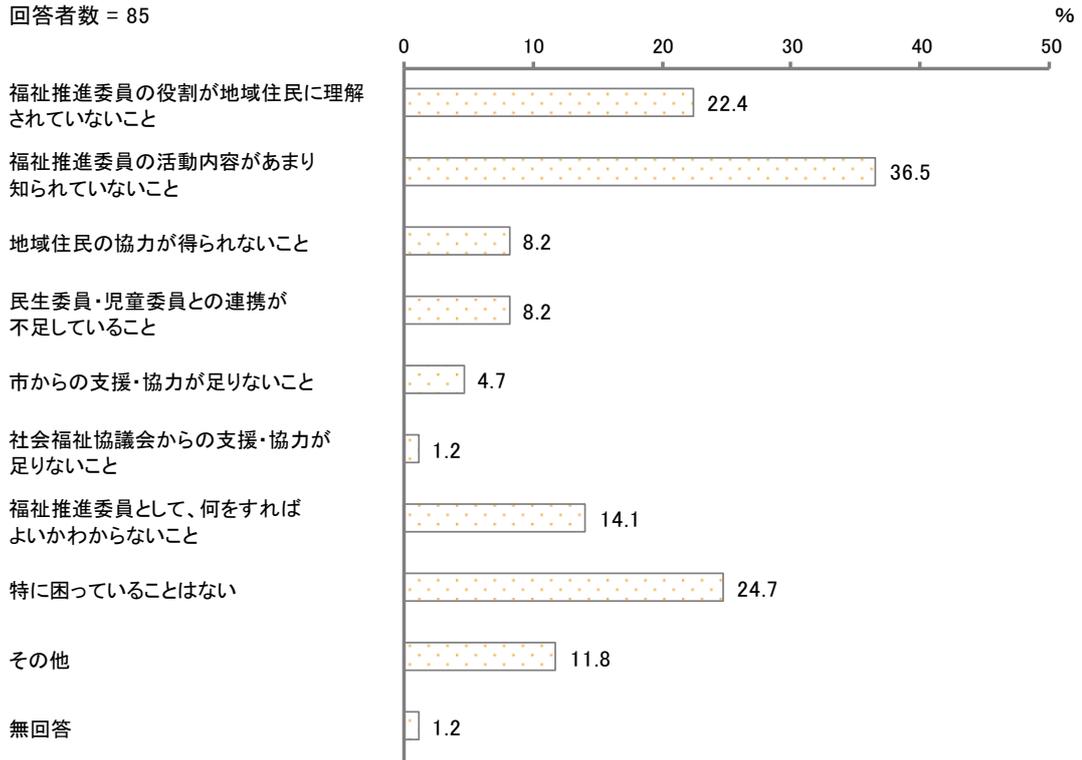
活動する上で、困っていることについて（民生委員・児童委員）

回答者数 = 91



福祉推進委員調査では、「福祉推進委員の活動内容があまり知られていないこと」の割合が36.5%と最も高く、次いで「特に困っていることはない」の割合が24.7%となっています。

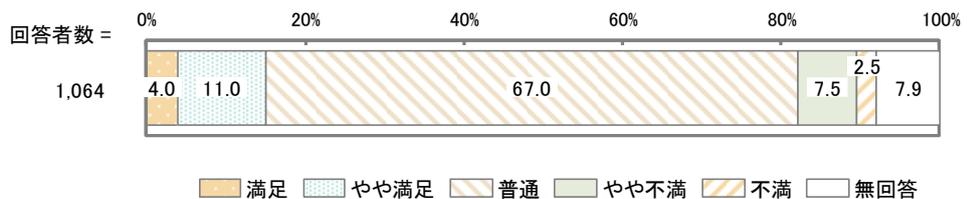
活動する上で、困っていることについて（福祉推進委員）



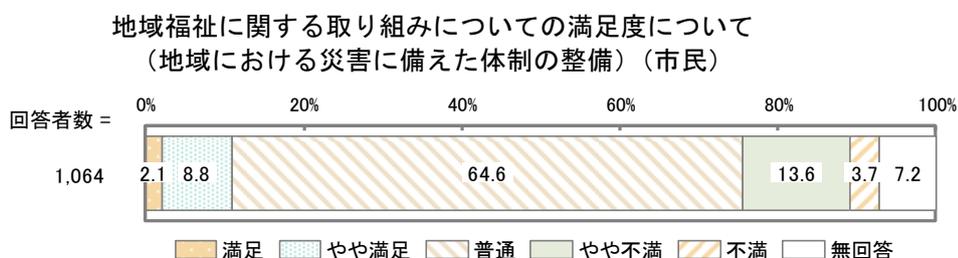
⑭ 地域福祉に関する取り組みについての満足度、重要度について

18歳以上の市民調査では、地域住民等による見守り活動についての満足度については、「満足」と「やや満足」を合わせた「満足」は、15.0%となっています。

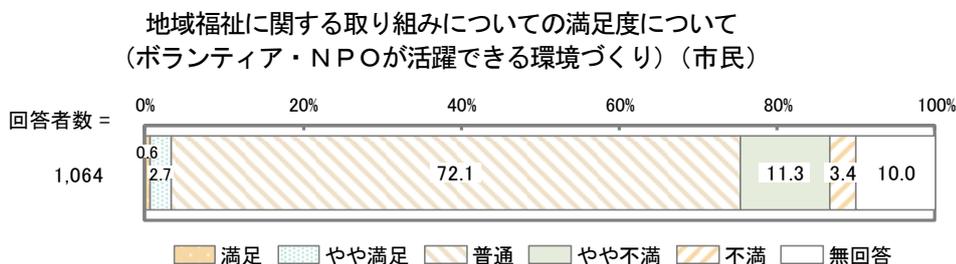
地域福祉に関する取り組みについての満足度について
（地域住民等による見守り活動）（市民）



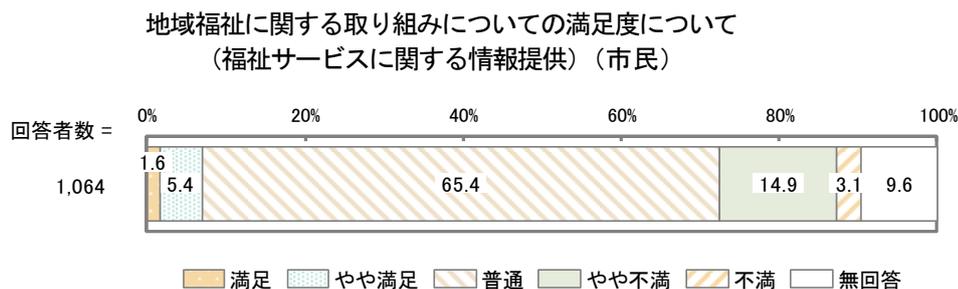
18歳以上の市民調査では、地域における災害に備えた体制の整備についての満足度については、「満足」と「やや満足」を合わせた「満足」は、10.9%となっています。



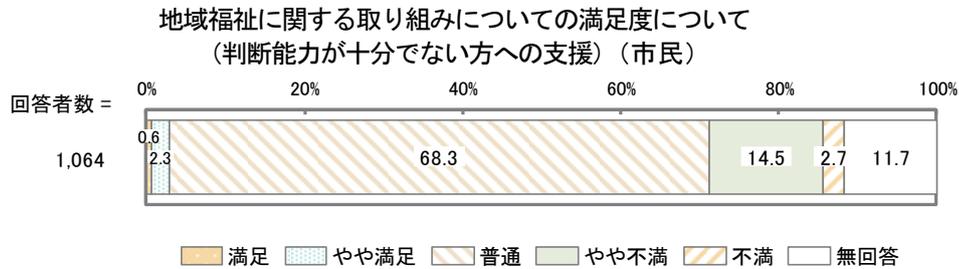
18歳以上の市民調査では、ボランティア・NPOが活躍できる環境づくりについての満足度については、「満足」と「やや満足」を合わせた「満足」は、3.3%となっています。



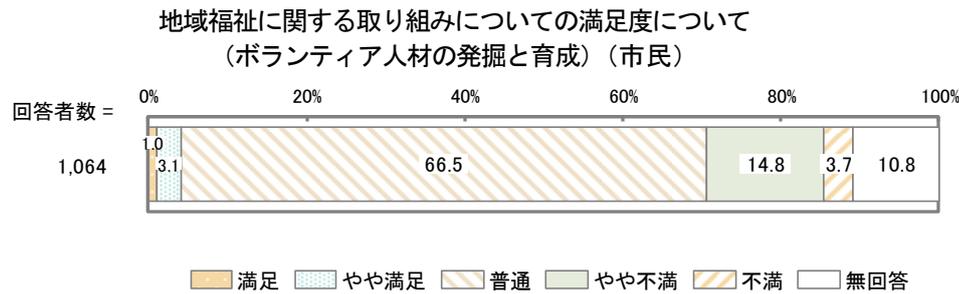
18歳以上の市民調査では、福祉サービスに関する情報提供についての満足度については、「満足」と「やや満足」を合わせた「満足」は、7.0%となっています。



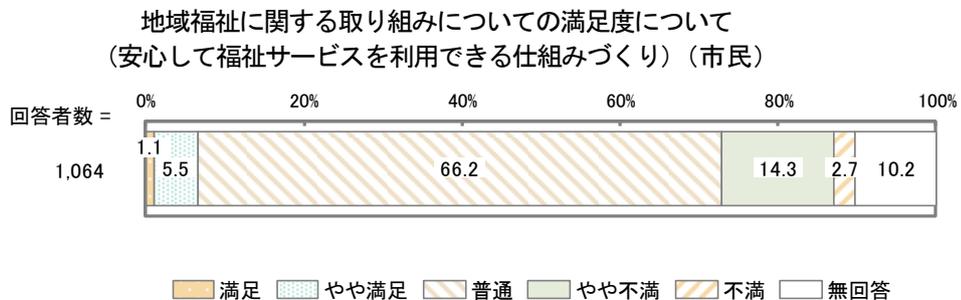
18歳以上の市民調査では、判断能力が十分でない方への支援についての満足度については、「満足」と「やや満足」を合わせた「満足」は、2.9%となっています。



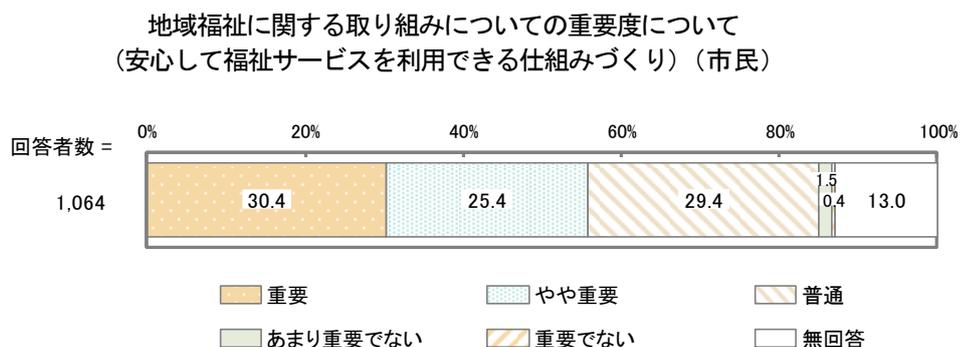
18歳以上の市民調査では、ボランティア人材の発掘と育成についての満足度については、「満足」と「やや満足」を合わせた「満足」は、4.1%となっています。



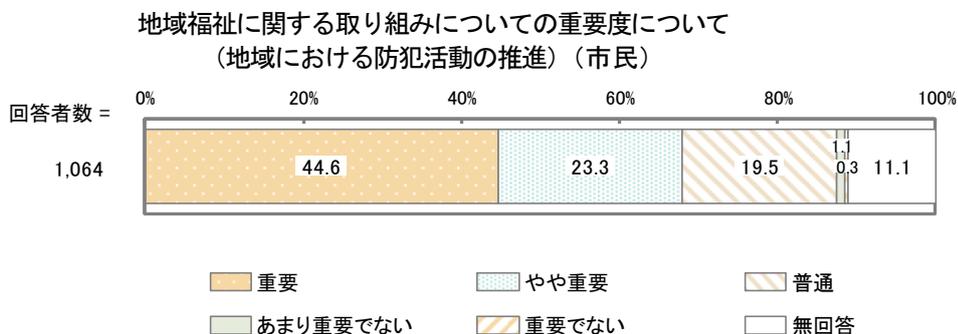
18歳以上の市民調査では、安心して福祉サービスを利用できる仕組みづくりについての満足度については、「満足」と「やや満足」を合わせた「満足」は、6.6%となっています。



18歳以上の市民調査では、安心して福祉サービスを利用できる仕組みづくりについての重要度については、「重要」と「やや重要」を合わせた「重要」は、55.8%となっています。



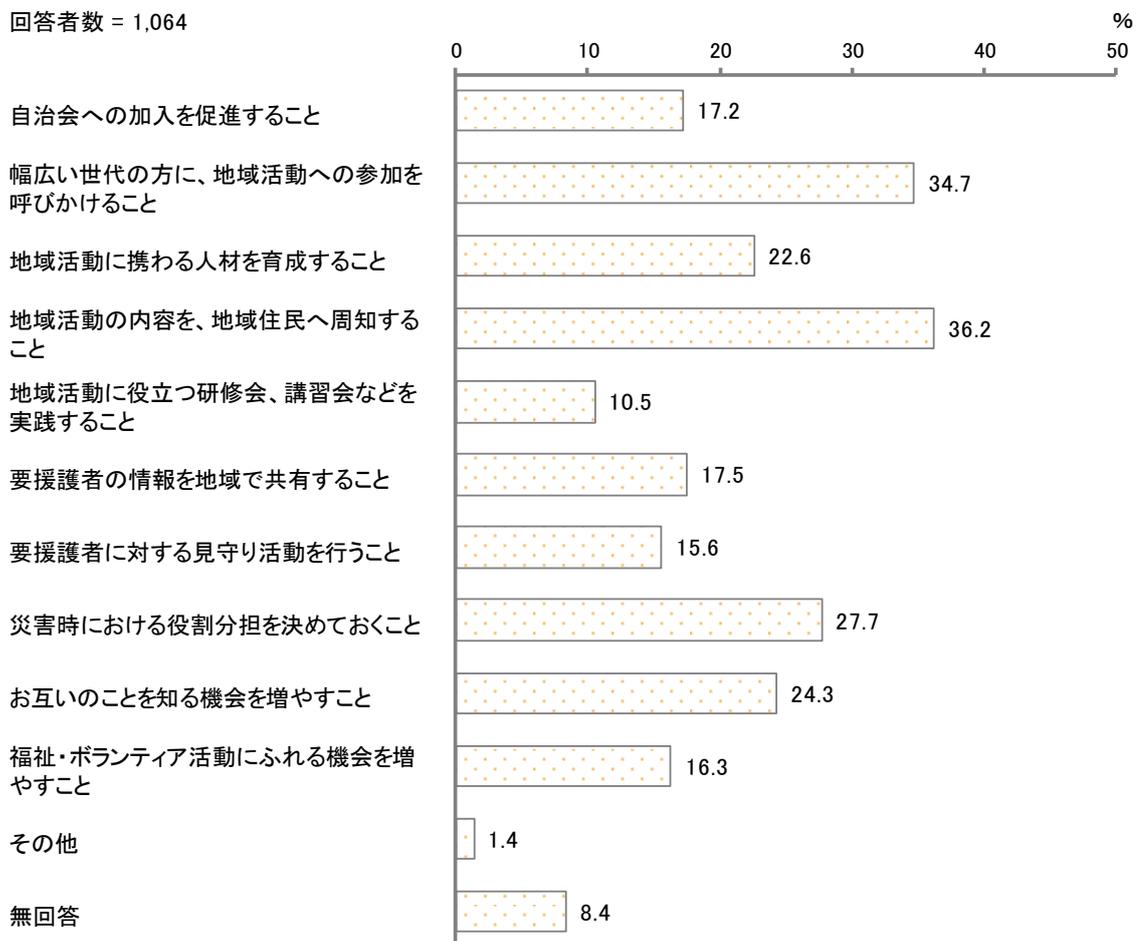
18歳以上の市民調査では、地域における防犯活動の推進についての重要度については、「重要」と「やや重要」を合わせた「重要」は、67.9%となっています。



⑮ 地域福祉を推進するために必要だと思うことについて

18歳以上の市民調査では、「地域活動の内容を、地域住民へ周知すること」の割合が36.2%と最も高く、次いで「幅広い世代の方に、地域活動への参加を呼びかけること」の割合が34.7%となっています。

地域福祉を推進するために必要だと思うことについて（市民）

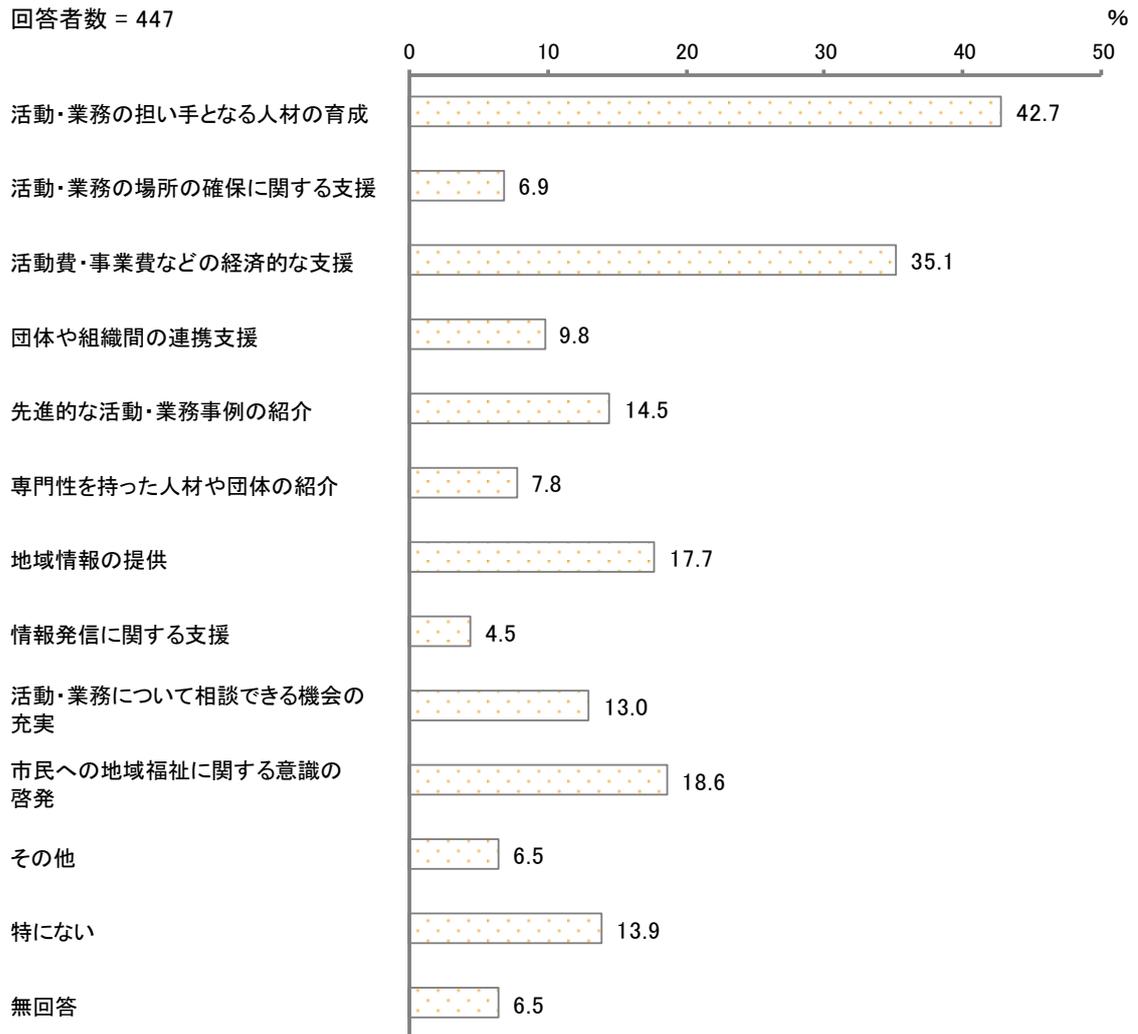


⑩ 地域活動・業務を行う上で、行政、社協に求める支援について

自治会長調査では、「活動・業務の担い手となる人材の育成」の割合が42.7%と最も高くなっています。

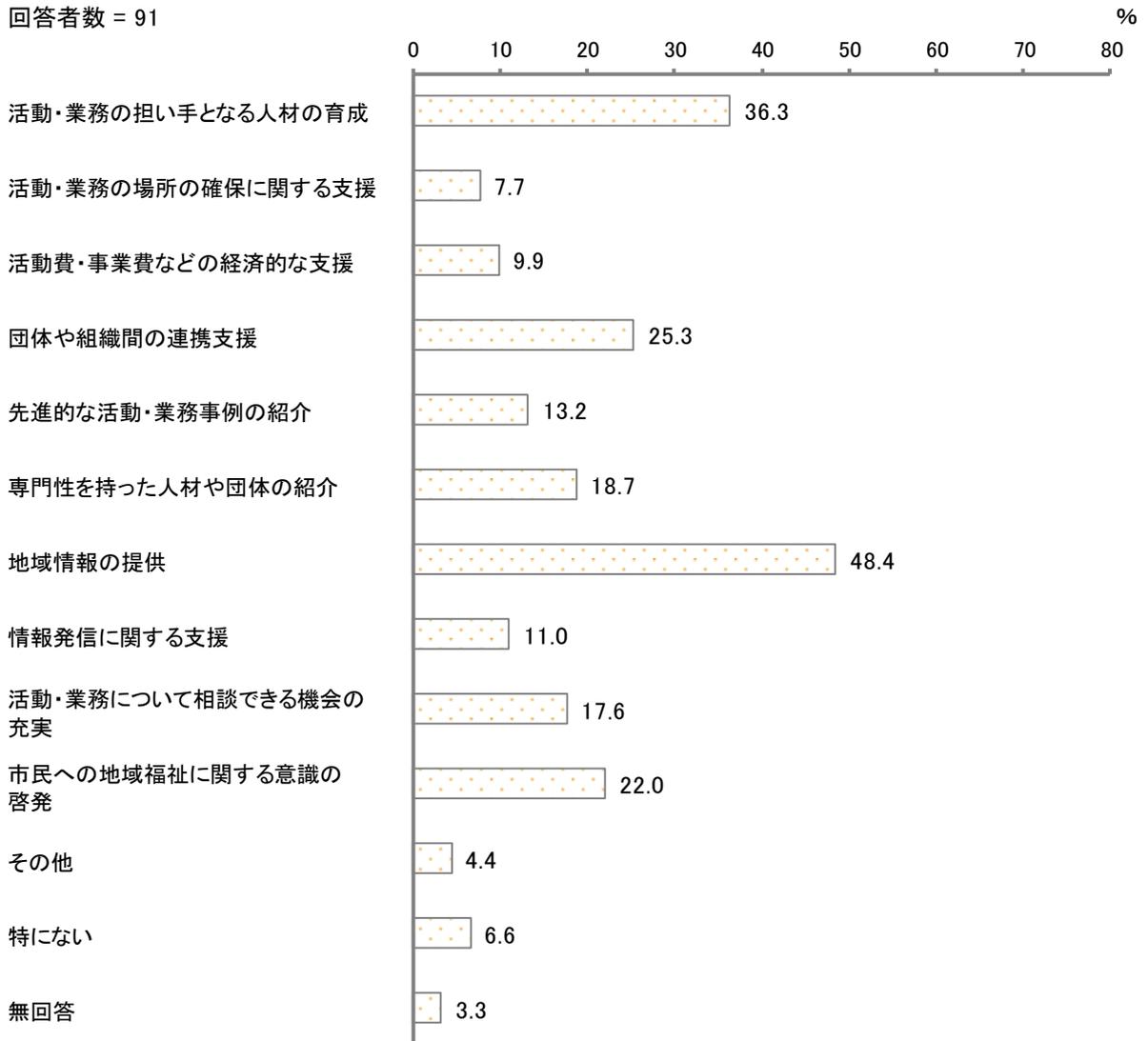
地域活動・業務を行う上で、行政、社協に求める支援について（自治会長）

回答者数 = 447



民生委員・児童委員調査では、「地域情報の提供」の割合が48.4%と最も高くなっています。

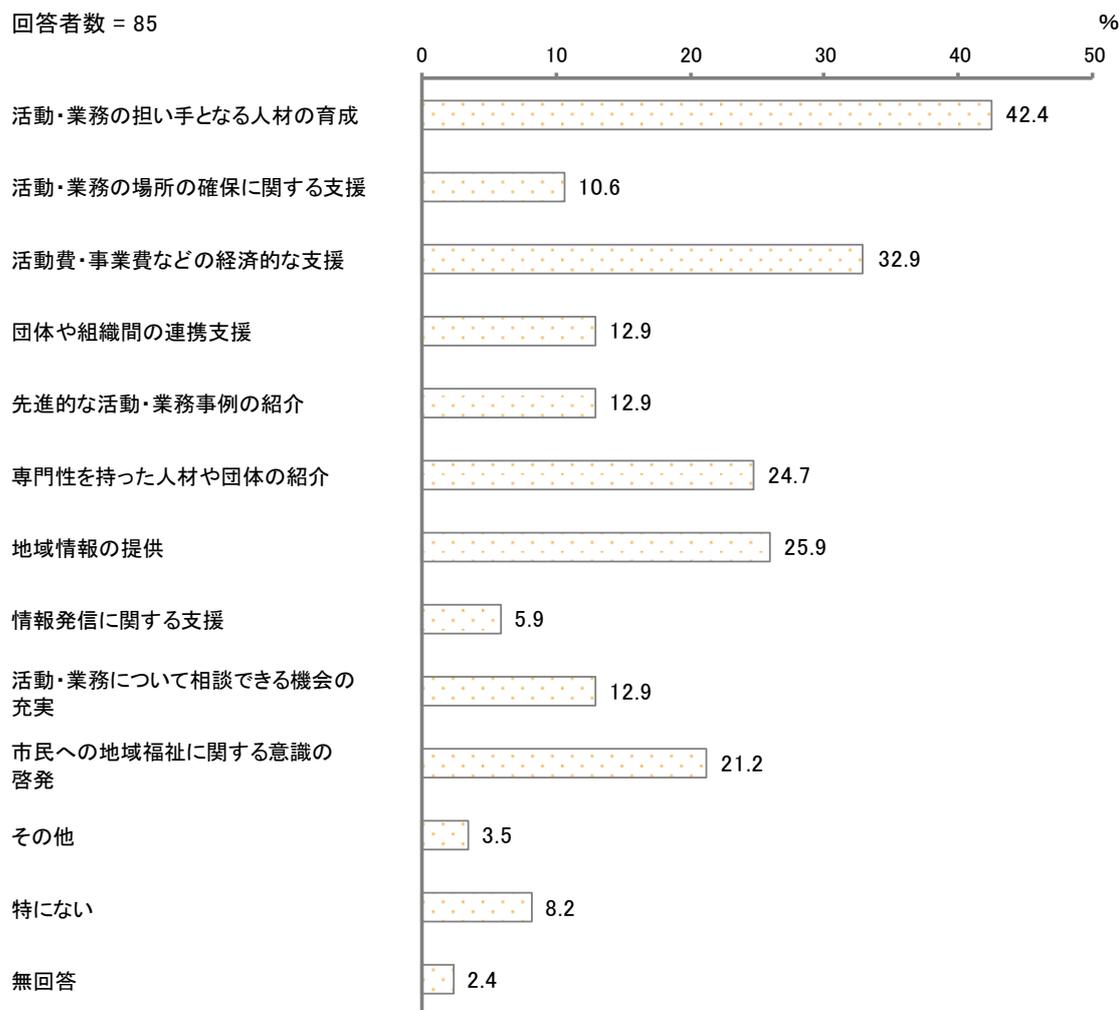
地域活動・業務を行う上で、行政、社協に求める支援について（民生委員・児童委員）



福祉推進委員調査では、「活動・業務の担い手となる人材の育成」の割合が42.4%と最も高くなっています。

地域活動・業務を行う上で、行政、社協に求める支援について（福祉推進委員）

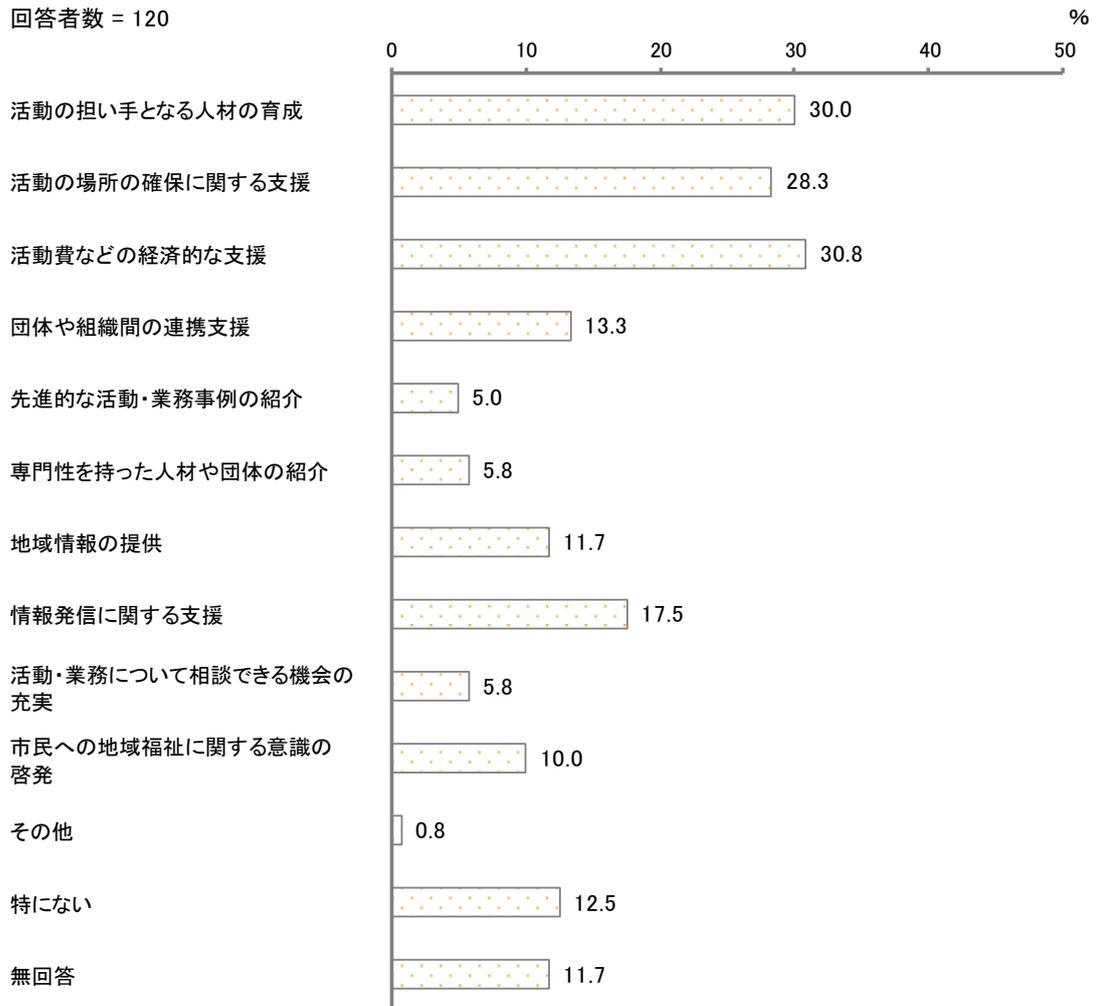
回答者数 = 85



ボランティア団体調査では、「活動費などの経済的な支援」の割合が30.8%と最も高く、次いで「活動の担い手となる人材の育成」の割合が30.0%となっています。

地域活動・業務を行う上で、行政、社協に求める支援について（ボランティア）

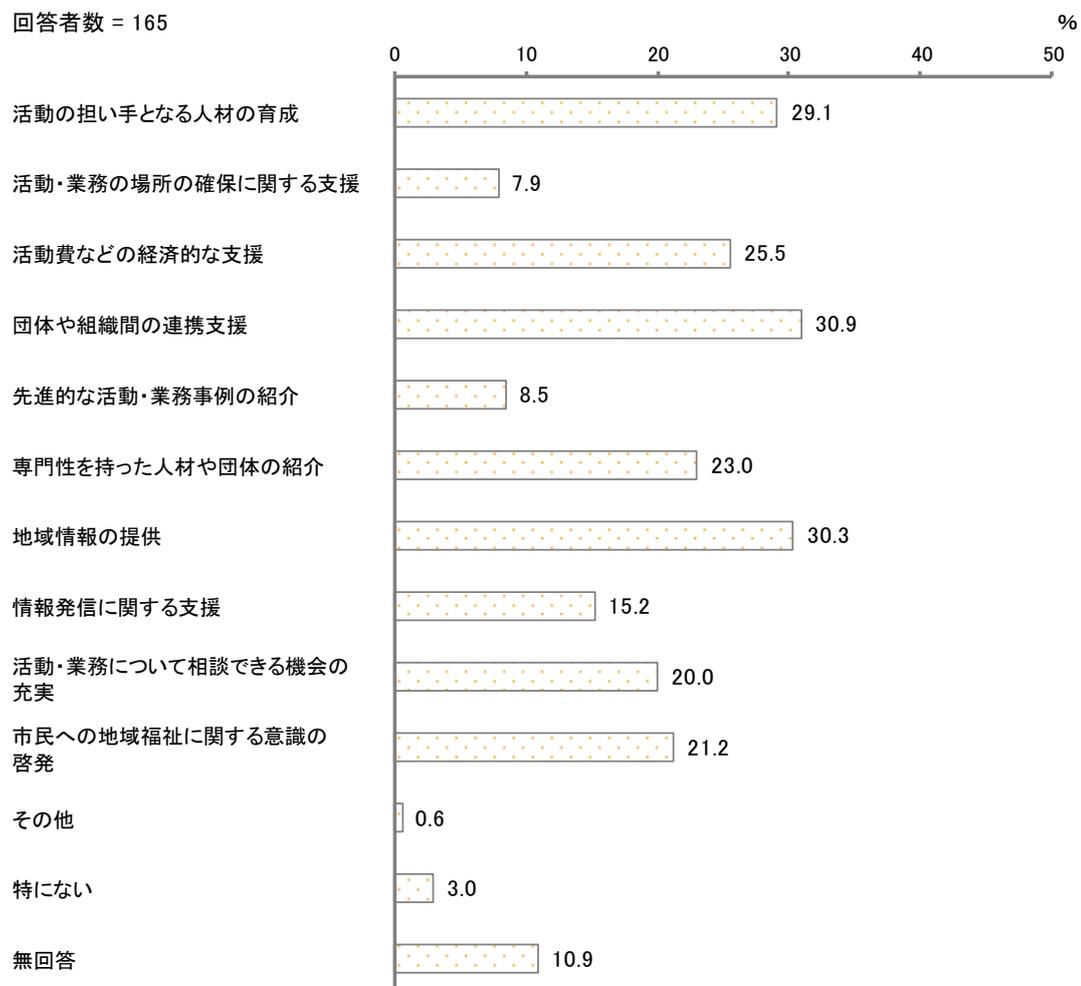
回答者数 = 120



福祉サービス事業者調査では、「団体や組織間の連携支援」の割合が30.9%と最も高く、次いで「地域情報の提供」の割合が30.3%となっています。

地域活動・業務を行う上で、行政、社協に求める支援について（福祉サービス事業者）

回答者数 = 165





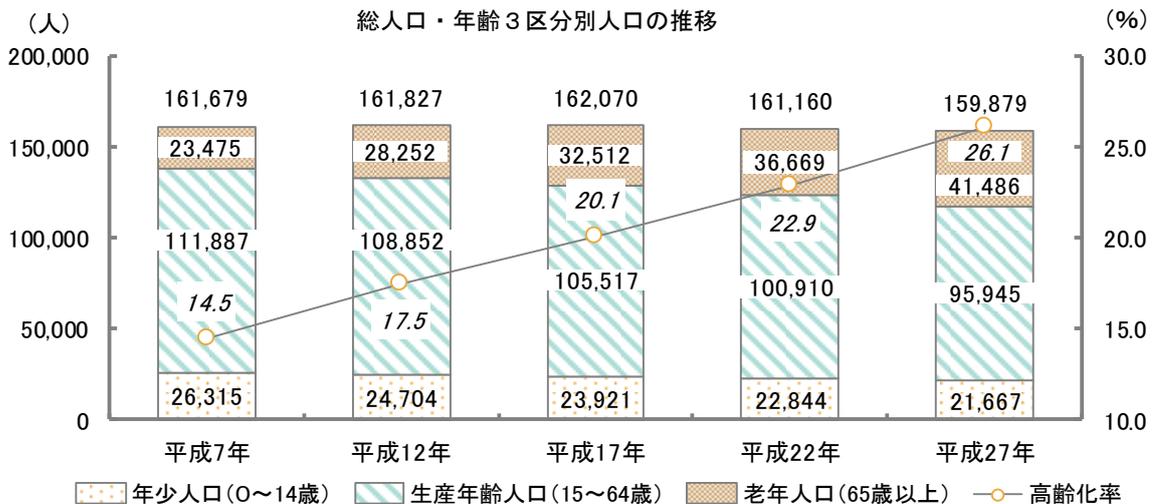
地域福祉を取り巻く現状

1 統計データ等からみる本市の現状

(1) 人口・世帯等の状況

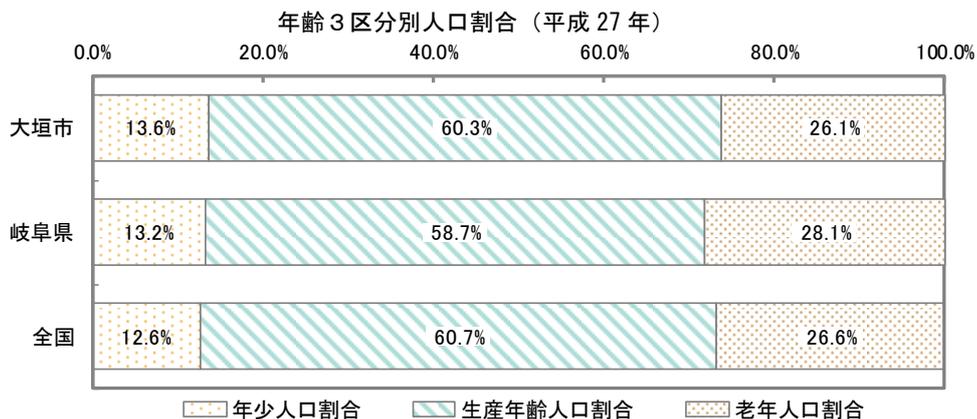
① 総人口・年齢3区分別人口の推移

平成27年10月1日現在で、本市の総人口は159,879人となっています。総人口に占める年少人口（14歳以下の人口）及び老年人口（65歳以上の人口）の割合の推移をみると、年少人口の割合は、平成27年は13.6%となっています。一方、老年人口の割合は、平成27年は26.1%で年少人口割合の2倍となっており、少子高齢化が進んでいます。また、全国、岐阜県と比べて、年少人口割合が高く、老年人口割合が低くなっています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

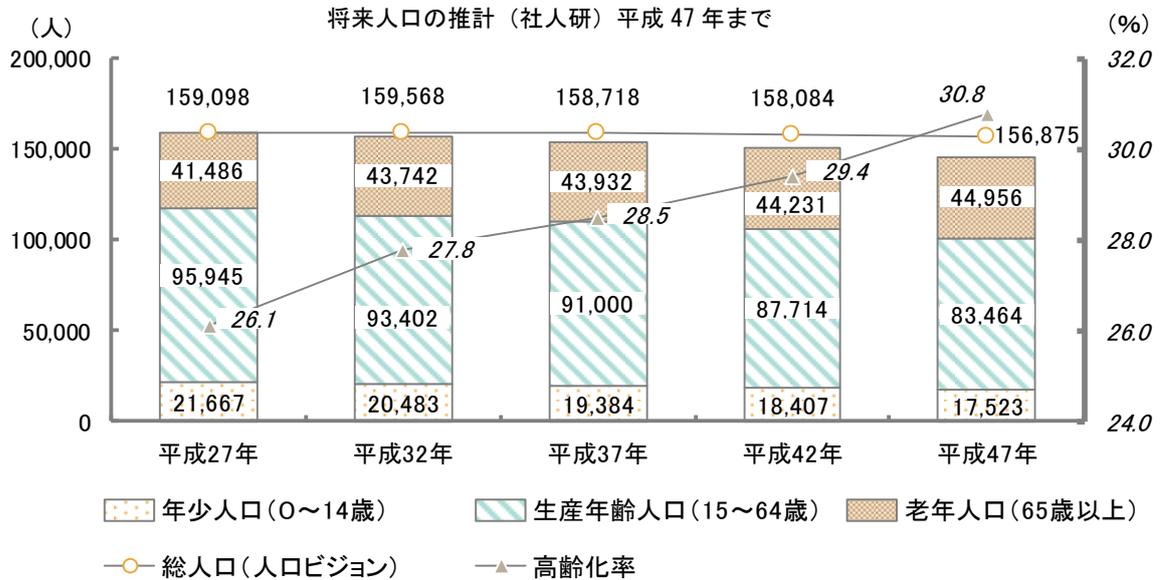
※総人口は年齢不詳を含みます。高齢化率は年齢不詳を除きます。



資料：国勢調査（年齢不詳を除く）

② 将来人口の推計

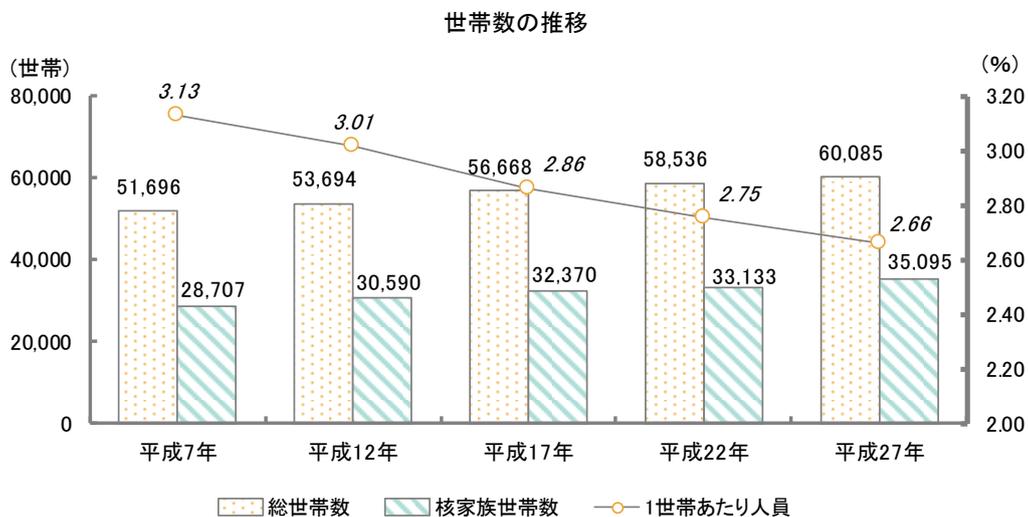
本市の将来人口の推計をみると、年少人口の減少と老年人口の増加が進み、平成47年には高齢化率が30.8%になると予想されています。



資料：国立社会保障・人口問題研究所、(大垣市独自推計人口：大垣市人口ビジョン)
 ※平成27年までは国勢調査の実測値、平成32年からは国立社会保障・人口問題研究所の値です

③ 世帯数の推移

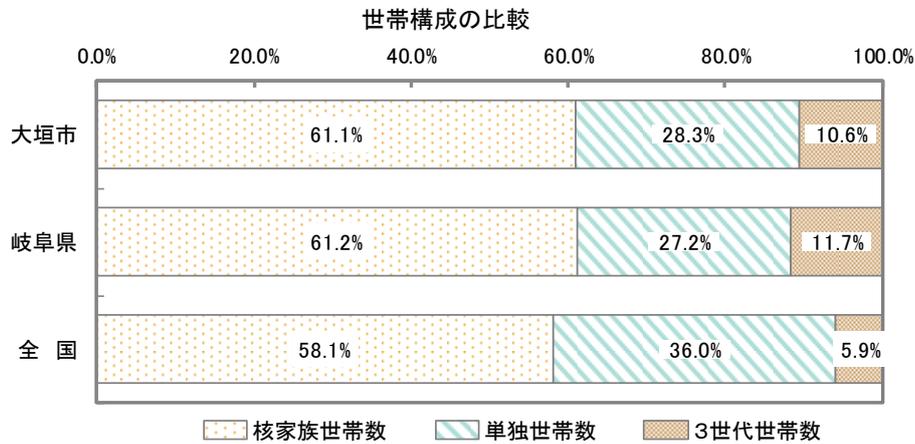
平成27年10月1日現在で、本市の世帯数は、60,085世帯であり、平成7年からの20年間で、8,389世帯増加しています。一方で、1世帯あたり人員の推移をみると、減少傾向となっており、核家族化と少子化が進んでいます。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

④ 世帯構成の比較

本市の単独世帯数の割合は28.3%となっており、全国の36.0%に比べて少なくなっています。



⑤ 自然動態、社会動態

平成25年以降をみると、本市の出生数が死亡数を下回っており、自然動態人口は減少傾向にあります。

また、本市の転入者数は増加傾向にあり、転出者数は減少傾向となっています。平成25年は転入者数を転出者数が上回っていましたが、平成29年では転入者数と転出者数が逆転しています。

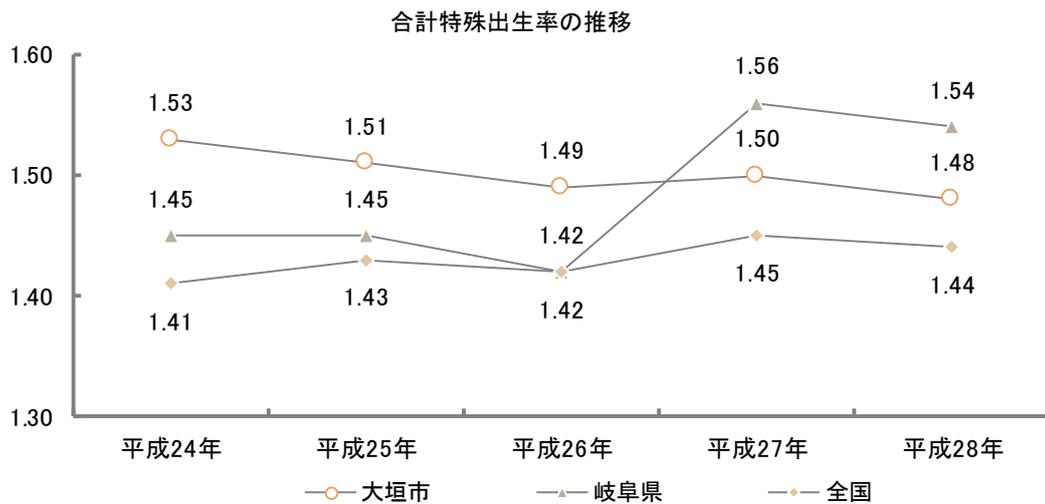


(2) 子どもの状況

① 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は減少傾向にあり、平成28年は1.48となっています。

全国、岐阜県と比較すると、平成28年は全国より高く、岐阜県より低くなっています。

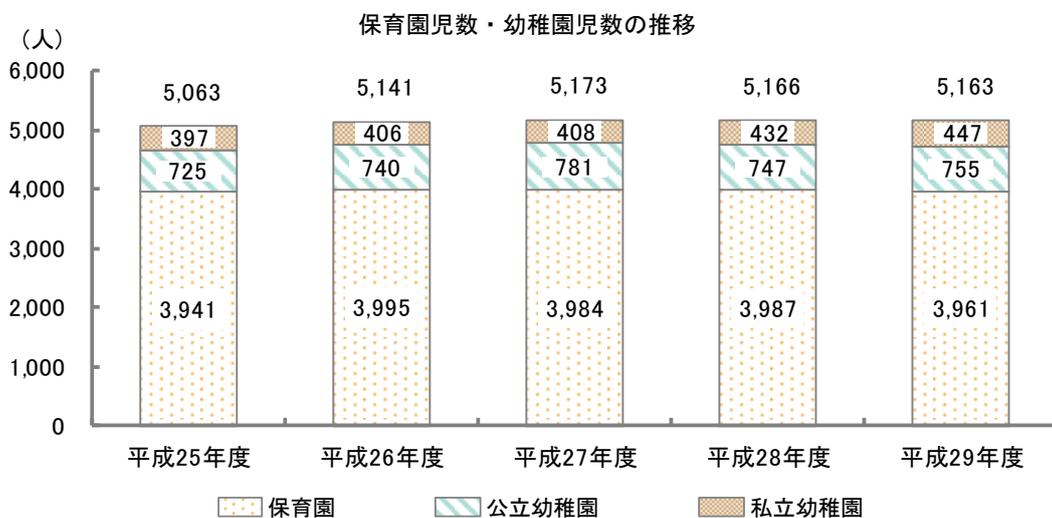


資料：西濃地域の公衆衛生（各年10月1日現在）

※合計特殊出生率：その年の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年の年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

② 保育園児数・幼稚園児数の推移

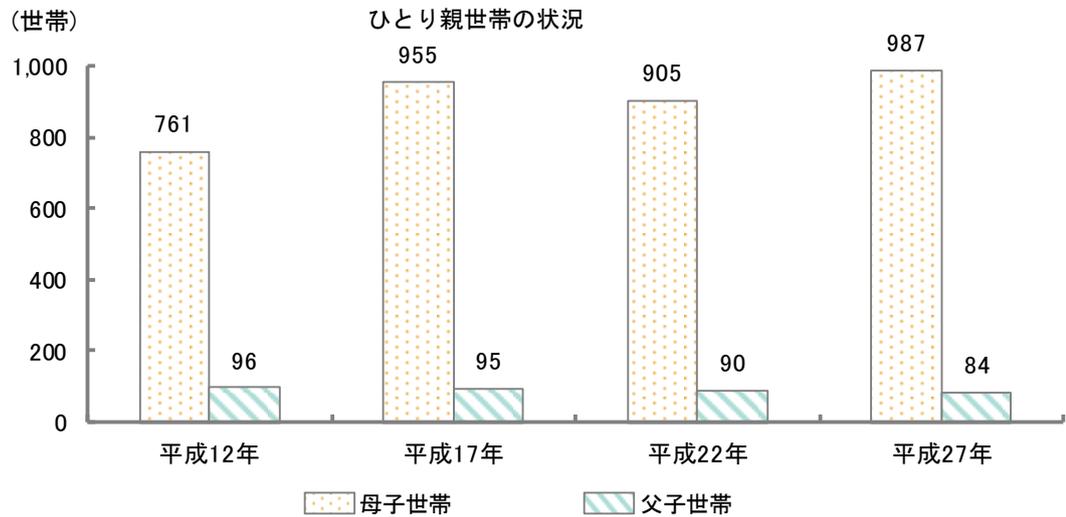
本市の保育園児数・幼稚園児数の推移をみると、園児数は横ばいとなっています。



資料：岐阜県学校基本調査、子育て支援課

③ ひとり親世帯の状況

本市のひとり親世帯の状況を見ると、母子世帯は平成12年から平成27年にかけて増加傾向となっています。それに対して父子世帯は平成12年から平成27年にかけて、減少傾向しています。

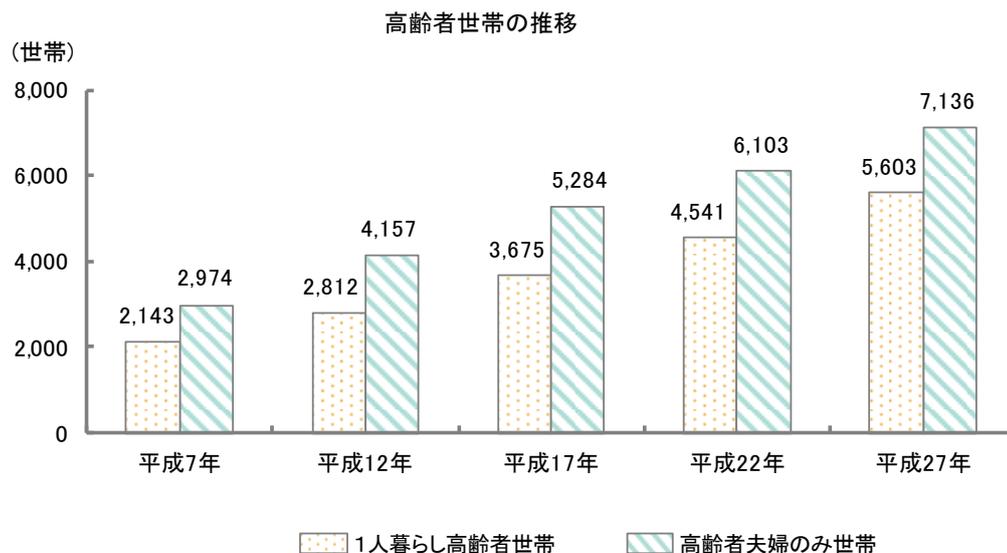


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(3) 高齢者の状況

① 高齢者世帯の推移

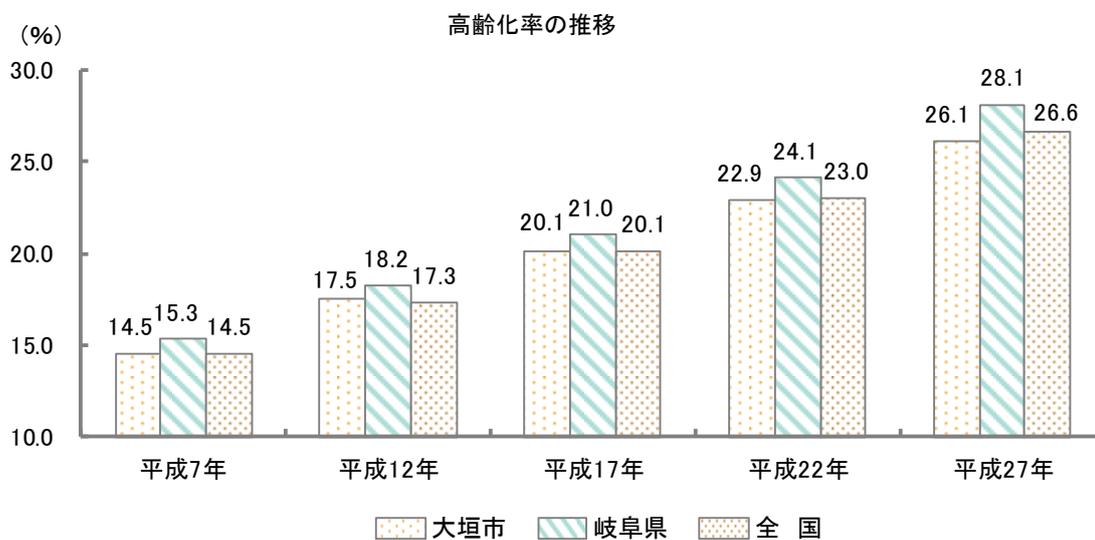
本市の一人暮らし高齢者世帯、高齢者夫婦のみ世帯はともに増加しています。平成7年と比較すると平成27年では一人暮らし高齢者世帯は2.6倍、高齢者夫婦のみ世帯は2.4倍になっています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

② 高齢化率の推移

国・県と同様に、本市の高齢化率は増加しており、平成27年では、本市の高齢化率は26.1%となっています。

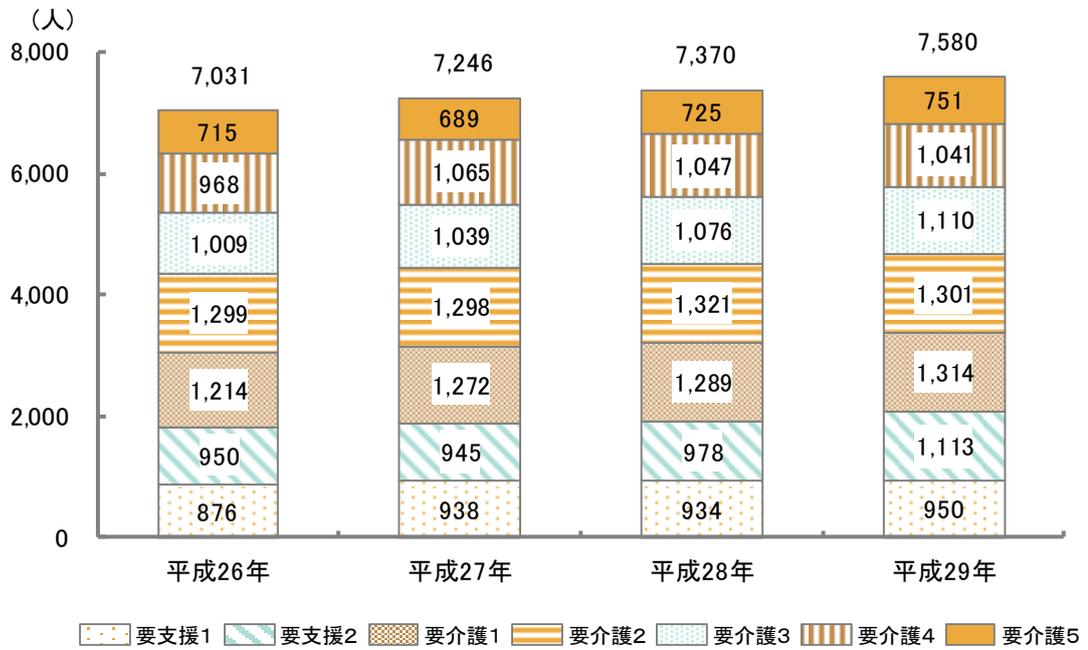


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

③ 要介護認定者数の推移

本市の要介護認定者数は増加しており、平成29年では7,580人となっています。

要介護認定者数の推移

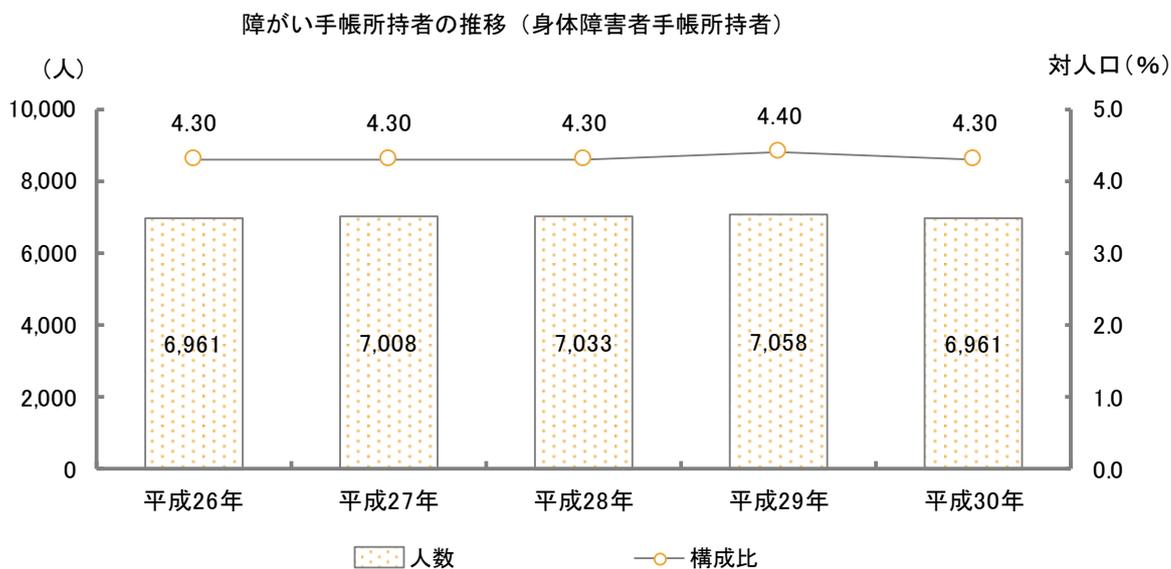


資料：介護保険事業報告（各年9月末日現在）

(4) 障がい者の状況

① 身体障害者手帳所持者の推移

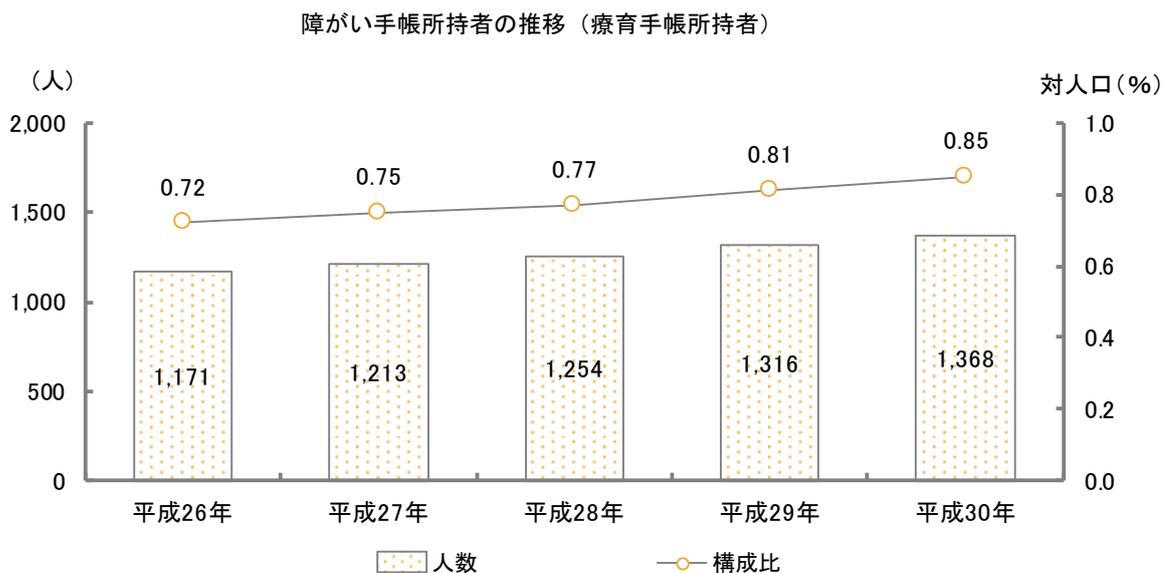
本市の身体障害者手帳所持者は横ばいとなっており、平成30年では6,961人となっています。



資料：障がい福祉課（各年4月1日現在）

② 療育手帳所持者の推移

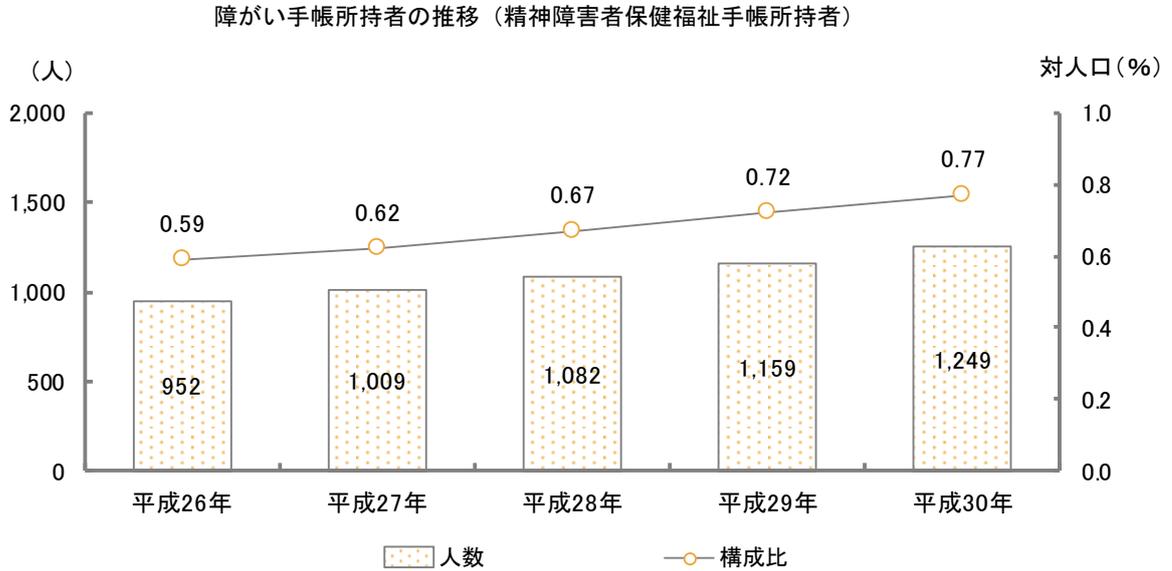
本市の療育手帳所持者は増加傾向であり、平成30年では1,368人となっています。



資料：障がい福祉課（各年4月1日現在）

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向であり、平成30年では1,249人となっています。

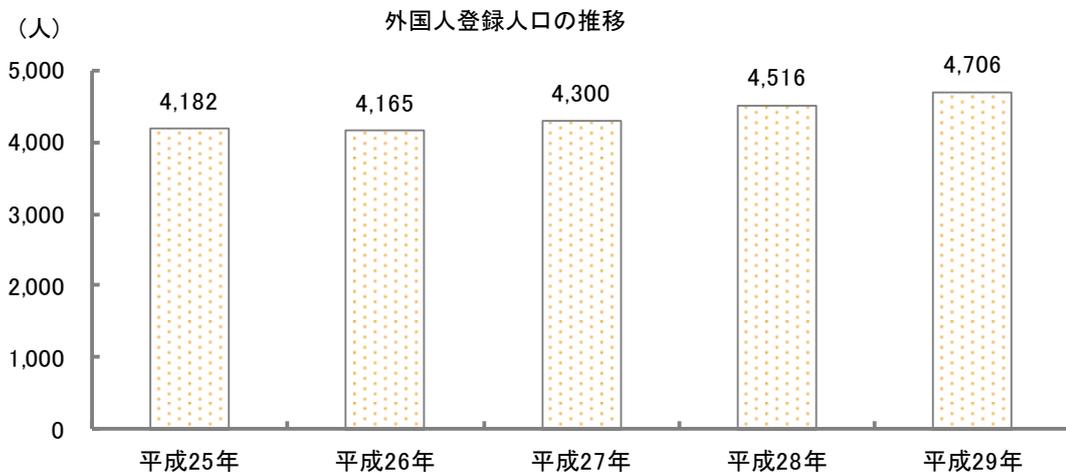


資料：障がい福祉課（各年4月1日現在）

（5）外国人の状況

① 外国人登録人口の推移

本市の外国人人口の推移をみると、平成26年から増加しており、平成29年4月1日現在で4,706人（4年間で541人増加）となっています。

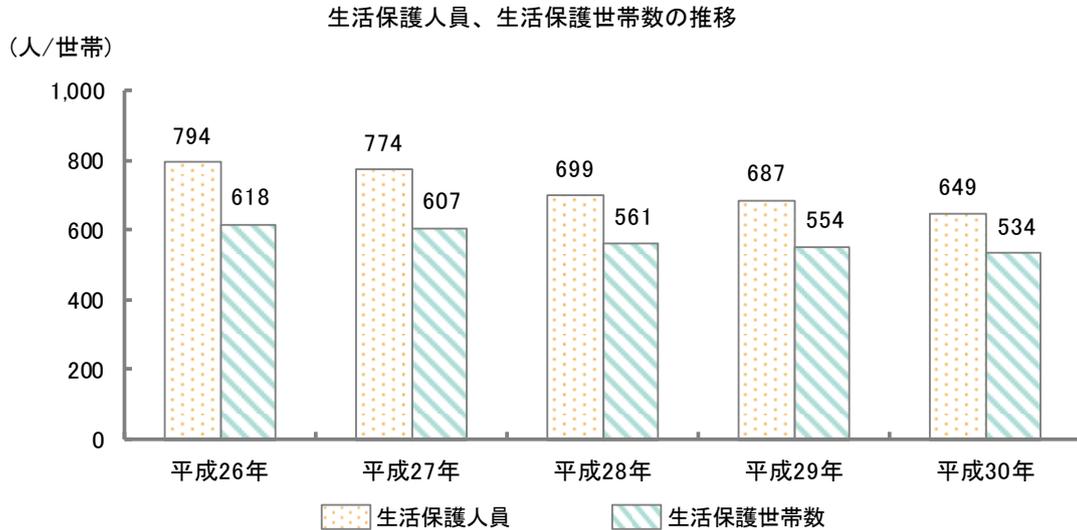


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(6) 生活困窮等の状況

① 生活保護人員、生活保護世帯数の推移

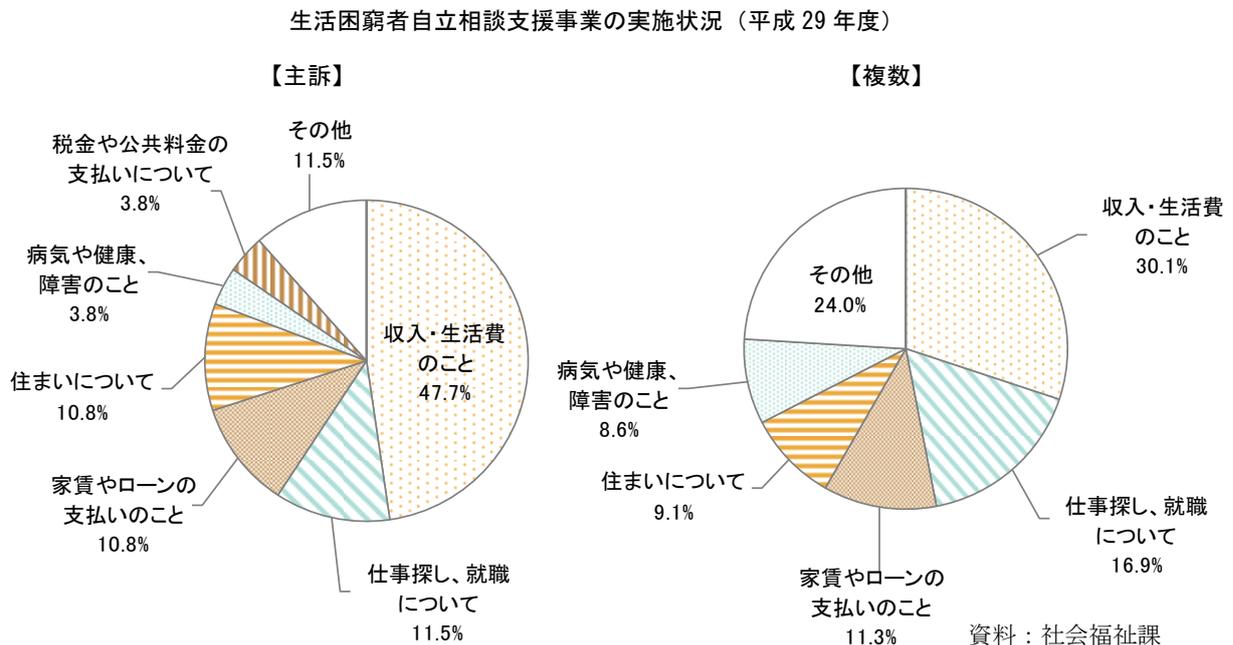
本市の生活保護人員、生活保護世帯数は減少傾向であり、平成30年の生活保護人員は649人、生活保護世帯数は534世帯となっています。



資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

② 生活困窮者自立相談支援事業の実施状況

平成29年度の生活困窮者自立相談支援事業の内訳をみると、「収入・生活費のこと」の割合が最も多く、次いで「仕事探し、就職について」、「家賃やローンの支払いのこと」となっています。



(7) 地域活動団体等の状況

① 自治会加入率の推移

自治会加入世帯数は、平成30年度で50,537世帯と増加傾向となっています。一方、加入率は、平成30年度で77.10%と微減傾向となっています。

自治会加入率の推移

年度	加入世帯数	加入率
平成26年度	50,000	78.69%
平成27年度	50,122	78.33%
平成28年度	50,383	78.29%
平成29年度	50,434	77.60%
平成30年度	50,537	77.10%

資料：まちづくり推進課（各年4月1日現在）

② 自主防災組織数の推移

本市の自主防災組織数は横ばいであり、平成30年は494組織となっています。

（自主防災組織は、各自治会において組織されています。）

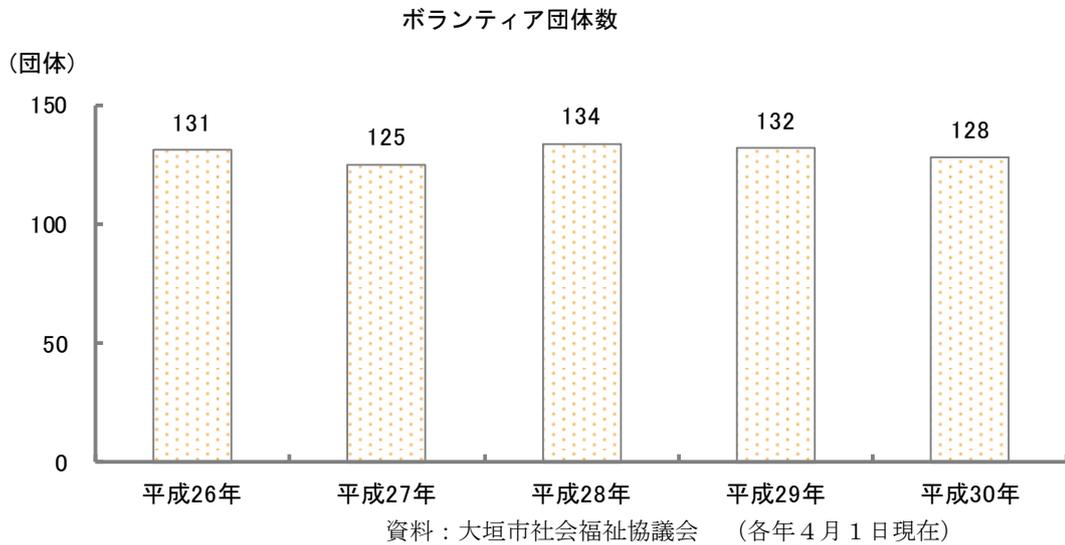
自主防災組織数の推移

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
自主防災組織数	493	498	498	496	494

資料：生活安全課（各年4月1日現在）

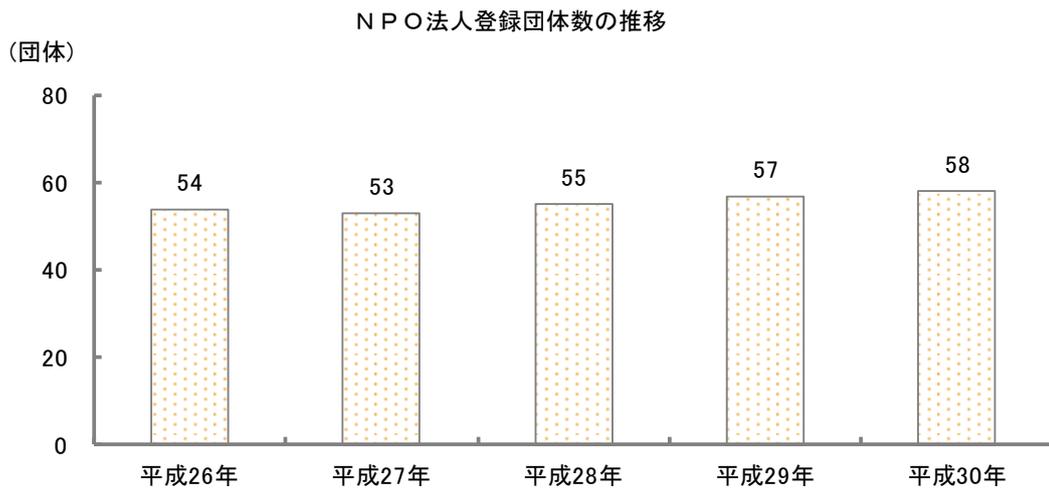
③ ボランティア市民活動支援センターに登録するボランティア団体数

本市のボランティア団体数は横ばいであり、平成30年では128団体となっています。



④ NPO法人登録団体数の推移

本市のNPO法人登録団体数は横ばいであり、平成30年では58団体となっています。



資料：市民活動推進課（各年4月1日現在）

⑤ サロンの配置・参加状況

本市のサロンの配置・参加状況をみると、高齢者サロンの配置数は横ばいであり、参加人数は増加傾向となっています。また、子育てサロンの配置数は横ばいであり、参加人数は減少傾向となっています。

サロンの配置・参加状況

	平成 25 年		平成 26 年		平成 27 年		平成 28 年		平成 29 年	
	配置数	参加人数								
高齢者サロン	223	17,840	232	18,560	249	19,520	245	19,600	245	19,600
子育てサロン	14	28,586	14	29,808	13	29,265	13	28,009	13	23,826

※子育てサロンについてはサロンとサタパパを合計した値を記載

資料：大垣市社会福祉協議会、子育て総合支援センター（各年4月1日現在）

(8) 相談支援体制の状況

本市の地域包括支援センターの設置状況をみると、平成30年に1か所増え7か所となっています。また、障害者支援事業所数は、平成30年で115事業所と増加傾向となっています。

地域包括支援センター等の設置状況

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
地域包括支援センターの設置状況	5	6	6	6	7
障がい者基幹相談支援センターの設置状況	1	1	1	1	1
障害者支援事業所数	78	82	92	112	115
地域子育て支援拠点の設置状況	8	8	8	8	※8

資料：高齢介護課、障がい福祉課、保健センター、子育て総合支援センター

※キッズピアおおがき子育て支援センター内に子育て世代包括支援センター機能を拡充



計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本市では、第三次計画において、「市民主体のまちづくり」「共生・協働によるまちづくり」「一人ひとりが自己実現できるまちづくり」を基本理念とし、地域福祉を推進してまいりました。

地域福祉を取り巻く状況は、大きく変化しており、介護や子育てに関する問題、生活困窮やひきこもりの問題など、様々な分野の課題が絡み合って複雑化しています。

これらの課題の解決に向けたまちづくりをすすめるため、市民が主体となり、共生・協働の考え方のもと、一人ひとりが自己実現できるまちづくりをすすめるとともに、地域活動団体、ボランティア団体、大垣市社会福祉協議会などと行政が連携を図りながら、包括的な支援体制の構築を目指し、地域福祉の継続した推進のため、次の3つを本計画の基本理念として第四次計画を策定し、推進します。



(1) 市民主体のまちづくり

「市民」とは、社会生活において、権利と自由が保障されていると同時に、それぞれの立場において、責任と義務を伴う自立した個人のことです。地域福祉の推進においては、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体である「市民」が『我が事』として参画し、大垣市の福祉を考え、実践し、より安心して暮らしを営める、市民主体のまちづくりを目指していきます。

(2) 共生・協働によるまちづくり

共生とは、人と人がお互いの存在を認め合い、支え合って、ともに成長しながら生きていくことです。

協働とは、市民と行政、各種団体や保健・医療・福祉・教育関係者が、大垣市を構成する一員として、対等な立場で手を取り合い、お互いが持てる力を出し合うことによって、より大きな成果を生み出していくことです。

また、市民の複雑化・多様化する生活課題に対し、生活全般に対する包括的な支援を、市民、福祉関係者、行政等が一体となって行うことで、私たち市民は、人と人との絆を大切にしながら、共生・協働によるまちづくりを目指していきます。

(3) 一人ひとりが自己実現できるまちづくり

自己実現とは、市民一人ひとりが、自身の能力や可能性を最大限に発揮し、その人の個性にもとづいた夢や目標を実現していくことです。私たち市民は、お互いの個性を尊重し合い、それぞれの目標をささえ合うことによって、一人ひとりが、夢と輝きをもって自己実現できるまちづくりを目指していきます。



2 計画の基本目標

本計画では、基本理念を踏まえ、めざすべき福祉のまちづくりの方向性を、第三次計画の基本目標を継承しながら、大垣市に住んでいる人だけでなく、滞在する人も含めた“暮らし”人々が、自分たちが暮らすまちのことを主体的に考え、自分たちの手でできることから始めようという思いが込められています。

基本目標

創り出そう一人ひとりが
“暮らし続けたいぬくもりの^ま^ち大垣”
(地域共生社会の実現)



3 計画の愛称

本市の地域福祉計画には、市民一人ひとりに身近で親しみやすいものとするため、次の愛称が付けられています。

「スイト生き活きプラン21」

大垣市は、古くから良質で豊富な地下水に恵まれ、美しい自然を育み、水都と呼ばれています。

だれにも“やさしい、親切的(=スイト)”まちづくりを進め、市民一人ひとりが、自分らしく「いきいき」と「生活」を送ることができるように、市民が一丸となって計画に取り組んでいくことをイメージして、この愛称が使われています。

4 重点目標・推進目標・基本施策

本計画の重点目標は、基本目標の実現に向けて、「人と人とがささえ合うぬくもりの^ま^ち大垣づくり」「だれもが安心してサービスを利用できる^ま^ち大垣づくり」「だれにもやさしい人と社会の^ま^ち大垣づくり」の3つとします。

また、重点目標を達成するためのより具体的な取り組み内容として、推進目標と基本施策を示し、推進目標ごとに目標指標を設定します。

第四次計画は、第三次計画の重点目標を継承しつつ、推進目標と基本施策については、地域共生社会の視点に基づく体系に再編します。

5 施策体系図

〔 基本目標 〕

〔 重点目標 〕

〔 推進目標 〕

〔 基本施策 〕

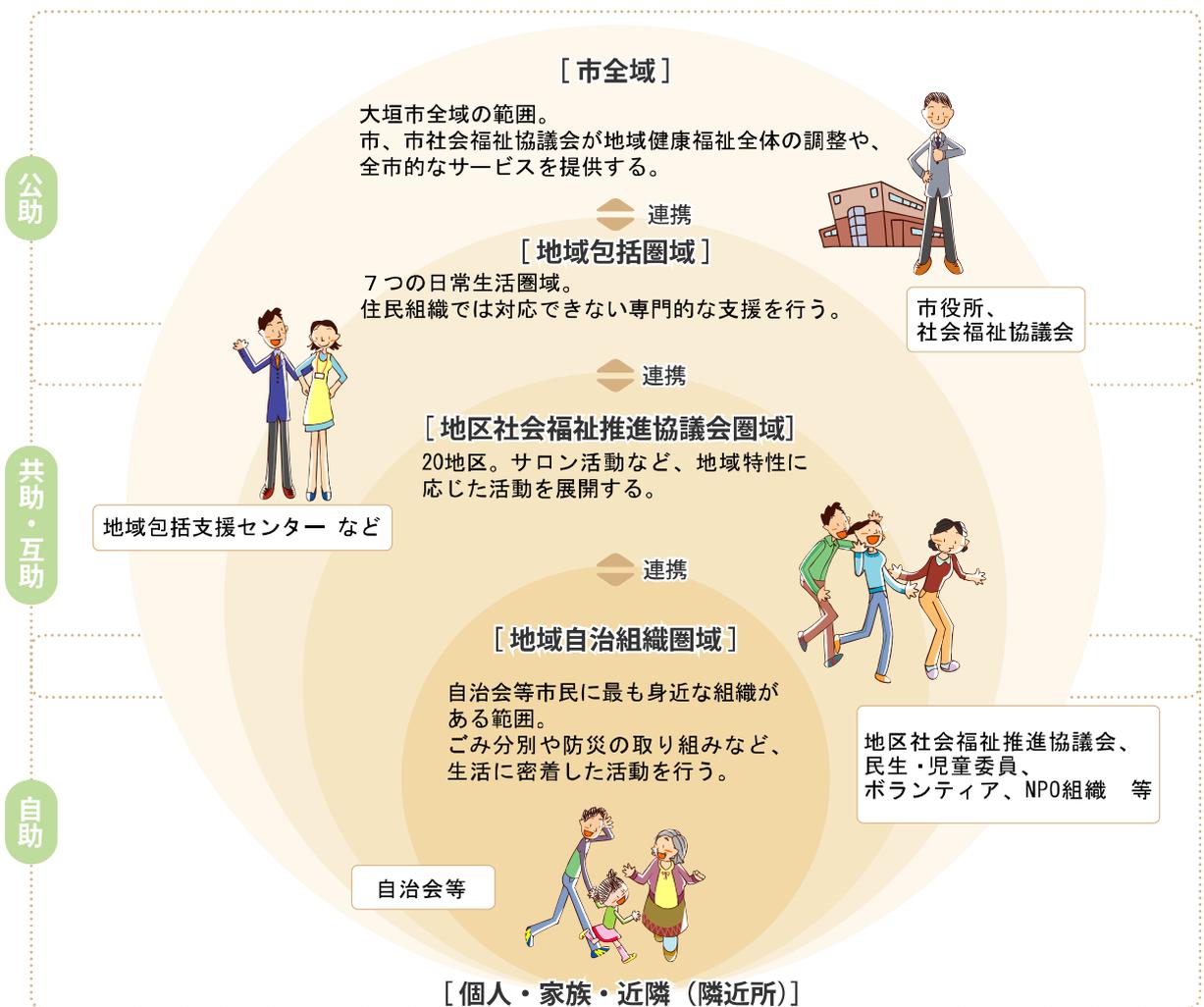


※印は、第四次計画から新たに追加した事項

6 圏域の考え方

地域福祉活動は、地域の様々なエリア（範囲）で行われます。また、それぞれのエリアでは、その広さや大きさに応じた機能や役割があります。実際の活動状況や地理的な条件によって相違はありますが、概ね次のイメージ図のように整理することができます。

本市では、地域福祉活動を推進するための「地域」の範囲を「近隣（隣近所）、自治会の班等」から始まり、各自治会での身近な地域福祉活動の実施、各地区の連合自治会（地区社会福祉推進協議会）の範囲を基礎単位の地域（圏域）と捉え、地域福祉活動を推進していくことのほか、地域包括支援センターなどの相談機関窓口の範囲、さらに市全域を範囲とすることで、隣近所から市全域までを重層的に捉え、地域福祉活動の統一感を図っていくことをイメージしています。





施策の展開

重点目標 1 人と人がささえ合うぬくもりの^{まち}大垣づくり

推進目標（1）顔の見える関係づくり

現状

- 市民の生活様式が多様化する中で、人と人とのふれあいを通してお互いに助け合う心を育む機会が少なくなっています。
- 本市においては、ふれあい・いきいきサロンの設置・運営の支援や子育てサロン等の開催など、子どもから高齢者まで様々な交流機会の充実に努めています。
- アンケート調査では、市民から地域の課題や問題として「地域の人たちのつきあい方」や「異なる世代との交流」があがっています。
- 近所の人との付き合い方については、「顔が合えば、あいさつをする」程度が最も多く、今後も今のままの付き合い方でよいと考えている人も多く、親密なつき合いを望まない傾向がうかがえます。また、自治会や民生委員・児童委員からは、近所同士の関係・つながりが薄れていることから活動が十分できないという意見も多くあります。今後もより良い地域福祉を推進するために必要なことについては、「お互いのことを知る機会を増やすこと」「自治会への加入を促進すること」があがっています。

課題

- 地域での声かけや支え合いの必要性を感じて、市民の地域意識を高め、あいさつなど近所付き合いの活発な、お互いの顔が見える地域を目指すことが必要です。
- 学校における福祉教育など福祉について学べる機会の充実や、子どもから高齢者、障がい者などすべての人が親しく交流できる機会づくりを進めていく必要があります。

今後の取り組み

基本施策① 地域に関心を持つきっかけづくりの促進

福祉教育用教材を作成・配布するなど、学校における福祉教育の充実を図ります。また、福祉協力園・福祉協力校への支援を図ります。

基本施策② 地域での交流の場、居場所づくりの充実

地域住民による交流活動を促進するため、福祉施設、地区センター等の利用の促進を図るとともに、自治会が設置する地域集会所の整備を支援し、多世代交流や転入者と地縁組織との交流の場づくり、機会づくりを支援します。

主体別取り組み

[市民、地域、社会福祉協議会、行政が主体となって取り組むこと]

主体	取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○あいさつや声かけなど、近所づきあいを積極的に行います。 ○身の回りのできることから助けあいをするという気持ちを育てます。 ○隣、近所に物事を気軽に頼めるような信頼関係をつくります。 ○サロン活動等へ積極的に参加します。 ○隣近所で声を掛け合い、世代間での交流を図ります。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ○学校や地域における福祉教育を推進するとともに、様々な交流を通じて、地域での助けあい、支え合いの意識を育みます。 ○地域行事等、地域住民が参加しやすい交流活動を進めます。 ○身近な交流の場として、地域集会所等を利用します。 ○高齢者の優れた特技や経験を、若い人や子どもたちへ教えたり見せたり話したりする場をつくります。 ○地域コミュニティや自治会、老人クラブ、子ども会、ボランティア活動などで、活発な世代間交流を行います。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○あんしん見守りネットワーク事業を通じ、声かけ運動を積極的に進めます。 ○ふれあい・いきいきサロンを通じて声かけの必要性を伝えます。 ○「社協だより」や社協ホームページ、各種イベントを通じて、地域福祉に関する意識を啓発します。 ○地域団体やボランティア団体が市民の交流を図るために実施するイベントや事業を支援し、助けあい意識を醸成します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○「広報おおがき」等において、福祉活動などに関することを掲載し、啓発活動に取り組みます。 ○様々な主体が行う住民の支え合い意識を高めるための交流の機会を支援します。 ○市民の交流活動を促進するため、既存の建物の更新などを行い、活動拠点の確保と提供を図ります。 ○自治会活動の拠点となる集会所等の整備を支援します。

※ 主体別取り組みについては、内容を推進目標ごとに記載しています。

事業内容

基本施策① 地域に関心を持つきっかけづくりの促進

推進事業内容	所管
1 福祉教育の充実 福祉に対する理解を促進するとともに、福祉の担い手づくりを進めるため、福祉教育用教材を作成・配布するなど、学校における福祉教育の充実を図ります。	・社会福祉課 ・学校教育課
2 福祉協力園・福祉協力校への支援 学校における福祉教育を推進するため、福祉協力校連絡会を開催し、福祉教育の活動事例を発表する場を設けるなど、福祉協力園・福祉協力校への支援を図ります。	・社会福祉協議会

基本施策② 地域での交流の場、居場所づくりの充実

推進事業内容	所管
3 地域住民による交流活動の促進 地区社会福祉推進協議会活動の一環として実施する「ふれあい・いきいきサロン」や「高齢者を囲む会」など、地域住民による交流活動の促進を図ります。	・社会福祉協議会
4 公共施設の利用促進 地域住民による地域福祉活動や、ボランティア・市民活動を支援するため、総合福祉社会館、中川ふれあいセンターなどの福祉施設や、地区センター等の利用を促進します。	・まちづくり推進課 ・社会福祉課 ・高齢介護課 ・子育て総合支援センター
5 地域集会所の整備促進 地域住民の福祉活動拠点として、自治会が設置する地域集会所の整備促進を図ります。	・社会福祉課

目標指標

[各年毎に把握する指標]

指標名	基準値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 34 年度)
ふれあい・いきいきサロンの実施率	67.3%	80.0%
高齢者を囲む会の参加者数	2,267 人	2,400 人
地区センターの利用者数	450,306 人	443,200 人

推進目標（２） ささえ合いのまちづくり

現状

- 市民が安心して暮らすことができるまちづくりを進めるうえで、日頃からの近所づきあいを通じて、互いの顔が見える関係を築きながら、助けあい、ささえ合う活動を推進することが重要です。
- 本市では、地域でのささえ合い活動の推進にあたって、あんしん見守りネットワーク事業や災害時要援護者台帳（避難行動要支援者名簿）登録の充実、地域見守り関係事業所との協定事業の推進に努めています。
- 市民アンケートでは、「地域住民等による見守り活動」などの地域の支え合いの取り組み満足度が最も高く、重要度も高くなっており、市民が地域における見守り、支え合いの必要性を強く感じている状況がうかがえます。
- また、子育てや高齢者や障がい者の介助・介護などで困っている家庭に対して市民ができる手助けとして「緊急時の手助け」や「安否確認の声かけや見守り」と回答した人もおり、市民の主体的なささえ合い活動への参加意向がみられます。

課題

- 今後も、住民相互の交流を深め、地域住民によるささえ合い活動を促進することにより、だれもが安心して暮らすことができるまちづくりを推進することが必要です。
- 地域福祉を推進する上で「地域における防犯活動の推進」の重要度も高くなっています。今後も、子どもや高齢者など、要配慮者が交通事故や犯罪に巻き込まれないよう、地域が一体となって交通安全・防犯活動に取り組むことが必要です。



今後の取り組み

基本施策① ささえ合い活動の促進

地域住民によるささえ合い活動の促進を図るため、地区社会福祉推進協議会、自治会、民生・児童委員協議会、福祉推進委員連絡会、老人クラブ、子ども会、PTA、女性団体などの活動を支援します。

基本施策② 見守り活動の促進

地域住民や民間事業者等による要配慮者の見守り活動の促進を図ります。また、要配慮者（避難行動要支援者）の個人情報適切に利用されるよう、周知啓発を図ります。

基本施策③ 交通安全・防犯活動の促進

地域における交通事故や犯罪を防止するため、地域住民による交通安全・防犯活動を促進します。また、地域で発生した犯罪等に関する情報の共有化を図ります。

主体別取り組み

〔 市民、地域、社会福祉協議会、行政が主体となって取り組むこと 〕

主体	取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもも大人も地域活動へ積極的に参加し、様々な活動を体験します。 ○地域の一員として自らが持つ知識や経験を活用し、地域に貢献します。 ○近所の人による自主的な見守り活動などを通じて、困っている人などを把握した時には、民生委員・児童委員や地域包括支援センターなどへ相談します。 ○生活に困難を抱えた人に対して、声かけや見守りを行います。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員・児童委員や地域住民が、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯等への訪問等を行います。 ○地域でひとり暮らし高齢者や障がい者の生活を手助けします。 ○子育てに悩む親が孤立しないよう、見守ります。 ○地域での見守り活動や声掛け活動等、地域での支え合いを進めます。 ○日頃より、地域で支援が必要な人を把握します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者や障がい者等に関する理解を深める機会を設け、地域における見守り意識を高めます。 ○ふれあい・いきいきサロンを通じて、高齢者や障がい者等の見守り活動を支援します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の見守り意識の大切さの啓発や見守り活動を支援します。

※ 主体別取り組みについては、内容を推進目標ごとに記載しています。

事業内容

基本施策① ささえ合い活動の促進

推進事業内容	所管
6 地域住民によるささえ合い活動の促進 自治会、老人クラブ、子ども会、PTA、女性団体などの活動を通じて、地域住民によるささえ合い活動の促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり推進課 ・高齢介護課 ・社会教育スポーツ課 ・社会福祉協議会
7 地域住民による生活支援活動の促進 地区社会福祉推進協議会活動の一環として実施する「食事サービス事業」や「買い物支援事業」など、地域住民による要配慮者への生活支援活動の促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会

基本施策② 見守り活動の促進

推進事業内容	所管
8 地域住民による見守り活動の促進 自治会、民生委員・児童委員、福祉推進委員が主体となって実施する「あんしん見守りネットワーク事業」を推進するなど、地域住民による要配慮者への見守り活動の促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会 ・社会福祉課 ・高齢介護課
9 民間事業者等による見守り活動の促進 新聞販売店や金融機関、宅配業者など、日頃から地域住民と接する機会が多い民間事業者と連携し、見守り活動への協力を呼びかけるなど、民間事業者等による要配慮者への見守り活動の促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会 ・社会福祉課 ・高齢介護課
10 要配慮者（避難行動要支援者）情報の適切な利用の啓発 地域住民による見守り活動の実施にあたり、要配慮者（避難行動要支援者）の個人情報適切に利用されるよう、周知啓発を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会 ・社会福祉課

基本施策③ 交通安全・防犯活動の促進

推進事業内容	所管
11 地域住民による交通安全・防犯活動の促進 地域における交通事故や犯罪を防止するため、「さわやかみまもりEye」や「地域のおじさんおばさん運動」、学校やPTA等によるパトロールなど、地域住民による交通安全・防犯活動を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・生活安全課 ・学校教育課 ・社会教育スポーツ課
12 防犯情報の共有化 消費者被害や不審者情報など、地域で発生した犯罪等に関する情報を随時メール配信するとともに、行方不明となった高齢者等に関する情報を防災行政無線等で発信するなど、防犯情報の共有化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり推進課 ・生活安全課 ・社会福祉課 ・高齢介護課

目標指標

[各年毎に把握する指標]

指標名	基準値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 34 年度)
地域見守り協定事業所数	54 事業所	80 事業所
福祉推進員数	892 人	950 人



推進目標（3）市民参加・人権擁護のまちづくり

現状

- 地域福祉を推進する上では、市民一人ひとりが、お互いの人権を尊重し、人と人とのつながりを持ち、地域活動につなげていくことが重要です。
- 本市においては、市民活動やボランティア活動に関する情報提供や NPO 法人の設立等に関する相談窓口、ボランティア市民活動支援センターの運営等の充実に取り組んでいます。
- 市民アンケートでは、「ボランティア・NPOが活躍できる環境づくり」「ボランティア人材の発掘と育成」など市民参加の促進の取り組みの満足度は低い状況となっています。
- 本市においては、障がい者虐待防止支援のための研修・啓発やDVを防止するための啓発、高齢者虐待防止研修会の開催、地域包括支援センターの専門的な福祉相談窓口の充実に取り組んでいますが、市民アンケートでは、周辺で虐待などのおそれがある状況を知った場合の対応がわからない人もいます。

課題

- 今後、地域のボランティアを育成する機会への参加意識を高めていくための支援が必要です。また、ボランティアの団体育成や人材育成の機会を設け、効果的な啓発活動を行い、活動の周知を図ることが必要です。
- 市では、様々な機会を通じて、人権教育に取り組んでいます。しかし、人権尊重の理念などへの正しい理解・知識や行動が十分定着していないことなどにより、様々な人権問題が生じていることから、学校教育や社会での人権教育の充実や、人権の啓発活動に取り組む必要があります。

今後の取り組み

基本施策① 市民が活躍できる基盤の充実

まちづくり市民活動支援センターやボランティア市民活動支援センターを拠点に、市民活動やボランティア活動を支援します。

基本施策② 人権を尊重する活動の推進

すべての教育活動を通じて、人権教育を推進するとともに、市の広報やホームページ、情報誌など各種媒体を活用し、あらゆる人権に関する情報を発信し、障がい者や認知症高齢者、罪を犯し、刑を終えて出所した人等に対する正しい理解の促進を図ります。また、関係機関等と連携して虐待やDVを防止するための啓発を行います。

主体別取り組み

〔 市民、地域、社会福祉協議会、行政が主体となって取り組むこと 〕

主体	取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じ、福祉の各種制度を活用します。 ○日常生活自立支援事業や成年後見制度等の権利擁護に関する理解を深めます。 ○高齢者、障がい者、子ども等市民一人ひとりが人権尊重の心を育み、人権意識に根ざした行動を行います。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい、認知症等に関する対応や人権等の学習や理解を深める取り組みを進めます。 ○福祉サービスを提供する事業者は、利用者の利益と、基本的人権を尊重します。 ○地域住民が人権尊重の心を育み、人権意識に根ざした行動ができるような学習の場を提供します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉コーディネーターを配置した窓口をはじめ、地域包括支援センター等が連携し、総合的な相談に対応できる窓口の充実を図ります。 ○市民にとって身近な相談相手である、民生委員・児童委員や福祉推進委員など地域福祉活動者と連携を強化します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○各課の業務内容を分かりやすく表示するとともに、適切な窓口へ誘導できる体制を整えます。 ○相談事業の利用者に、適切な支援をするため、各種相談員や社会福祉協議会、民生委員・児童委員等との連携を密に行います。 ○相談窓口で受け付けた相談について、関係する専門機関と連携をとりながら対応します。

※ 主体別取り組みについては、内容を推進目標ごとに記載しています。

事業内容

基本施策① 市民が活躍できる基盤の充実

推進事業内容	所管
13 市民活動に対する支援 まちづくり市民活動支援センターを拠点に、インターネット等を活用した市民活動情報の提供や、NPO法人の設立等に関する相談支援など、市民活動に対する支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動推進課
14 ボランティア活動に対する支援 ボランティア市民活動支援センターを拠点に、ボランティア活動に関する情報提供や相談を行うなど、ボランティア活動に対する支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会 社会福祉課

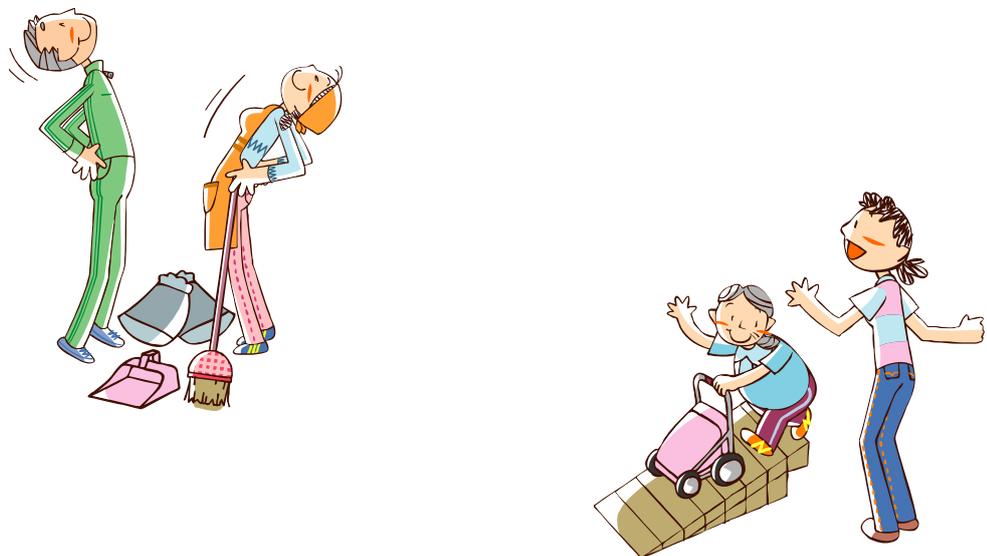
基本施策② 人権を尊重する活動の推進

推進事業内容	所管
15 人権教育の推進 すべての教育活動を通じて、人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にする教育を推進するなど、人権教育を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育課 社会教育スポーツ課
16 人権啓発の推進 市の広報やホームページ、情報誌など各種媒体を活用し、人権に関する情報を発信するとともに、講演会や講座を開催するなど、人権啓発を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 人権擁護推進室 社会教育スポーツ課
17 障がい者に対する理解の促進 市の広報やホームページなど各種媒体を活用し、障がい者福祉に関する情報を発信するほか、障がい者や当事者団体とともに障害者週間に合わせて啓発活動を行うなど、障がい者に対する理解の促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 障がい福祉課 社会福祉協議会
18 認知症高齢者に対する理解の促進 「認知症サポーター」や「高齢者にやさしくし隊」などの活動への参加を呼びかけ、認知症高齢者に対する理解の促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 高齢介護課 社会福祉協議会
19 虐待・DV防止の啓発 障がい者、高齢者、児童に対する虐待や、DVについての知識の普及を図るとともに、早期発見のための通報への協力を呼びかけるなど、関係機関等と連携して虐待やDVを防止するための啓発を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉課 障がい福祉課 高齢介護課 子育て支援課 男女共同参画推進室
20 刑を終えて出所した人等の円滑な社会復帰を促進 大垣保護区保護司会とともに関係団体や機関と犯罪のない安全で安心な地域社会づくりを推進していきます。	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉課

目標指標

[各年毎に把握する指標]

指標名	基準値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 34 年度)
かがやきポータルサイト登録団体数	252 団体	277 団体
ボランティア市民活動支援センターに登録するボランティア団体数	132 団体	139 団体
人権に関する学習機会の参加者数 (累計)	718 人	3,950 人



重点目標 2 だれもが安心してサービスを利用できるまちづくり

推進目標（1）安心して生活ができる仕組みづくり

現状

- 多様化・複雑化している福祉ニーズや生活課題に対応できるよう、各相談窓口相互のネットワークの強化など、市役所の相談体制の充実が求められます。
- 生活困窮者やひとり親世帯、高齢者のみ世帯、障がい者など支援が必要な人々が増加しています。支援が必要な人の中には既存のサービスや行政の仕組みでは解決できない問題を抱える人もいます。
- 本市では、地域包括支援センターにおいて、身近な地域での高齢者等に関する専門的な福祉相談窓口の機能強化を図っており、今後職員の資質向上や実施体制の強化が重要となっています。また、子育てに関しては、子育て総合支援センターや子育て世代包括支援センターなど、障がい者に対しては、障がい者生活支援センターなどで支援が必要な人への専門的な相談窓口の充実を図っています。

課題

- 市民アンケートでは、困ったことがある時に家族、友人以外で相談相手のいない人が3割程度となっています。特に、一人暮らし世帯、親と子の2世代世帯、近所付き合いの程度が低い人ほど、誰にも相談しない人が多くなっています。また、支援を必要とする人が相談窓口を知らないといった状況もうかがえます。そのため、相談窓口の周知を図ることが必要です。
- 複雑化・多様化する福祉課題に対応するため、施策分野ごとの相談支援機関等と行政、社会福祉協議会や地域福祉活動団体が問題を共有し連携して支援を行うことが重要です。
- 民生委員・児童委員や福祉推進委員、障害者相談員をはじめ、地域で相談支援活動をしている人の周知を図るとともに、相談内容の複雑多様化に伴い、関連機関が連携を図る必要があります。

今後の取り組み

基本施策① 相談支援体制の充実

保健・福祉・医療・介護に関する専門的な相談ができる窓口を設置し、包括的な相談窓口の充実を図ります。

また、高齢者や障がい者のほか、育児で引きこもりがちな親子などの社会参加を促すため、地域での交流の機会の提供や居場所づくりの充実を図るとともに、総合的な相談窓口の充実や関係機関との連携を図ります。

さらに、地域関係者が連携し、地域の福祉課題を把握し、課題の解決に向けて要配慮者情報の共有化を図ります。また、生活困窮者自立支援制度の周知・啓発を行います。

基本施策② 地域包括ケアの推進

要配慮者の個別課題の解決に向けて、多職種の協働による地域ケア会議等を開催するとともに、福祉サービス事業者や医療機関など、専門機関等との連携を促進します。また、かかりつけ医の普及・啓発を図ります。さらに、生活困窮者の経済的自立及び生活支援を推進します。

主体別取り組み

〔 市民、地域、社会福祉協議会、行政が主体となって取り組むこと 〕

主体	取り組み
市民	○各種相談窓口を有効に活用します。
地域	○地域活動等を通して、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等の相談窓口の周知をします。 ○民生委員・児童委員や自治会、福祉施設などが連携し、多様化する地域での相談ごとに対応します。 ○地域が顔見知りになり、身近な相談窓口などの情報を教え合います。 ○民生委員・児童委員をはじめ、地域で相談支援活動を行っている人の周知を図ります。
社会福祉協議会	○自立した生活への立て直しに向けた資金貸付に関する相談を行います。 ○関係機関との連携強化を図ります。
市	○生活困窮者の生活課題の解決に向けて、本人の状況に応じた支援を行います。 ○多様な相談に対応できるよう総合的な相談窓口の推進を図ります。 ○関係機関や民生委員・児童委員、福祉サービス事業所など、様々な社会資源との連携を図り、支援体制の充実を図ります。

※ 主体別取り組みについては、内容を推進目標ごとに記載しています。

事業内容

基本施策① 相談支援体制の充実

推進事業内容	所管
21 保健・福祉・医療・介護などに関する包括的な相談窓口の充実 保健・福祉・医療・介護に関する専門的な相談ができる包括的な窓口を設置するとともに、相談業務に従事する職員の資質向上に努めるなど、相談窓口の充実を図ります。また、専門職等によるアウトリーチ型の相談支援体制の構築について検討します。	<ul style="list-style-type: none"> 福祉部 子育て支援部 市民病院 (地域医療連携部) 社会福祉協議会
22 地域関係者の連携による福祉課題の把握と情報の共有化 民生委員・児童委員と自治会などが連携し、地域の福祉課題を把握するとともに、その課題の解決に向けて要配慮者情報の共有化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会
23 生活困窮者自立支援制度の促進 生活困窮者の生活課題の解決に向けて、本人の状況に応じた支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉課

基本施策② 地域包括ケアの推進

推進事業内容	所管
24 専門機関等との連携の促進 要配慮者の個別のニーズに対応できるよう、福祉サービス事業者や医療機関など、専門機関等との連携を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> 障がい福祉課 高齢介護課 社会福祉協議会
25 地域ケア会議等の開催 地域包括支援センター及び障がい者基幹相談支援センターが主体となり、要配慮者の個別課題の解決に向けて、保健・福祉・医療・介護等の専門職や関係機関など、多職種の協働による地域ケア会議等を開催します。	<ul style="list-style-type: none"> 障がい福祉課 高齢介護課 社会福祉協議会
26 病診連携の推進 初期医療から高度専門医療まで、病気やけがの状態に応じた的確に受診できるよう、かかりつけ医と市民病院との病診連携を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 市民病院 (地域医療連携部)
27 かかりつけ医の普及・啓発 身近な地域で適切な医療を受けることができるよう、かかりつけ医の普及・啓発、医師会・歯科医師会等と在宅医療・介護の提供体制の構築・推進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 高齢介護課 保健センター
28 住まいの充実 離職により経済的に困窮しており、住宅を喪失又はそのおそれがある方であって、就労能力及び就労意欲のある方のうち、一定の条件を満たす方に対し、住宅費を支給します。	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉課
29 自殺対策の推進 自殺の危険性の高い人の早期発見や見守りを図るため、「ゲートキーパー」の役割を担う人の養成を実施し、また、市、関係機関や地域等との連絡体制や相談体制を強化し、強化月間を設けるなどの啓発に努め、自殺対策を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 保健センター

目標指標

[各年毎に把握する指標]

指標名	基準値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 34 年度)
個別支援会議（障がい者基幹相談支援センター）	123 回	128 件
地域ケア会議の開催数（地域包括支援センター）	159 回	169 回
生活困窮者自立支援事業におけるプラン作成件数（累計）	39 件	60 件



推進目標（２）適切なサービスを利用できる仕組みづくり

現状

- 地域で安心して暮らすためには、行政サービスや事業所の情報、地域での様々な活動の情報がすべての市民に行き届くことが重要です。
- 本市では、広報おおがきを活用した情報提供や「保健・福祉のガイドブック」を活用した福祉制度の啓発、メールマガジンの配信、各種制度のパンフレット等の整備、子育て情報の配信など情報提供の充実を図っています。
- 市民アンケートにおいて、市民の求める福祉サービスに関する情報については「行政が提供する各種福祉サービスの種類・内容に関する詳細な情報」が最も多く、他に「福祉サービス提供事業者の各種福祉サービスの種類・内容に関する詳細な情報」「健診等の保健医療に関する情報」などとなっています。
- 認知症高齢者や精神保健福祉手帳所持者等の増加に伴い、成年後見制度の需要が高まることが予想される中で、本市では、成年後見制度の利用支援や市民後見人の育成支援などに取り組んでいます。

課題

- 今後も、子どもから高齢者まで支援を必要とする人への情報手段やニーズに応じた情報提供の充実を図る必要があります。
- 市民アンケートでは、「安心して福祉サービスを利用できる仕組みづくり」に対する取り組みの満足度が低く、一方で重要度は高くなっています。また、「福祉サービスに関する情報提供」に対する満足度も低く、市民が適切な支援に結びつくための仕組みづくりの充実が求められています。
- 市民アンケートでは、「判断能力が十分でない方への支援（成年後見制度の利用促進）」への取り組みへの満足度が低くなっています。今後も、成年後見制度や日常生活自立支援事業の推進のもと、支援が必要な人へ必要なサービスを切れ目なく提供していくとともに、福祉サービス利用者の権利擁護をより一層充実していくことが求められます。

今後の取り組み

基本施策① 情報提供の充実

だれもが必要な情報を必要なときに得られるよう、多様な方法による情報提供を推進します。また、障がい者や外国人市民に対して、コミュニケーション支援の充実を図ります。

基本施策② 共生型サービスの推進

福祉サービス事業者に対し、苦情相談窓口の設置や第三者評価や自己評価の実施の促進を図るとともに、市民へ周知啓発を図ります。また、介護保険と障害福祉のサービスを一体的に提供する共生型サービスを推進します。

基本施策③ 福祉サービス利用者の権利擁護の推進

判断能力が不十分な要配慮者やその家族に対し、日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知啓発と利用支援を図ります。また、市民後見人の育成支援・活用に向けた取り組みについて検討します。

主体別取り組み

[市民、地域、社会福祉協議会、行政が主体となって取り組むこと]

主体	取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉の各種制度への関心を高めます。 ○広報紙や回覧板などから積極的に日常の暮らしや福祉の情報を収集します。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉に関する制度や法律、福祉サービス等についての地域における学習の場をつくります。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○「社協だより」や社協ホームページ等を活用し、市民が情報を入手しやすい伝達手段により情報を提供します。 ○地区社協の地域支援を通じて、各地域の身近な課題の把握に努め、地域問題の解決に向けた支援に役立てます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○「広報おおがき」や市ホームページ等を活用し、高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援、健康づくり等に関するサービス情報を分かりやすく提供します。 ○視覚障がい者に情報が伝わるよう「広報おおがき」等の点訳・音訳を行います。

※ 主体別取り組みについては、内容を推進目標ごとに記載しています。

事業内容

基本施策① 情報提供の充実

推進事業内容	所管
30 多様な方法による情報提供の推進 広報、インターネット、メール配信サービスなど、多様な方法による情報提供の推進を図ります。	・福祉部 ・子育て支援部 ・市民病院 ・社会福祉協議会
31 障がい者のコミュニケーション支援の充実 市役所等に手話通訳者を配置するとともに、ボランティア団体の協力を得て、会議や地域行事などへの手話奉仕員や要約筆記奉仕員等の派遣、音声・点字による広報紙等の作成など、障がい者のコミュニケーション支援の充実を図ります。	・障がい福祉課 ・社会福祉協議会
32 外国人市民のコミュニケーション支援の充実 市役所等に外国語相談員等を配置するとともに、外国語によるパンフレットやホームページ等を整備するなど、外国人市民のコミュニケーション支援の充実を図ります。	・まちづくり推進課 ・市民病院

基本施策② 共生型サービスの推進

推進事業内容	所管
33 福祉サービスに関する相談窓口の設置及び利用促進 福祉サービス事業者に対し、利用者等からの苦情に適切に対応できるよう、相談窓口の設置を促進するとともに、「岐阜県運営適正化委員会」及び「岐阜県国民健康保険団体連合会・介護サービス苦情相談窓口」等の苦情相談窓口について、市民へ周知啓発を図ります。	・社会福祉課 ・高齢介護課
34 福祉サービス第三者評価等の実施の促進 福祉サービス事業者に対し、第三者評価や自己評価の実施の促進を図ります。	・社会福祉課 ・高齢介護課 ・子育て支援課
35 共生型サービスの推進 高齢者と障がい者（児）が同一の事業所でサービスを受けやすくする「共生型サービス」など、介護保険制度や障害者総合支援制度と連携して生活を支援する体制、サービスの充実を図ります。	・障がい福祉課 ・高齢介護課

基本施策③ 福祉サービス利用者の権利擁護の推進

推進事業内容	所管
36 日常生活自立支援事業の利用支援 判断能力が不十分な要配慮者に対し、日常生活自立支援事業の利用を支援するとともに、事業の周知啓発を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会
37 成年後見制度の利用支援 要配慮者やその家族に対し、成年後見制度の利用を支援するとともに、制度の周知啓発を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉課 ・高齢介護課 ・社会福祉協議会
38 市民後見人の育成支援 弁護士などの専門職による後見人のほか、市民後見人の育成支援及びその活用に向けた今後の取り組みについて検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会

目標指標

[各年毎に把握する指標]

指標名	基準値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 34 年度)
日常生活自立支援事業の相談、援助件数	3,800 件	3,900 件
成年後見制度利用支援事業の利用者数 (障がい福祉課)	5 人	7 人
成年後見制度利用支援事業の利用者数 (高齢介護課)	18 人	21 人
成年後見制度利用相談件数	延 192 件	延 212 件

重点目標 3 だれにもやさしい人と社会の大垣づくり

推進目標（1）安全で快適な地域づくり

現状

- 南海トラフの巨大地震の発生が懸念される中で、誰もが安全に安心して暮らせる地域づくりが重要です。
- 本市においては、自主防災組織や災害ボランティアの育成、災害ボランティアコーディネーターの育成などを進めているとともに、災害時要援護者台帳（避難行動要支援者名簿）登録などに取り組んでいます。
- 市民アンケートでは、「地域における災害に備えた体制の整備」に対する満足度が低く、最重要課題と捉えています。また、緊急時に、避難所への誘導等の手助けが必要である人が2割となっています。避難時に持ち運ぶ非常持ち出し品を用意していない人、地域で自主防災組織を組織していることを知らない人、地域の防災訓練に参加していない人が5割以上となっています。
- また、本市では、市民の快適な生活環境のため、ユニバーサルデザイン推進指針の啓発や高齢者等に配慮した施設整備、バリアフリー整備事業に取り組んでいます。

課題

- 防災訓練など、地域での防災活動を周知するとともに、障がい者や若者など、地域で暮らすより多くの市民の参加を促進し、安心して生活のできる環境を整える必要があります。また、市民の防災・防犯意識を高め、緊急時に自分たちで地域を守る意識を育てていくことが大切です。
- 今後も、移動等が困難な人のための交通手段の充実、移動しやすい歩道や子ども連れや高齢者等に配慮した施設の整備など、誰もが利用しやすいまちの整備を進める必要があります。
- 誰もが住み慣れた家庭や地域で安全に安心して暮らし続けるためには、バリアフリー及びユニバーサルデザインの視点による生活環境の整備や地域コミュニティの向上が重要です。

今後の取り組み

基本施策① 防災対策の推進

障がい者や高齢者など、災害時に地域の援護が必要な方に対し、災害時要援護者台帳（避難行動要支援者名簿）への登録を促進し、関係機関と情報を共有していきます。また、災害時における要配慮者（避難行動要支援者）の状況に応じた避難支援体制を構築するとともに、地域住民が実施する自主防災活動を促進し、災害救援ボランティアの育成支援に努めます。

基本施策② 快適で生活しやすい環境の構築

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」を踏まえて、障がい者や高齢者等に配慮した住宅改修等を推進するとともに、誰もが安心して安全に外出ができるように、バリアフリー化やユニバーサルデザインを推進するなど、地域の環境整備に努めていきます。



主体別取り組み

[市民、地域、社会福祉協議会、行政が主体となって取り組むこと]

主体	取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○日頃から災害時の準備をし、緊急時に対する備えをします。 ○地域住民の防災、防犯意識や自分たちで地域を守る意識を高めます。 ○地域の防犯防災活動へ積極的に参加します。 ○災害発生時において、要配慮者を支援します。 ○身近な場所で歩きづらいところ、危険に感じるところを点検し、関係機関に知らせます。 ○障がい者等の専用駐車場の不必要な利用や点字ブロック上への駐輪等はいけません。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時における安否確認や避難誘導などが円滑に行えるよう、地域における支援体制の整備を進めます。 ○地域の自主防災組織などとの連携強化を図ります。 ○防災訓練等、地域での防犯防災活動に取り組みます。 ○身近な場所で歩きづらいところ、危険に感じるところを点検・共有し、安全確保に努めます。 ○地域で交通安全活動に取り組みます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模災害時には、災害時ボランティアセンターとして機能できるように、行政と各地区社協の防災士と協力・連携します。 ○各地区社協での要配慮者避難訓練の実施を促し、その中心的な災害ボランティアリーダーの支援を行います。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○防災に関する正しい知識の普及と啓発を図ります。 ○地域単位で行う防災訓練、防災研修会の支援及び自主防災組織や災害ボランティアの育成・指導を行い、地域防災を活性化します。 ○災害時要援護者台帳（避難行動要支援者名簿）の登録を推進し、登録者を把握するとともに、地域での災害時の見守りについて推進・啓発します。 ○福祉避難所として協定を締結した民間福祉施設に対して、福祉避難所運営マニュアルの提示と必要な環境整備を進めます。 ○公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮した整備に努めます。

※ 主体別取り組みについては、内容を推進目標ごとに記載しています。

事業内容

基本施策① 防災対策の推進

推進事業内容	所管
39 避難行動要支援者の把握、情報の共有化及び支援体制の構築 障がい者や高齢者など、災害時に地域の援護が必要な方に対し、災害時要援護者台帳（避難行動要支援者名簿）への登録を促進します。また、自治会、民生委員・児童委員など関係機関と災害時要援護者台帳（避難行動要支援者名簿）情報を共有し、地区社協で実施する「あんしん見守りネットワーク事業」と連携し、災害時における避難行動要支援者（見守り対象者）の状況に応じた避難支援体制を構築し、個別支援計画に活用します。	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉課 ・高齢介護課 ・社会福祉協議会
40 地域住民による防災活動の促進 災害発生に備えて、地域住民が実施する自主防災活動を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・生活安全課 ・社会福祉課 ・社会福祉協議会
41 災害救援ボランティア活動に対する支援 災害ボランティアの受け入れ体制の整備に取り組むとともに、災害救援ボランティアの育成支援に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・生活安全課 ・社会福祉課 ・社会福祉協議会

基本施策② 快適で生活しやすい環境の構築

推進事業内容	所管
42 居住空間のバリアフリー化の推進 段差の解消や手すりの設置など、障がい者や高齢者等に配慮した住宅改修等を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉課 ・住宅課
43 道路のバリアフリー化の推進 すべての市民が安全で快適に利用できるよう、道路のバリアフリー化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・道路課
44 交通のバリアフリー化の推進 すべての市民が安全で快適に公共交通機関等を利用できるよう、路線バスのノンステップバス導入を促進するなど、交通のバリアフリー化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・生活安全課
45 公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進 すべての市民が安全で快適に利用できるよう、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの意義の啓発・導入を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉課 ・地域創生戦略課

目標指標

[各年毎に把握する指標]

指標名	基準値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 34 年度)
防災リーダースキルアップ研修の修了者数 (累計)	134 人	224 人

推進目標（２）地域福祉を推進する体制づくり

現状

- 地域福祉を推進するために、地域福祉活動を担う人材の確保や育成が必要です。
- 本市においては、民生委員・児童委員、福祉推進委員の研修機会の充実やボランティアリーダーの養成、ボランティア養成講座の充実などに取り組んでいます。
- 社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を担う中心的な団体として明確に位置づけられている中で、地域に密着しながら、様々な事業を行っています。
- 地域活動者のアンケートでは、支援活動にあたっての問題点として、メンバーの高齢化や新たなメンバーが加入しないなどの意見があがっています。

課題

- 今後も、地域福祉活動の人材育成に関しては、講座や研修等を継続して実施し、長期的な視点からリーダーを育成していく必要があり、特に若い世代の福祉活動への参加促進を図る必要があります。
- また、本計画を推進するうえでも、社会福祉協議会と各地区社会福祉推進協議会との連携・協力のもと、地域における福祉課題や福祉ニーズを解決するため、地域住民等による生活支援サービスを展開していくことが必要です。



今後の取り組み

基本施策① 地域福祉を担う人材・団体の育成

地域福祉の推進主体として中心的な役割を担っている民生委員・児童委員や福祉推進委員の活動を支援します。また、各種講座やイベントの開催等を通じて、ボランティアの確保と人材の育成を図るなど、ボランティア活動を支援します。

基本施策② 社会福祉協議会の機能強化とサービスの開発支援

社会福祉協議会との連携を強化するとともに、市民主体の地域福祉活動の推進を支援します。また、「地区社会福祉推進協議会活動計画」の見直しを行い、地区社会福祉推進協議会において実施する地域福祉活動に対する支援を行います。

主体別取り組み

[市民、地域、社会福祉協議会、行政が主体となって取り組むこと]

主体	取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none">○ボランティア活動に積極的に参加します。○ボランティアに必要な知識を身につけるため、研修などに参加します。
地域	<ul style="list-style-type: none">○ボランティア団体による活動内容の情報発信をします。○ボランティア団体やサービス事業所などはボランティア活動希望者を積極的に受け入れます。○ボランティア団体同士による交流を行います。○あらゆる世代が興味を持てるように、ボランティア活動の啓発を企画します。○ボランティア講座やリーダー養成研修等への参加を呼びかけます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">○ボランティア、地区社協や自治会との日常的な連携、情報交換を行います。○民生委員・児童委員、福祉推進委員等と連携を図り、地域の見守り活動を支援します。
市	<ul style="list-style-type: none">○民生委員・児童委員、福祉推進委員等と連携を図り、地域の見守り活動を支援します。

※ 主体別取り組みについては、内容を推進目標ごとに記載しています。

事業内容

基本施策① 地域福祉を担う人材・団体の育成

推進事業内容	所管
46 民生委員・児童委員活動に対する支援 民生委員・児童委員の役割や活動内容などを、広く市民に周知するとともに、民生委員・児童委員活動に役立つ講演会や研修会を開催するなど、研修機会の充実を図ります。	・社会福祉課 ・高齢介護課 ・子育て支援課 ・社会福祉協議会
47 福祉推進委員活動に対する支援 福祉推進委員の役割や活動内容などを、広く市民に周知するとともに、福祉推進委員活動に役立つ講演会や研修会を開催するなど、研修機会の充実を図ります。	・社会福祉協議会
48 ボランティアコーディネーターによる活動支援 ボランティア市民活動支援センター（総合福祉会館）内に、ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア活動全般にわたる支援を行います。	・社会福祉協議会
49 ボランティア養成講座の充実 市民がボランティアとしての知識、技術を学ぶため、各種ボランティア養成講座を実施します。	・社会福祉協議会
50 地域福祉活動を支える人材の確保・育成 地域福祉活動の担い手として、市民に対しボランティア活動への参加を働きかけるとともに、ボランティアの確保と人材育成に努めます。	・社会福祉協議会

基本施策② 社会福祉協議会の機能強化とサービスの開発支援

推進事業内容	所管
51 社会福祉協議会との連携強化 社会福祉協議会との連携を強化するとともに、社会福祉協議会の機能強化を図るなど、市民主体の地域福祉活動の推進を支援します。	・社会福祉課
52 地区社会福祉推進協議会活動計画の策定支援 市内 20 地区で策定されている「地区社会福祉推進協議会活動計画」の見直しを促進します。	・社会福祉協議会
53 地区社会福祉推進協議会が行う地域福祉活動に対する支援 地域住民の福祉ニーズ等を踏まえ、地区社会福祉推進協議会において実施する地域福祉活動に対する支援を行います。	・社会福祉協議会

目標指標

[各年毎に把握する指標]

指標名	基準値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 34 年度)
初心者ボランティア講座の参加者数(累計)	30 人	130 人
地域活動支援ボランティア講座の参加者数	79 人	120 人



計画の推進体制

1 計画の推進体制

本計画の推進を図るため、地域住民、市民団体、事業者、社会福祉協議会および行政との協働のもと、推進体制を整備し、各事業の実施状況等を把握・評価しながら改善・見直しを行います。

また、第4章に記載している目標指標について、各年毎に把握する指標を確認し、推進委員会、策定・評価委員会での評価のもと施策の方向、事業の見直しを行います。

(1) 推進委員会での調整

本計画の行政における推進体制として、副市長を委員長とする「大垣市地域福祉計画推進委員会」を設置し、「大垣市未来ビジョン」のほか、関連する個別計画との整合性を図り、全庁的な連携のもと各事業が円滑に進められるよう調整を図ります。

(2) 策定・評価委員会での評価

本計画の総合的な推進を図るため、市民、事業者、専門家等を委員とする「大垣市地域福祉計画策定・評価委員会」において、各事業の実施状況等を評価し、その意見等を事業計画に反映させ、適切な事業の推進に努めます。



資料編



1 大垣市地域福祉計画策定・評価委員会

(1) 大垣市地域福祉計画策定・評価委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 大垣市における総合的な地域福祉の推進を図るための計画（以下「大垣市地域福祉計画」という。）の策定及び実施状況について、市民、専門家等の意見を反映させることを目的として、大垣市地域福祉計画策定・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 大垣市地域福祉計画案についての市長への提言に関すること。
- (2) 大垣市地域福祉計画実施状況についての市長への提言に関すること。
- (3) 前条の目的を達成するために必要な事項
- (4) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、26人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 社会福祉を目的とする事業を経営する者
- (3) 社会福祉に関する活動を行う者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、5年とし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から互選する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長が必要と認める場合は、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明等を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、福祉部社会福祉課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長がその都度定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年2月1日から施行する。
(大垣市地域福祉計画策定委員会設置要綱等の廃止)
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 大垣市地域福祉計画策定委員会設置要綱(平成14年11月1日制定)
 - (2) 大垣市地域福祉計画策定委員会市民部会設置要綱(平成14年11月1日制定)

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年9月1日から施行する。
(大垣市地域福祉計画策定委員会設置要綱の廃止)
- 2 大垣市地域福祉計画策定委員会設置要綱(平成19年7月1日制定)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(2) 大垣市地域福祉計画策定・評価委員会 委員名簿

「平成 31 年 3 月現在」(順不同・敬称略)

区分	氏名	役職等
学識経験のある者	◎山田 武司	岐阜経済大学教授
	後藤 康文	岐阜経済大学講師
社会福祉を目的とする事業を営業者	伊藤 浩明	大垣市介護サービス事業者連絡会代表
	北嶋 勉	大垣市介護サービス事業者連絡会代表
	脇淵 竜舟	大垣民間保育園連合会会長
	吉田 麗己	大垣市医師会副会長
社会福祉に関する活動を行う者	宇納 弘幸	大垣市PTA連合会代表
	○岡本 敏美	大垣市障害者団体連絡協議会会長
	酒井 保吉	大垣市連合自治会連絡協議会副会長
	中山 恵二	大垣市社会福祉協議会常務理事
	浅山 孝平	岐阜経済大学ボランティア・ラーニングセンター代表
	山田 明子	大垣市女性連合会副会長
	西田 勝嘉	かがやきクラブ大垣会長
	高橋 和子	大垣市民生・児童委員協議会代表
	林 暁朗	大垣市青年のつどい協議会会長
	赤尾 春江	人権擁護委員代表
	安田 典子	NPO法人くすくす理事長
	大橋 俊雄	大垣市ボランティア連絡協議会会長
その他市長が必要と認める者	西松 浩	岐阜県西濃保健所健康増進課長
	成瀬 重雄	大垣商工会議所専務理事
	平田 利男	市民委員
	川瀬 信子	市民委員

◎委員長、○副委員長

2 大垣市地域福祉計画推進委員会

(1) 大垣市地域福祉計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 大垣市における総合的な地域福祉の推進を図るための計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定及びその推進をするため、大垣市地域福祉計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 地域福祉計画の策定及び推進における関係部課の総合調整に関すること。
- (3) その他推進委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 推進委員会は、別表第1に定める職にある者及び委員長が指名する者をもって組織する。

(委員長)

第4条 推進委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、副市長をもって充て、推進委員会を代表し、議事その他の会務を総括する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、福祉部長がその職務を代行する。

(会議)

第5条 推進委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長が必要と認める場合は、会議に関係課等の者の出席を求め、意見、説明等を聴き、又は関係課等の長に対し資料、情報等の提出を求めることができる。

(幹事会)

第6条 推進委員会を補助し、具体的な検討を行うため、大垣市地域福祉計画推進委員会幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に定める職にある者及び幹事長の指名する者をもって組織する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、社会福祉課長をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、幹事長が招集する。
- 5 幹事長が必要と認める場合は、会議に関係課等の者の出席を求め、意見、説明等を聴き、又は関係課等の長に対し資料、情報等の提出を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第7条 推進委員会に、大垣市地域福祉計画推進委員会ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)を置く。

2 ワーキンググループは、前条第2項に掲げる幹事の所属する課等の者で、当該所属長に推薦されたものをもって組織する。

3 ワーキンググループは、計画の策定上必要な資料の収集、調査及び研究を行い推進委員会に報告するものとする。

(事務局)

第8条 推進委員会、幹事会及びワーキンググループの事務局は、福祉部社会福祉課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長がその都度定める。

附 則

この要綱は、平成14年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(2) 大垣市地域福祉計画推進委員会 委員名簿

別表第1 (第3条関係)

大垣市地域福祉計画推進委員会

副市長 (委員長)
教育長
技監
企画部長
総務部長
かがやきライフ推進部長
上石津地域事務所長
墨俣地域事務所長
生活環境部長
福祉部長
子育て支援部長
経済部長
建設部長
水道部長
都市計画部長
教育委員会事務局長
病院事務局長
議会事務局長
消防長

別表第2 (第6条関係)

大垣市地域福祉計画推進委員会幹事会

企画部	地域創生戦略課長
総務部	行政管理課長
かがやきライフ推進部	まちづくり推進課長、男女共同参画推進室長、市民活動推進課長
生活環境部	環境衛生課長、生活安全課長
福祉部	社会福祉課長 (幹事長)、障がい福祉課長、人権擁護推進室長、高齢介護課長、窓口サービス課長、窓口サービス課 保険年金・医療課長、保健センター所長
子育て支援部	子育て支援課長、子育て総合支援センター所長
経済部	商工観光課長
建設部	管理課長、道路課長
水道部	水道課長
都市計画部	都市計画課長、住宅課長
教育委員会事務局	庶務課長、学校教育課長、社会教育スポーツ課長
病院事務局	庶務課長、医事課長
病院地域医療連携部	よろず相談・地域連携課長
消防本部	消防指令課長
社会福祉協議会	事務局長

3 大垣市第四次地域福祉計画の策定経過

年月日	内容
平成29年	
7月～ 3月	地区社会福祉推進協議会との懇談会
11月～12月	市民・関係団体などへのアンケート調査
平成30年	
7月 9日	大垣市地域福祉計画推進委員会幹事会（計画の骨子案について）
7月19日	大垣市地域福祉計画推進委員会（計画の骨子案について）
8月 2日	大垣市地域福祉計画策定・評価委員会（計画の骨子案について）
11月 1日	大垣市地域福祉計画推進委員会幹事会（計画の素案について）
11月 9日	大垣市地域福祉計画策定・評価委員会（計画の素案について）
11月26日	大垣市地域福祉計画推進委員会（計画の素案について）
12月14日	市議会文教厚生委員会へ計画の素案を報告
平成30年12月17日～ 平成31年1月16日	計画素案のパブリック・コメントの実施
平成31年	
1月28日	大垣市地域福祉計画推進委員会幹事会（計画案について）
2月14日	大垣市地域福祉計画策定・評価委員会（計画案について）
2月14日	大垣市地域福祉計画策定・評価委員会から市長へ計画案の提言
2月25日	大垣市地域福祉計画推進委員会（計画案について）
3月18日	市議会文教厚生委員会へ計画の最終案を報告
	計画の策定

4 用語解説

ア行

❖ NPO

特定非営利活動促進法に定める分野の非営利活動を行う民間の団体が、特定非営利活動法人（NPO法人）という法人格を取得することで、継続的かつ健全な活動を展開することができる制度。

カ行

❖ 共生社会

様々な状況や状態の人々がすべて分け隔てなく包摂され、障がいのある人もない人も、支え手側と受け手側に分かれることなく共に支えあい、多様な個人の能力が発揮されている活力ある社会。

❖ 権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な高齢者や障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの表明を支援し、代弁することをいう。

❖ 合計特殊出生率

その年の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

❖ 高齢化率

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のこと。高齢化率が7%～14%の社会を高齢化社会、14%～21%の社会を高齡社会、21%以上の社会を超高齡社会という。

サ行

❖ 在宅医療

在宅で行う医療のこと。在宅医療としては、医師による訪問診療、看護師等による訪問看護、理学療法士等による訪問リハビリテーション、歯科医師による訪問歯科診療等がある。

❖ 自主防災組織

災害時に備え、災害を未然に防止し、または被害を軽減するために、地域住民が連携・協同して自主的に設置し、地域で活動する組織。

❖ 障害福祉計画

障害者自立支援法に基づく市の計画で、障がい者それぞれの日常生活の自立・社会的自立を支える自立支援給付及び地域生活支援事業に関する事項を示す計画。

❖ 自立相談支援事業

生活に困りごとや不安を抱えている場合の地域の相談窓口で、支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う。

❖ 生活困窮者

生活困窮者自立支援法第2条第1項に定める「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」。

❖ 生活困窮者自立支援法

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる制度。

❖ 成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う後見人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにする等、本人を不利益から守る制度。

夕行

❖ 第三者評価

社会福祉法人等の事業者や利用者以外の中立的な第三者機関が、事業者の提供する福祉サービスを専門的かつ客観的な立場から総合的に評価するもので、福祉サービスを利用する方々への情報提供、及び事業者のサービスの質の向上を図るため、その結果を公表している。

❖ 地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において地域共生社会の実現が盛り込まれており、今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」と位置づけられている。

❖ 地域生活課題

福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題。

❖ 地域福祉活動計画

地域福祉計画と連携・協働し、地域住民及び福祉・保健等の関係団体や事業者が、地域福祉推進に主体的に関わるための具体的な活動の計画であり、社会福祉協議会が中心となり策定する。地域住民やボランティア、当事者などが主体的に参加し、地域社会を基盤にして進めていく地域福祉を、どのように推進していくかをまとめたもの。

❖ 地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることを可能とする、地域における包括的な支援・サービス提供体制のこと。国は、平成37年を目途として構築を推進しており、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要とされている。

❖ 地域包括支援センター

市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設のこと。主な業務は、介護予防支援及び包括的支援業務（①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）で、制度横断的な連携ネットワークを構築して実施する。

ナ行

❖ 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、精神障がい者、知的障がい者等、判断能力が不十分な人が地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続きの援助、利用料の支払い等、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業のこと。

❖ 認知症

いったん正常に発達した知能が、脳の病的な変化により低下し、日常生活上あるいは社会生活上支障をきたした状態をいう。代表的なものとして、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症がある。症状としては、認知機能障がい（物忘れなど）、精神症状・行動障がい（幻覚、妄想、徘徊など）、神経症状（パーキンソン様症状など）などがみられる。

❖ 認知症高齢者

高齢期における脳の広範な器質的障がいにより、獲得されている知能が低下していく「認知症症状」を示している高齢者のこと。認知症には「アルツハイマー型認知症」や脳血管障がいによる「脳血管性認知症」などがある。

❖ 認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者のことであり、認知症サポーター養成講座を受講した人を認知症サポーターと呼んでいる。

❖ ノンステップバス

バスの床を低くして乗降口の段差を無くし（ノンステップ）、車椅子等でも利用しやすくしたバス。

ハ行

❖ バリアフリー

障がい者や高齢者などが日常生活を送る上での妨げとなる、さまざまな障壁（バリア）を取り除くこと。もとは段差や仕切りの解消などを指したが、現在では、意識や各種制度などあらゆる面において、社会参加を困難にするものを取り除くこととして用いられる。

❖ ひきこもり

「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（厚生労働省、平成22年5月19日公表）で定義される「様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出は除く）を指す現象概念」。

❖ 福祉避難所

主として要配慮者を滞在させることを想定し、災害対策基本法施行令に規定された避難所。

マ行

❖ 民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員（非常勤）であり、ボランティアとして地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助等を行っている。また、民生委員は児童委員も兼ねることとされており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等も行っている。

ヤ行

❖ ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わず、すべての人に利用しやすいように考えられたデザインのこと。

❖ 要配慮者

平成25年6月の災害対策基本法の改正により、「災害時要援護者」という言葉に代わり、新たに定義された言葉で、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のことをいう。

❖ 要約筆記

聴覚に障がいのある人等のために、会議や講演会等で話されている内容の要点をまとめて、紙に書いたり、パソコンで打ち出すなどし、文字で情報を伝えること。

大垣市第四次地域福祉計画
(平成 31 年度～平成 35 年度)

発行年月 平成 31 年 3 月

発行・編集 大垣市 福祉部 社会福祉課

〒503-8601

大垣市丸の内 2 丁目 2 9 番地



電話 (0584) 81-4111 (代表)

FAX (0584) 81-5500